

第 15 避難器具

1 防火対象物の用途及び階に適應する避難器具の種類（第15－1表参照）

第15－1表

防火対象物 \ 階	地 階	2 階	3 階	4 階 又は 5 階	6 階以上 ※11 階以上の 階を除く
(1) 政令別表第1(6)項に掲げる防火対象物で、収容人員が20人（下階に同表(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる防火対象物が存するものにあつては、10人）以上のもの	・避難はしご ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ	・滑り台 ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・救助袋 ・避難橋
(2) 政令別表第1(5)項に掲げる防火対象物で、収容人員が30人（下階に同表(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる防火対象物が存するものにあつては、10人）以上のもの (3) 政令別表第1(1)項から(4)項まで及び(7)項から(11)項までに掲げる防火対象物で、収容人員が50人以上のもの（主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く。）	・避難はしご ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・滑り棒 ・避難ロープ ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋
(4) 政令別表第1(12)項及び(15)項に掲げる防火対象物で、収容人員が、150人（無窓階又は地階にあつては100人）以上のもの	・避難はしご ・避難用タラップ		・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋
(5) 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていない階で、収容人員が10人以上のもの		(注) ・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・滑り棒 ・避難ロープ ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋

(注) 政令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イに掲げる防火対象物で(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの

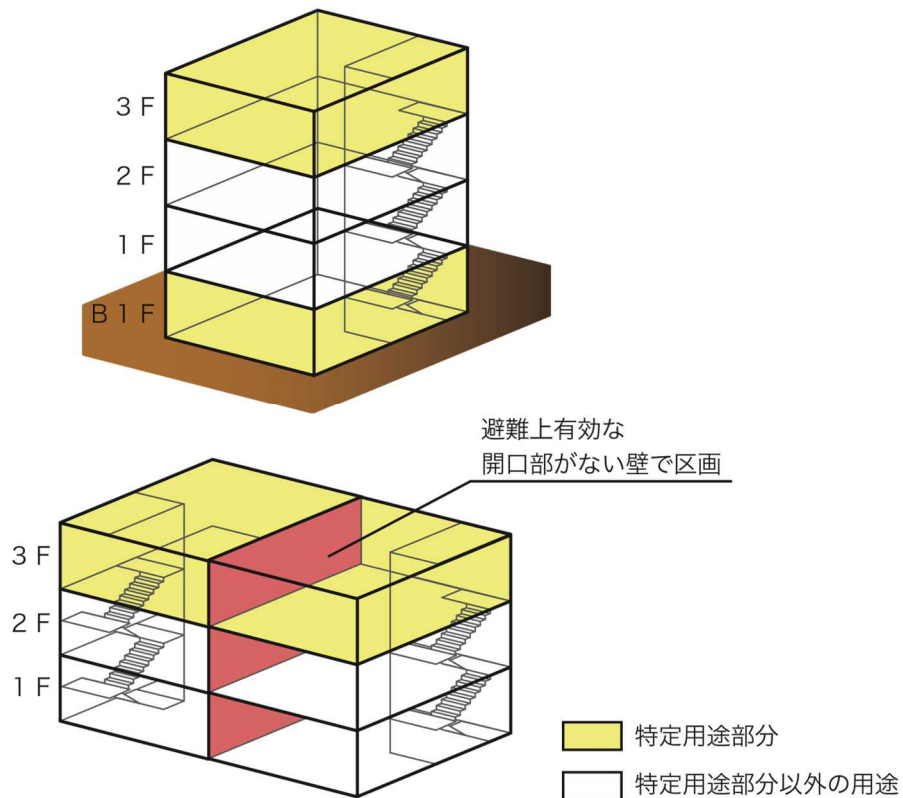
2 用語の定義

この項において用いる用語の定義は、次による。

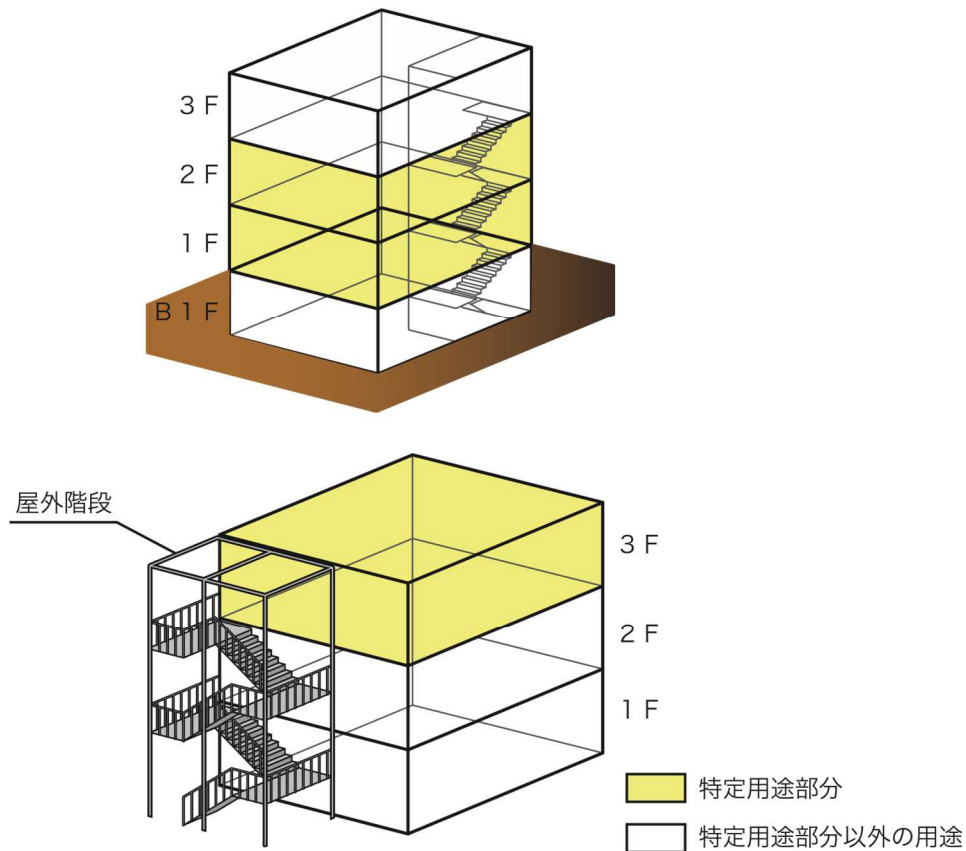
- (1) 「避難はしご」とは、固定はしご、立てかけはしご及びつり下げはしごをいう。
 - ア 「固定はしご」とは、常時使用可能の状態で防火対象物に固定されて使用されるもの（収納式のもの（横棧を縦棒内に収納しておき、使用の際、これを取り出して使用可能の状態にすることができるものをいう。以下同じ。）及びその下部を折りたたむこと又は伸縮させることができる構造のものを含む。）をいう。
 - イ 「立てかけはしご」とは、防火対象物に立てかけて使用されるものをいう。
 - ウ 「つり下げはしご」とは、防火対象物につり下げて使用されるものをいう。
 - エ 「ハッチ用つり下げはしご」とは、つり下げはしごのうち、避難器具用ハッチ（金属製避難はしごを常時使用可能の状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。）に格納されているもの（使用の際、防火対象物に突子が接触しない構造のものに限る。）をいう。
- (2) 「緩降機」とは、使用者が他人の力を借りずに自重により自動的に連続交互に降下することができる機構を有するものをいう。
 - ア 「固定式緩降機」とは、常時取付け具に固定されて使用する緩降機をいう。
 - イ 「可搬式緩降機」とは、使用時に取付け具に取り付けて使用する緩降機をいう。
 - ウ 「調速器」とは、緩降機の降下速度を一定の範囲に調節する装置をいう。
 - エ 「調速器の連結部」とは、取付け具と調速器を連結する部分をいう。
 - オ 「着用具」とは、使用者が着用することにより使用者の身体を保持する用具をいう。
 - カ 「緊結金具」とは、ロープと着用具を連結する金具をいう。
 - キ 「リール」とは、ロープ及び着用具を収納するために巻き取る用具をいう。
- (3) 「救助袋」とは、使用の際、垂直又は斜めに展張し、袋本体の内部を滑り降りるものをいう。
- (4) 「滑り台」とは、勾配のある直線状又はらせん状の固定された滑り面を滑り降りるものをいう。
- (5) 「滑り棒」とは、垂直に固定した棒を滑り降りるものをいう。
- (6) 「避難ロープ」とは、上端部を固定しつりさげたロープを使用し降下するものをいう。
- (7) 「避難用タラップ」とは、階段状のもので、使用の際、手すりを用いるものをいう。
- (8) 「避難橋」とは、建築物相互を連絡する橋状のものをいう。
- (9) 「取付部」とは、避難器具を取り付ける部分をいう。
- (10) 「取付部の開口部の大きさ」とは、避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。ただし、救助袋にあつては、取付部の開口部の有効寸法をいう。
- (11) 「操作面積」とは、避難器具を使用できる状態にするための操作に必要な当該避難器具の取付部付近の床等の面積をいう。
- (12) 「降下空間」とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面

その他の降着面（以下この項において「降着面等」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。

- (13) 「避難空地」とは、避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。
- (14) 「避難通路」とは、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路をいう。
- (15) 「取付け具」とは、避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。
- (16) 「避難器具用ハッチ」とは、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。
- (17) 「避難器具専用室」とは、避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する場合の専用の室をいう。
- (18) 「固定部」とは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。
- (19) 「特定一階段等防火対象物」とは、階段及び傾斜路のうち、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下この項において「特定用途部分」という。）が政令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は省令第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていないものをいう。（第15－1図参照）



(特定一階段等防火対象物とならない防火対象物の例)



第15-1図

- (20) 「避難階以外の階」とは、1階及び2階を除くものとし、省令第4条の2の2で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分をいう。
- (21) 「避難上有効な開口部」とは、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部で、次に適合するものをいう。
- ア 床面から開口部の下端までの高さは、15cm以内であること。
- イ 開口部は、格子その他の容易に避難することを妨げる構造を有しないものであること。
- ウ 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。
- (22) 「避難上有効な構造を有する場合」とは、建基令第123条及び第124条に規定する避難階段（屋内に設けるもので、省令第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第7項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件（平成14年消防庁告示第7号。以下「屋内階段等告示」という。）が定めるものに限る。）又は特別避難階段である場合をいう。
- (23) 「一動作型避難器具」とは、一動作（開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できる避難器具をいう。

3 避難器具の設置

避難器具の設置に関する事項は、政令第25条の規定によるほか、次によること。

(1) 地上に直通する階段の個数の算出について

政令第25条第1項第5号に規定する地上に直通する階段の個数の算出については、避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること。(第15-2図参照)

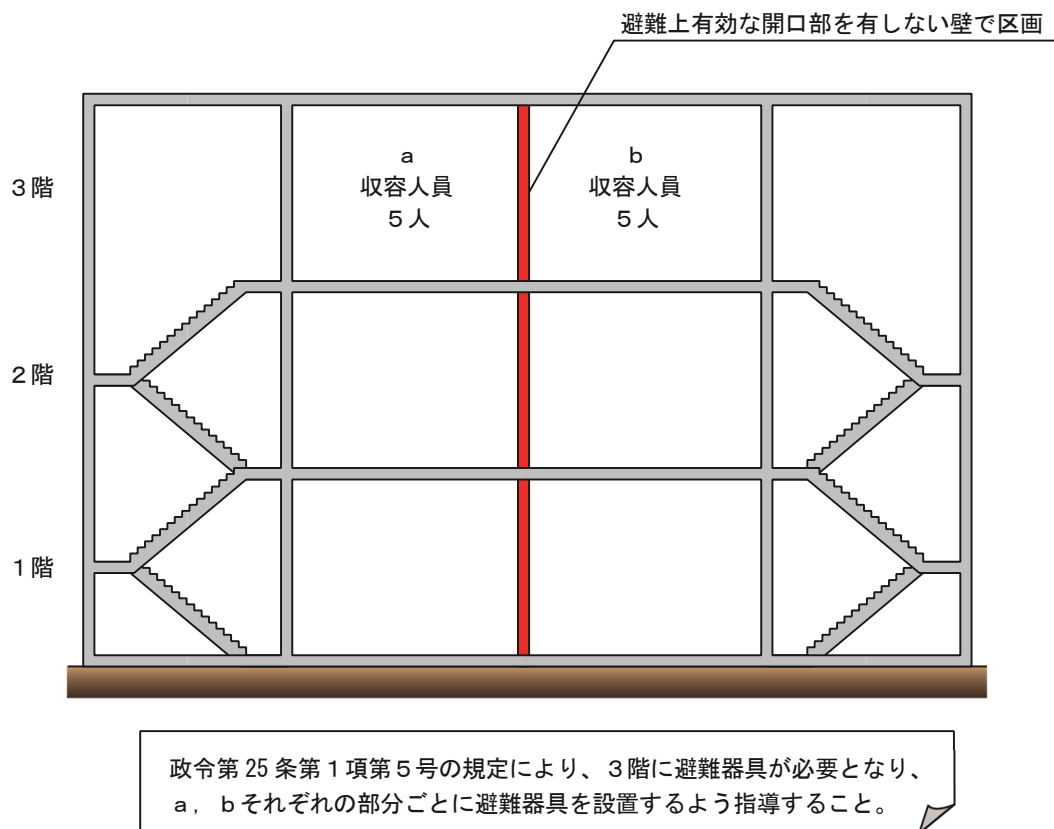
(2) 収容人員の算定について

政令第25条第1項第5号に規定する収容人員の算定については、階全体で収容人員を算定するものであること。

(3) 避難器具の設置個数の算定について

ア 政令第25条第2項第1号に規定する避難器具の設置個数の算定については、階全体の収容人員で判断するものであり、当該避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに収容人員を算定するものではないこと。

イ 避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分を有する階において、収容人員の算定の結果、避難器具の設置個数が1である場合等、避難器具の設置個数よりも避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の数が多い場合は、当該避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分のいずれかに避難器具が設置されていればよいものであるが、努めて避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分ごとに均等に避難器具を設置すること。▲

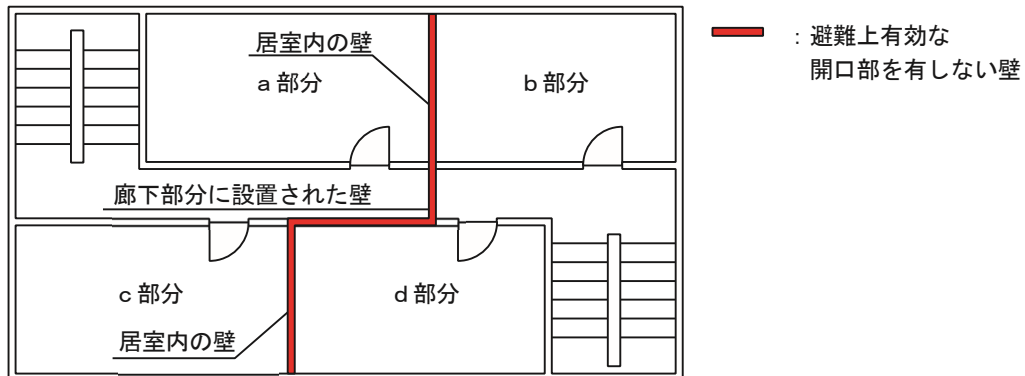


第15-2図

(4) 避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の取り扱いについて

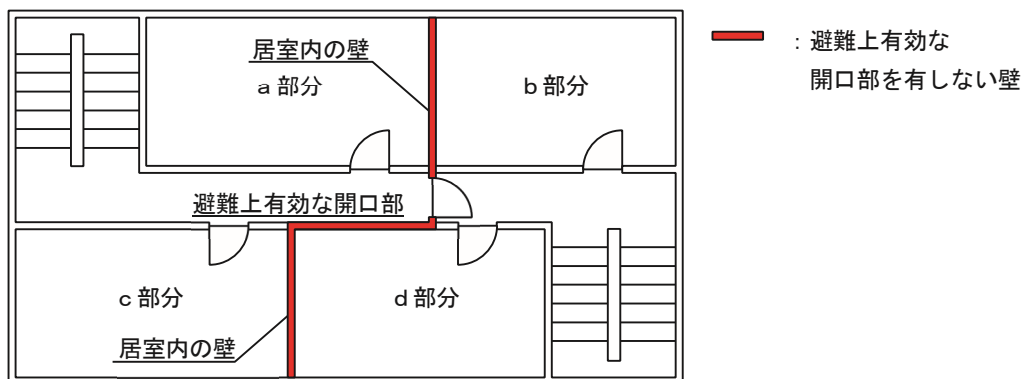
避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の具体例は、第 15-3 図によるものであること。

(避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の直通階段が 1 の場合の具体例)



判定：階が 2 つに区画され、それぞれの避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分に直通階段が 1 のみ

(避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分の直通階段が 2 の場合の具体例)



判定：避難上有効な開口部があるため階が 2 つに区画されておらず、2 の直通階段が使用可能

第 15-3 図

(5) 外気に面する部分に、バルコニーその他これに類するもの（以下この項において「バルコニー等」という。）が、避難上有効に設けられている防火対象物に設置する避難器具は、努めて避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご又は救助袋とすること。▲

(6) 病院、幼稚園、保育園、社会福祉施設その他避難が困難な者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、努めて滑り台とすること。▲

ただし、避難が困難な者の状況に応じて、救助袋とすることができる。

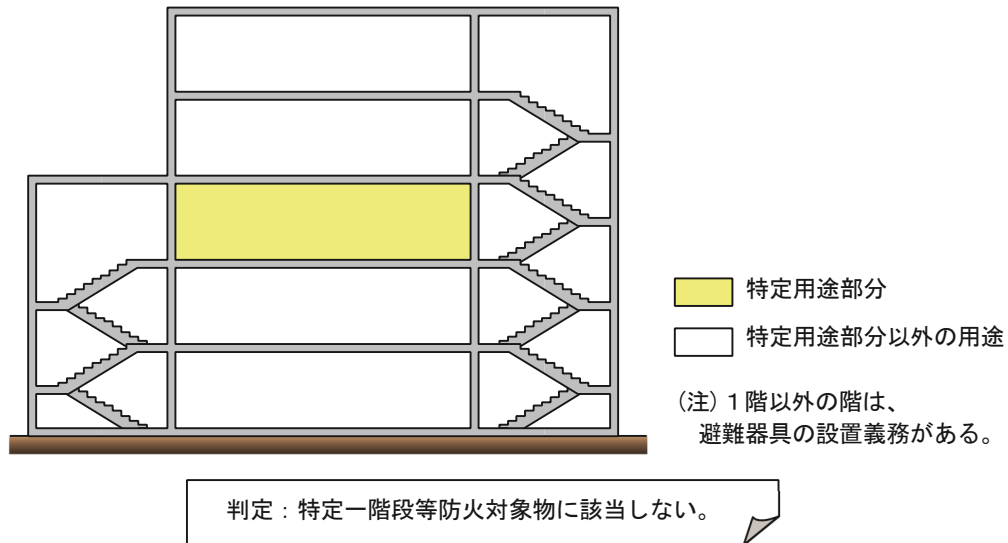
(7) 劇場、百貨店、学校、博物館その他多数の者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、努めて救助袋又は滑り台とすること。▲

4 特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具

省令第27条第1項第1号に規定する特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具は、次によること。

(1) 特定一階段等防火対象物又はその部分に該当するか否かの判断については、次の例によること。

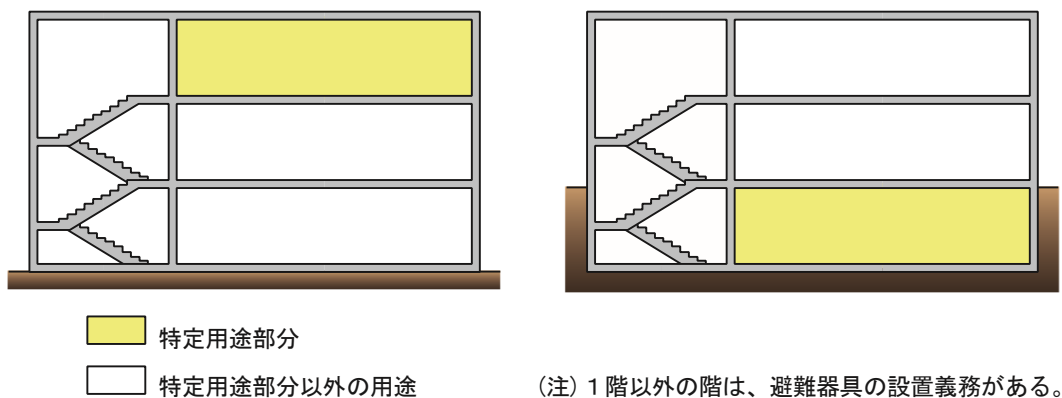
ア 第15-4図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、2系統ある屋内階段のうち、1系統は全階、もう1系統は特定用途部分が存する階まで通じている場合は、特定一階段等防火対象物に該当しないこと。



第15-4図

イ 第15-5図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が1系統の場合は、特定用途部分が存しない階を含めて、特定一階段等防火対象物として取り扱うこと。

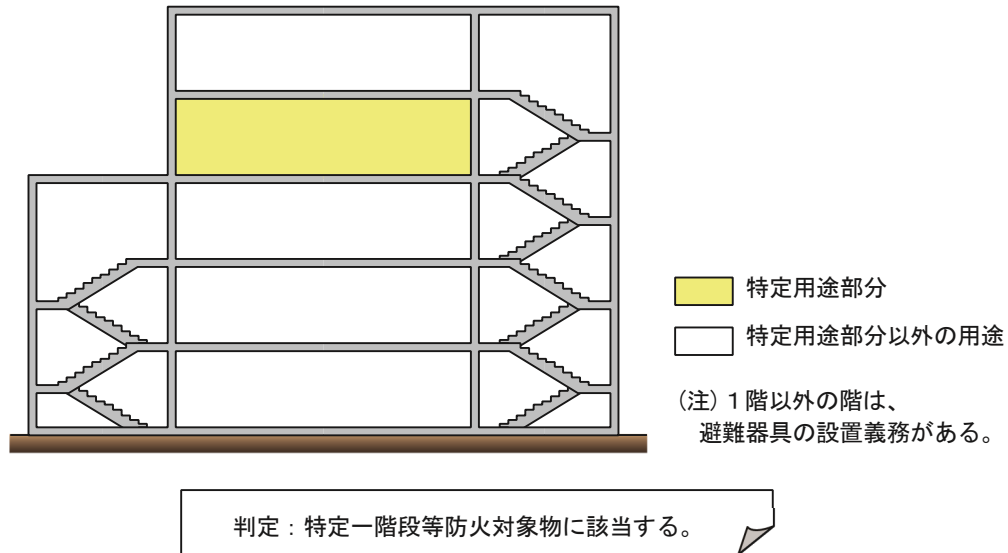
ただし、2階部分の避難器具の設置については、省令第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。



第15-5図

ウ 第 15－6 図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、2 系統ある屋内階段のうち、1 系統は全階、もう 1 系統は特定用途部分以外の部分が存する階まで通じている場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。

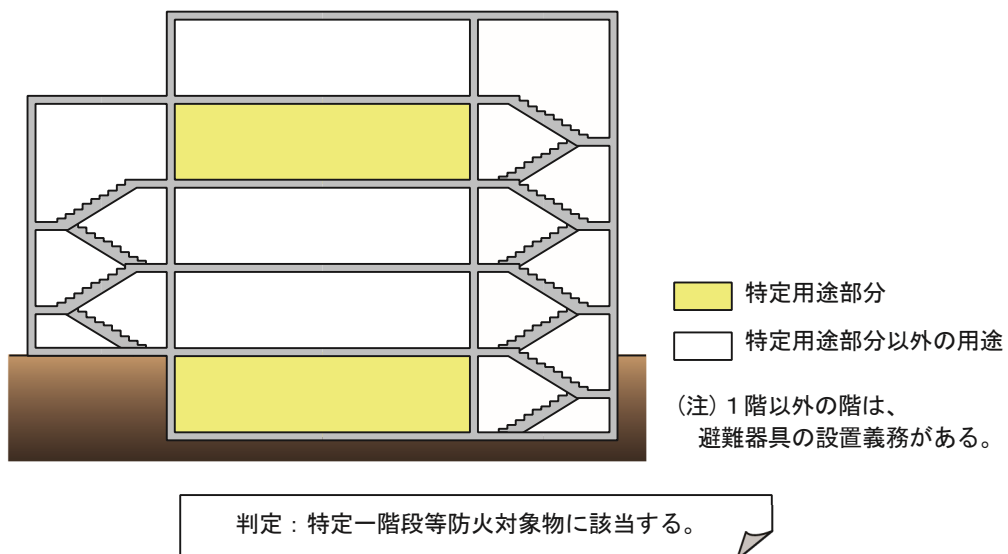
ただし、屋内階段が 2 系統となる階の避難器具の設置については、省令第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しないことができる。



第 15－6 図

エ 第 15－7 図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、地階に至る屋内階段が 1 系統、地上階の屋内階段が 2 系統ある場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。

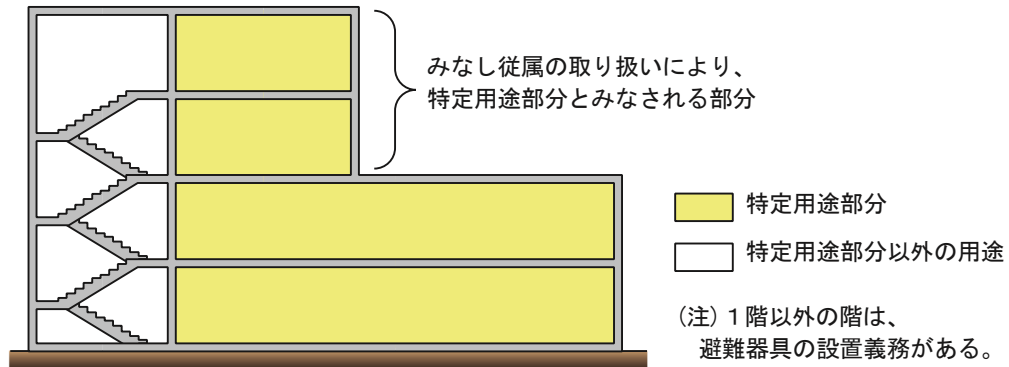
ただし、屋内階段が 2 系統となる階の避難器具の設置については、省令第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しないことができる。



第 15－7 図

オ 第15-8図の例に示すとおり、避難階以外の階に存する部分が、第2章第1政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い5(2)みなし従属の取り扱いにより、特定用途部分とみなされる場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。

ただし、当該避難階以外の階に存する特定用途部分とみなされる部分の避難器具の設置については、省令第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。

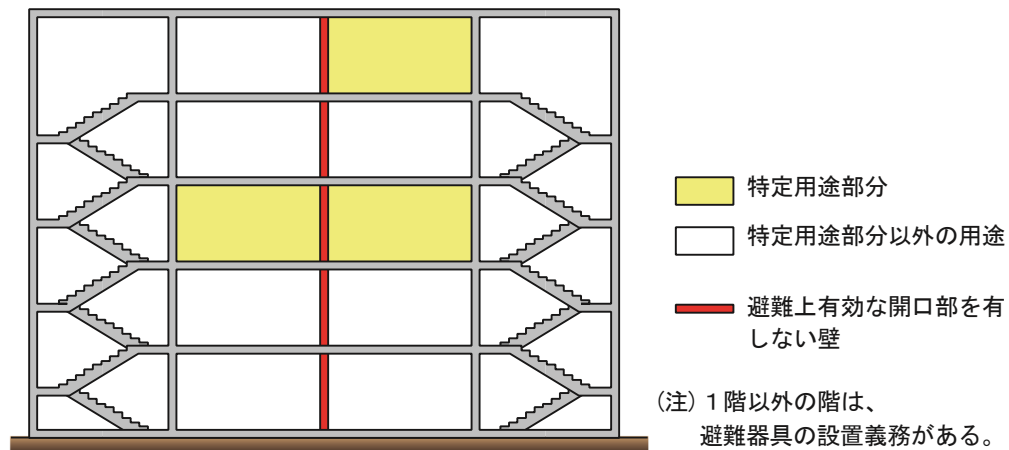


判定：特定一階段等防火対象物に該当する。

第15-8図

カ 避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている場合

(7) 第15-9図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が2系統存するが、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。

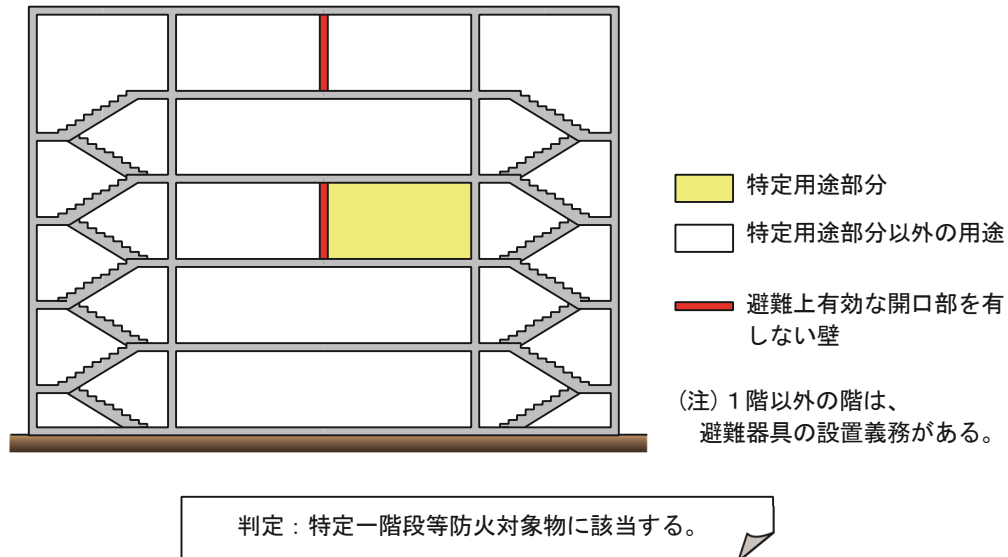


判定：特定一階段等防火対象物に該当する。

第15-9図

- (i) 第 15-10 図の例に示すとおり、特定用途部分が避難階以外の階に存し、屋内階段が 2 系統存するが、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分と区画されていない部分が存する場合は、特定一階段等防火対象物に該当すること。

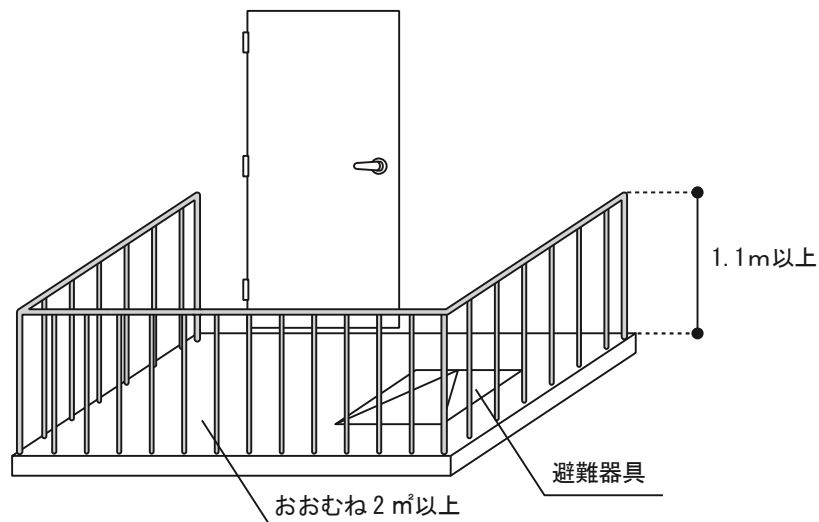
ただし、屋内階段が 2 系統避難上有効となる階の避難器具の設置については、省令第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しないことができる。



第 15-10 図

- (2) 省令第 27 条第 1 項第 1 号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね 2 m²以上の床面積を有し、かつ、床面からの高さが 1.1m 以上の手すりその他の転落防止のための措置を講じた直接外気に開放されたバルコニー、同一フロアの屋上その他これらに準じるものであることをいうものであること。● (第 15-11 図参照)

この場合、避難器具用ハッチに格納された避難器具以外の避難器具を用いるものについては、手すりを 1.2m 以下の高さ又は避難上支障のないようにステップ等を設ける必要があること (次の 5 (1)ク及び(2)ソ(i)において同じ。)

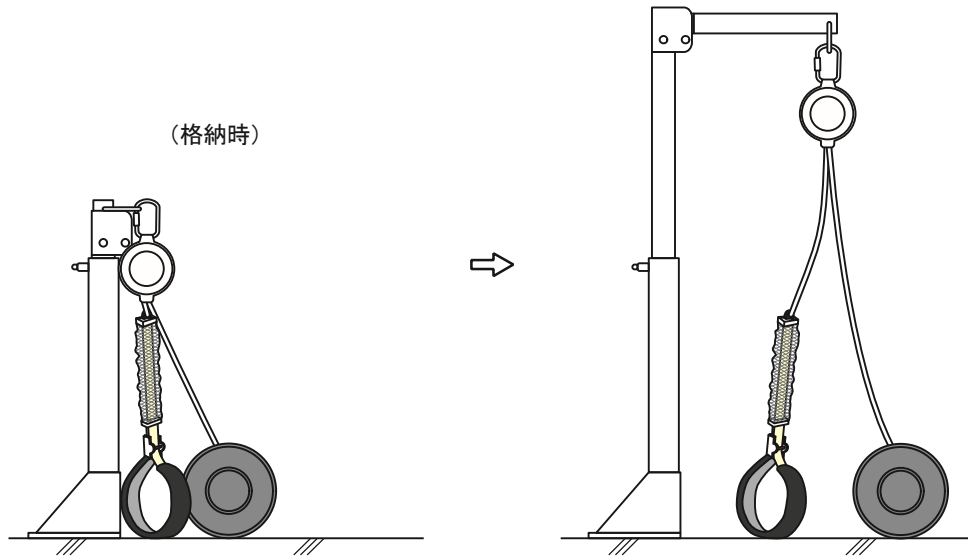


第 15-11 図

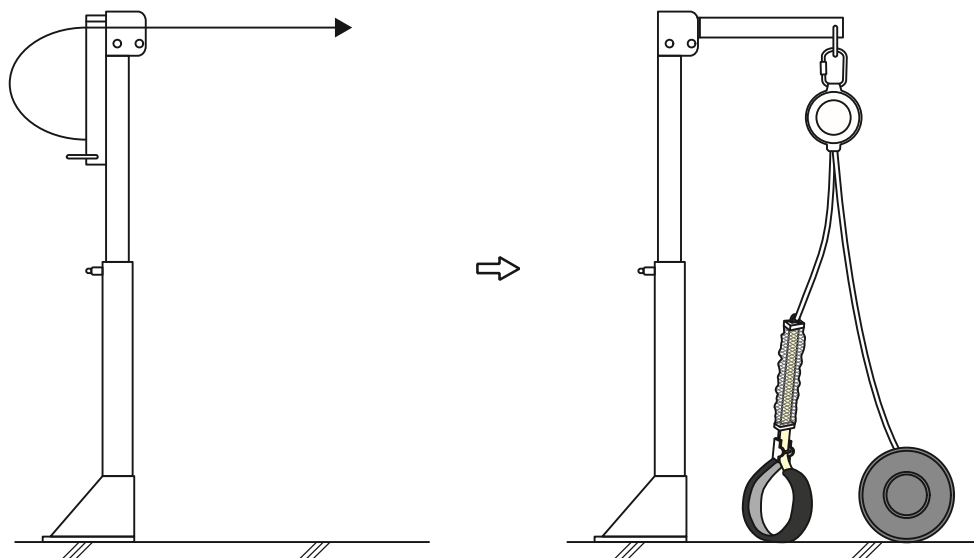
- (3) 省令第27条第1項第1号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、避難はしご（固定はしごに限る。）、避難用タラップ（固定式に限る。）、滑り台、滑り棒、緩降機等を常時、組み立てられた状態で設置する等、避難器具が常時、使用できる状態で設置された場合をいうこと。

例えば、第15-12図のように緩降機の調整器の安全環がアーム先端の吊り輪に掛けられ、止め金具を確実に締め上げ、容易に取り外せない状態で設置されているもの又は支柱を伸長した状態で設置されているものについても、適合するものであること。ただし、この場合、省令第27条第1項第3号ロに規定する避難器具の使用方法を表示する標識について、整合が図られている必要があること。

（調速器をアーム先端に取り付けた状態）



（支柱を伸長した状態）



第15-12図

- (4) 一動作型避難器具は、特定一階段等防火対象物以外の防火対象物に対しても設置できるものであること。

(5) 避難器具設置等場所の表示

省令第 27 条第 1 項第 3 号イ及びハに規定する、特定一階段等防火対象物における避難器具を設置し、又は格納する場所（以下この項において「避難器具設置等場所」という。）に設ける標識は、次によること。（第 15-13 図参照）

ア 省令第 27 条第 1 項第 3 号イの規定により、避難器具設置等場所の出入口には、当該出入口の上部又はその直近に、避難器具設置等場所であることが容易に識別できるような措置を講じることとされているが、ここでいう「容易に識別できる措置」とは、当該部分に避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成 8 年消防庁告示第 2 号。以下「避難器具設置基準告示」という。）第 5 第 1 号に規定する「避難器具の位置を示す標識」を設けることで足りるものであるが、避難器具設置等場所であることが容易に識別できる措置であればこれ以外の方法によることもできるものであること。

イ 省令第 27 条第 1 項第 3 号ハの規定により、避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室（付室が設けられている場合にあっては、当該付室）の出入口付近の見やすい箇所に、避難器具設置等場所を明示した標識を設けることとされているが、当該標識は、次によること。

(7) 標識の平面図には、避難器具設置等場所のほか、避難施設（階段等）、避難器具設置等場所への出入口を明示すること。

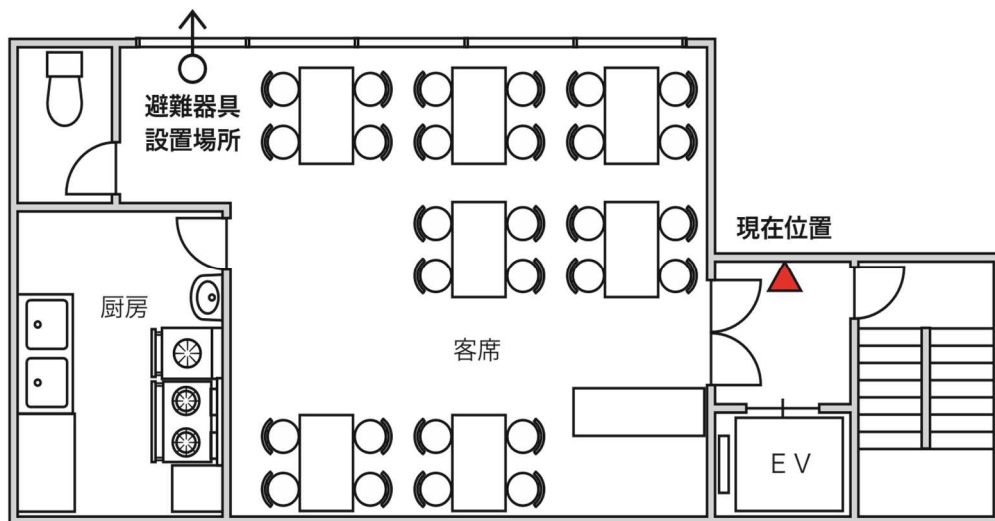
(8) 標識は、エレベーターホール又は階段室の出入口付近のいずれかのうち、日常よく使用される箇所に設けること。

ただし、エレベーターホール及び階段室の出入口付近の両方の箇所に設けることを妨げるものではないこと。

(9) 標識は、避難器具設置等場所及び避難施設が容易に識別できる大きさとし、破損又は汚損しない方法により表示すること。

ウ 避難器具設置等場所の出入口とエレベーターホール又は階段室の出入口が近接する場合は、避難器具設置等場所を明示した標識を設けることで足りるものであること。

（避難器具設置等場所標識の例）



第15-13図

5 避難器具の設置方法等

避難器具を設置する位置、構造、取付部の開口部の大きさ、操作面積、降下空間、避難空地、避難通路等（以下この項において「設置方法等」という。）は、次によること。

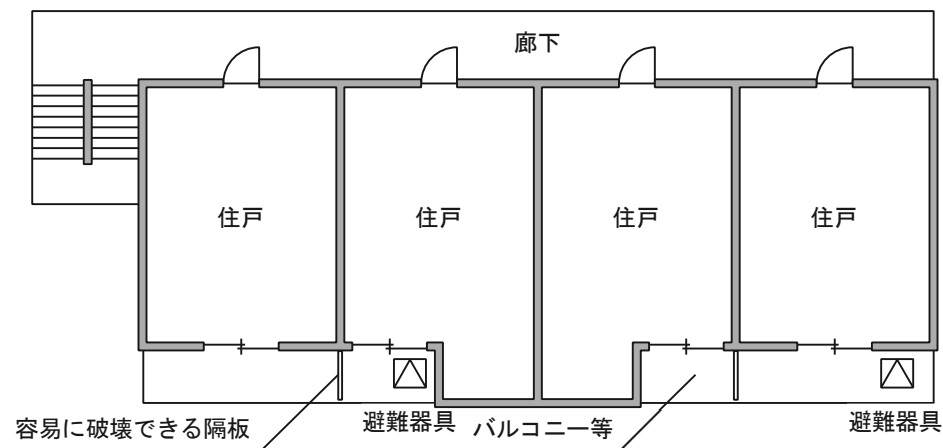
(1) 共通事項

ア 政令第25条第2項第2号に規定する「避難に際して容易に接近することができ」とは、避難器具が設置された階の各部分から避難器具に至る経路が確保されており、当該経路に扉がある場合は、施錠装置がないことをいう。

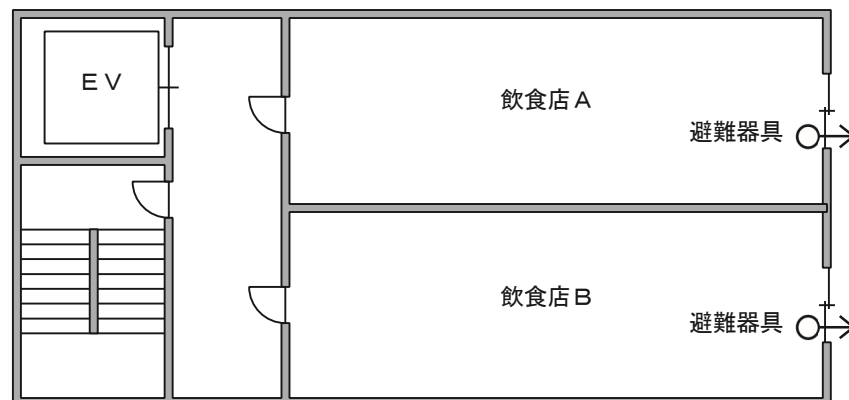
ただし、サムターン錠、クレセント錠等の当該経路の内側から鍵を用いることなく容易に開錠できる構造の扉にあつては、この限りでない。

イ 管理権原が異なること等により、避難器具に至る経路に施錠装置が設けられ、当該経路が確保できない場合には、管理権限ごとに避難器具を設置すること。●（第15-14図参照）

（共同住宅に設ける場合の例）



（飲食店に設ける場合の例）



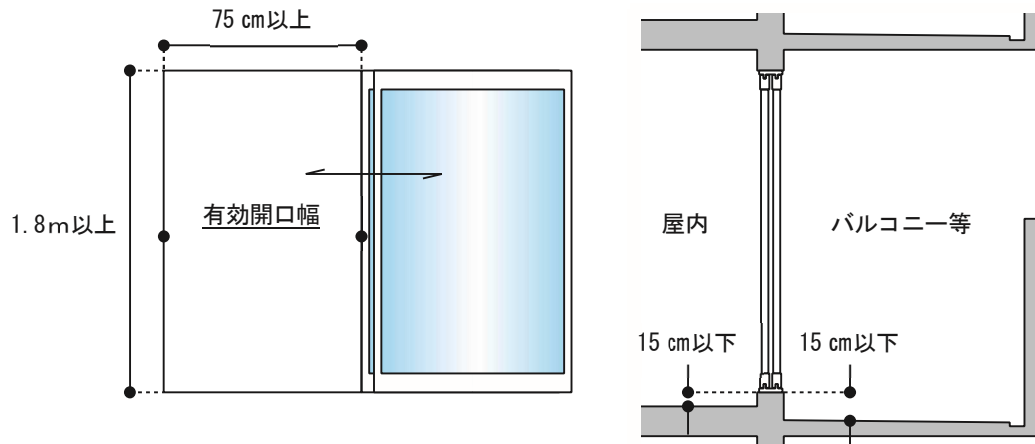
飲食店AとBの営業時間が異なり、階の各部分から避難器具に至る経路が確保できない場合

第15-14図

ウ 避難器具は、防火対象物の関係者又は利用者の目に触れにくい機械室、収納庫等には設けないこと。●

エ 屋内からバルコニー等に設けられた避難器具に至る扉については、幅 75 cm 以上、高さ 1.8m 以上、下端の床面からの高さは 15 cm 以下とすること。▲（第 15-15 図参照）

ただし、避難上支障がない場合はこの限りではない。

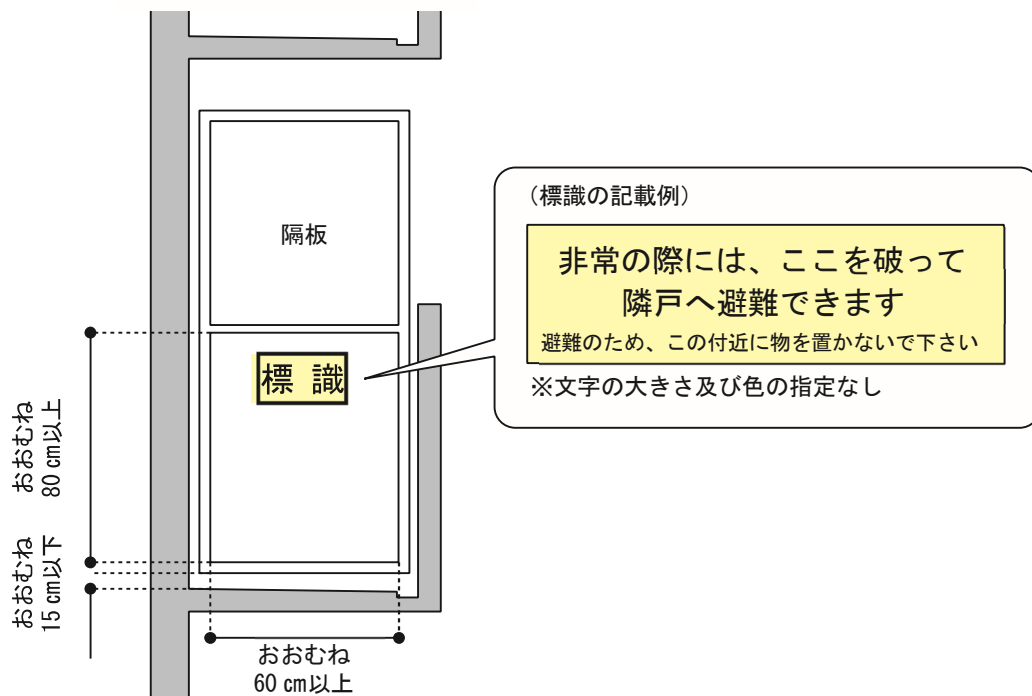


第 15-15 図

オ 隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合にあっては、当該隔板等が容易に開放し、除去し、又は破壊することができ、かつ、当該隔板等に次に掲げる事項が表示されていること。▲（第 15-16 図参照）

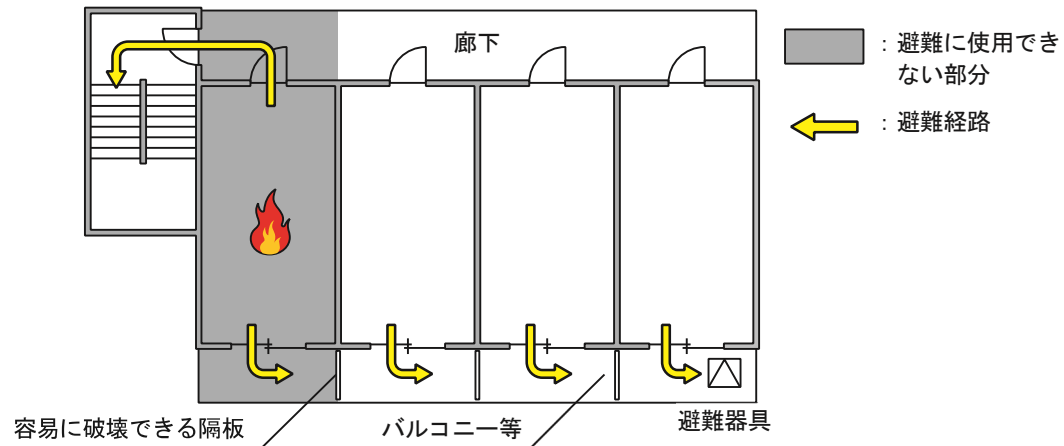
- (7) 当該バルコニー等が避難経路として使用される旨
- (4) 当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法
- (9) 当該隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨

なお、隔板の大きさは、おおむね幅 60 cm 以上、高さ 80 cm 以上、下端の床面からの高さは 15 cm 以下とすること。



第 15-16 図

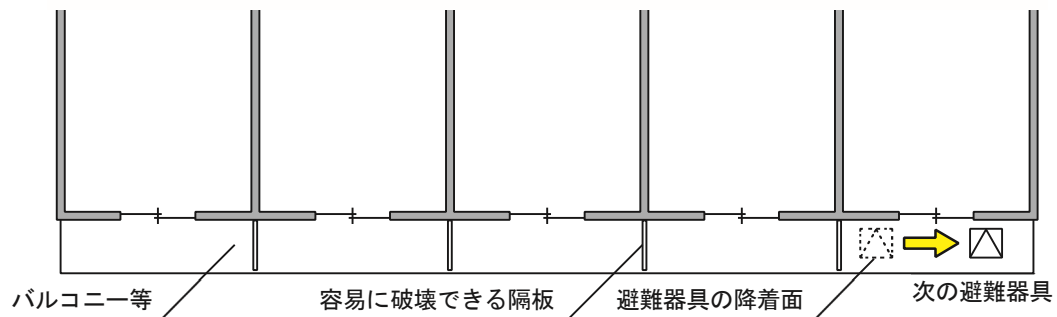
カ 政令第25条第2項第2号に規定する「階段、避難口その他の避難施設から適当な距離」とは、階段、避難口その他の避難施設から適当な距離を隔てた位置に設け、火災時にすべての居室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して避難できるよう考慮し、配置することをいう。●
(第15-17図参照)



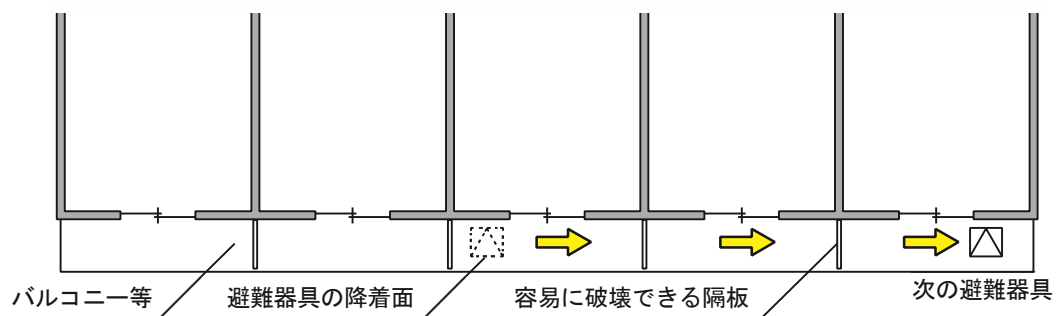
第15-17図

キ 避難器具は、避難器具を設置した階から地上まで避難できるように設置すること。
この場合、セットバックした防火対象物又は避難器具用ハッチに格納された避難器具のように、避難階以外のバルコニー等に一時的に降下するような場合には、次の避難器具まで誤りなく通じるよう降着面と近接して設置すること。● (第15-18図参照)

ただし、次の避難器具の方向を明示した標識を設けた場合は、この限りでない。



(望ましくない例)



第15-18図

ク 取付部が転落のおそれのある場合は、高さ 110 cm 以上の手すりを設ける等転落防止の措置を講じたものであること。●

ケ 避難器具は、使用方法の確認、避難器具の操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさが確保される場所に設置するものとする。(避難器具設置基準告示第 6 関係)

なお、避難器具の設置場所に夜間においても当該避難器具の取り扱いを容易にするための照明器具の設置を義務付けているものではないが、夜間において避難器具の取り扱いが困難又は転落のおそれがある場合には、照明設備を設置すること。●

コ 政令第 25 条第 2 項第 1 号の規定により、2 個以上の避難器具を設置する場合には、極端に偏在しないよう避難器具相互に適当な距離となる位置に設置すること。▲

サ 避難空地は、同一敷地内とすること。▲

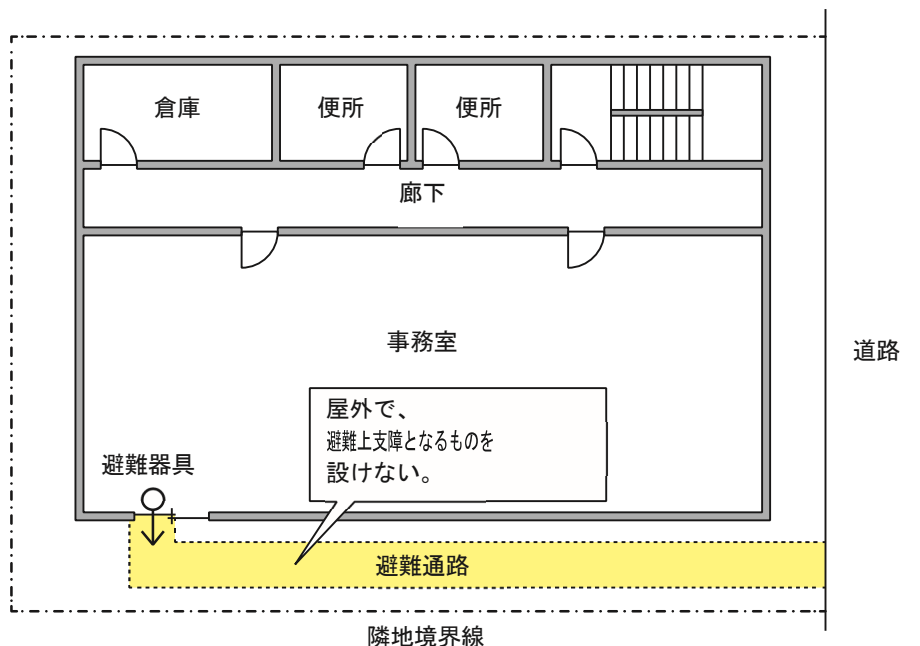
ただし、道路又は国若しくは地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるものについては、この限りでない。

シ 避難空地には、駐車場、駐輪場、植栽（芝生、地被植物その他草丈が低く避難上支障のないものを除く。）その他避難上支障となるものを設けないこと。

ス 避難空地には、避難器具の降下に支障となるような物件が存置されるおそれのある場合は、避難空地を示すペイント又は囲いを設けること。●

セ 避難通路は、原則として敷地内の屋外の通路とすること。●（第 15-19 図参照）ただし、避難上安全な経路が確保される場合には、この限りでない。

ソ 避難通路は、周囲の状況から避難上安全と認められる場合にあっては、政令第 32 条の規定を適用して、避難器具設置基準告示第 3 第 1 号(1)ト、(2)ト、第 2 号から第 6 号まで及び第 8 号に規定する幅員未満とすることができる。



第 15-19 図

タ 地階に設ける避難器具は、原則として、固定式の避難はしご又は避難用タラップとし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿ったからばりをいう。以下この項において同じ。）又は避難器具専用室に設けること。●

ただし、避難上安全な避難経路が確保される場合には、この限りでない。

チ 避難器具専用室は、地階以外にも設置できるものであること。

ツ 避難器具の設置にあたっては、取付部、避難空地相互の位置において、降下中の安全が確認できる配慮がされていること。

テ 降下空間には、外開き窓、回転窓等を開放した時に突出することとなる当該窓、樹木、電線、建築物のひさし等の障害物がないこと。

(2) 避難はしご（固定はしご）

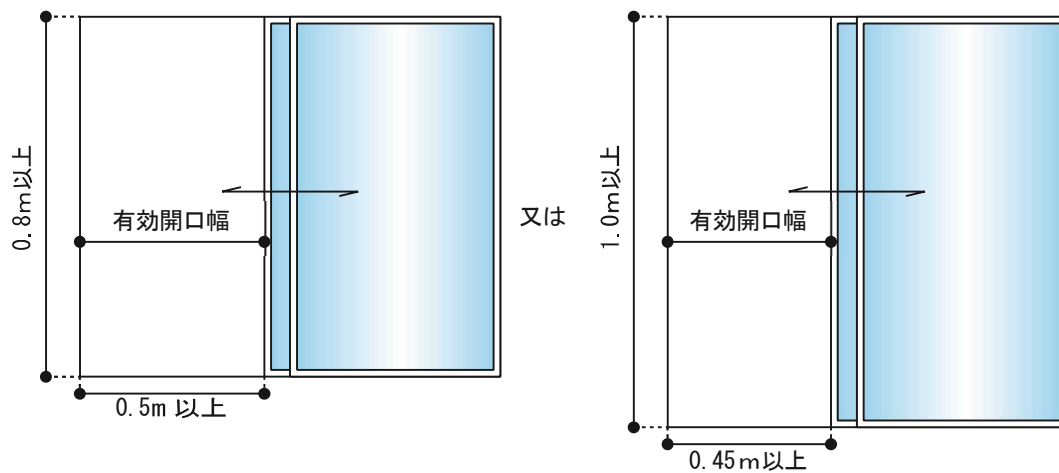
省令第27条第1項第4号及び避難器具設置基準告示第3第1号(1)に規定する避難はしごのうち、固定はしごの設置方法等は、次によること。（第15-26図参照）

ア 固定はしごは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること。（省令第27条第1項第4号イ関係）

イ 固定はしごは、ボルト締め、埋込み、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。（省令第27条第1項第4号ロ関係）

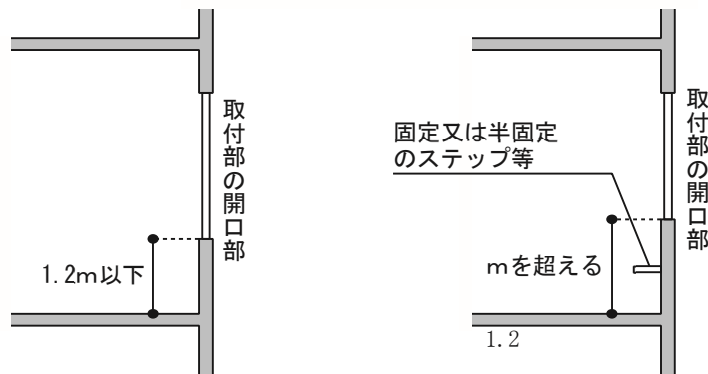
ウ 取付部の開口部の大きさは、当該開口部を壁面の部分に設ける場合にあつては高さが0.8m以上幅が0.5m以上又は高さが1m以上幅が0.45m以上、床面の部分に設ける場合にあつては直径0.5m以上の円が内接することができるものであること。（避難器具設置基準告示第3第1号(1)イ関係。第15-20図参照）

（取付部の開口部の大きさ）



第15-20図

エ 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から1.2m以下の高さとする。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあつては、この限りでない。（避難器具設置基準告示第3第1号(1)ロ関係。第15-21図参照）

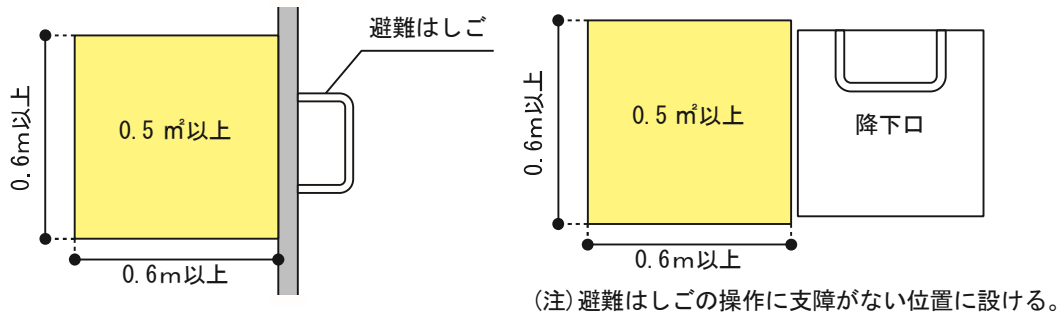


第15-21図

オ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパー等をつけ、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第3第1号(1)ハ関係)

カ 操作面積は、 0.5 m^2 以上（当該器具の水平投影面積を除く。）で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6 m 以上とし、当該避難はしごの操作に支障のないものであること。(避難器具設置基準告示第3第1号(1)ニ関係。第15-22図参照)

(操作面積)



第15-22図

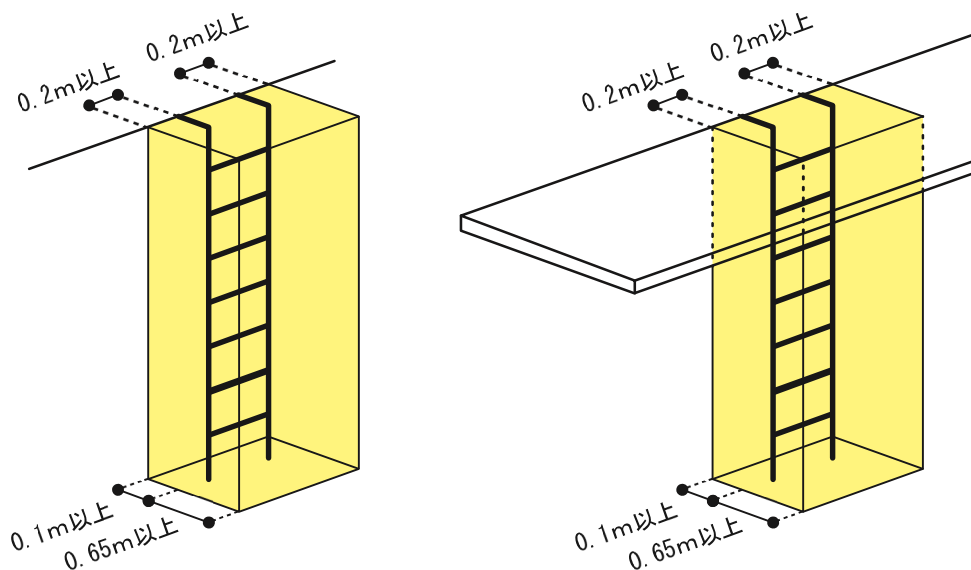
キ 固定はしごの降下口の大きさは、直径 50 cm 以上の円が内接する大きさであること。(省令第27条第1項第4号ニ関係)

この場合、降下口に下ぶたを有するものにあつては、当該下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上 1.8 m 以上の位置であること。▲

ク 降下空間は、縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が1本のものについては、横棧の端からそれぞれ外方向）に 0.2 m 以上及び器具の前面から奥行 0.65 m 以上の角柱形の範囲とすること。

(避難器具設置基準告示第3第1号(1)ホ関係。第15-23図参照)

(降下空間)



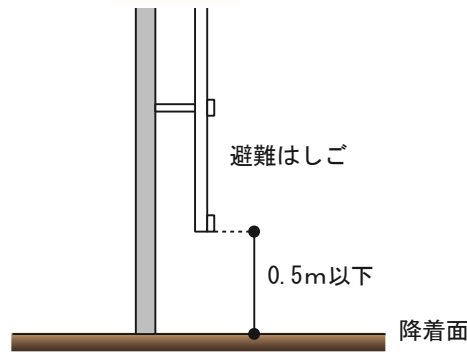
第15-23図

ケ 降下空間と架空電線との間隔は1.2m以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は2m以上とすること。(避難器具設置基準告示第3第1号(1)ヌ関係)

コ 固定はしごの横さんは、防火対象物から10cm以上の距離を保有することとなるように設けること。(省令第27条第1項第4号ハ関係)

なお、コの字型とした丸鋼等を防火対象物の耐火構造の壁に直接取り付け、はしご状にして使用される、いわゆる「さるばしご」については、固定式の金属製避難はしごとして取り扱って差し支えないものであること。

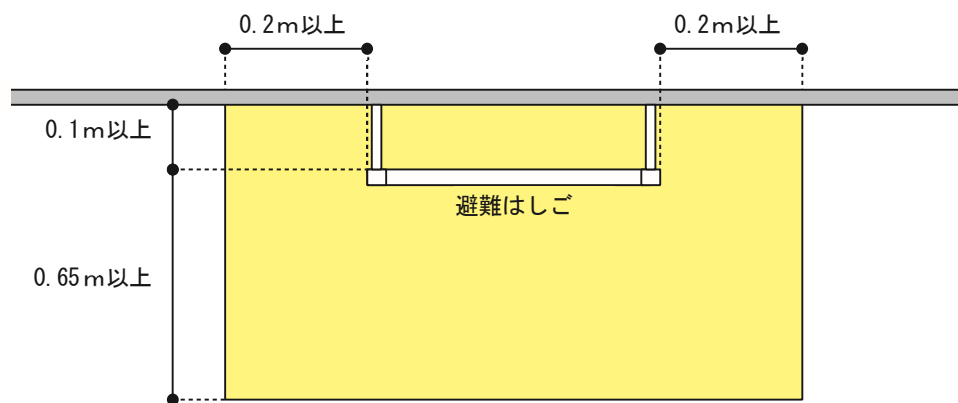
サ 避難はしごを使用状態にした場合における当該避難はしごの最下部横桟（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは、0.5m以下であること。(避難器具設置基準告示第3第1号(1)リ関係。第15-24図参照)



第15-24図

シ 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること。(避難器具設置基準告示第3第1号(1)ヘ関係。第15-25図参照)

(避難空地)

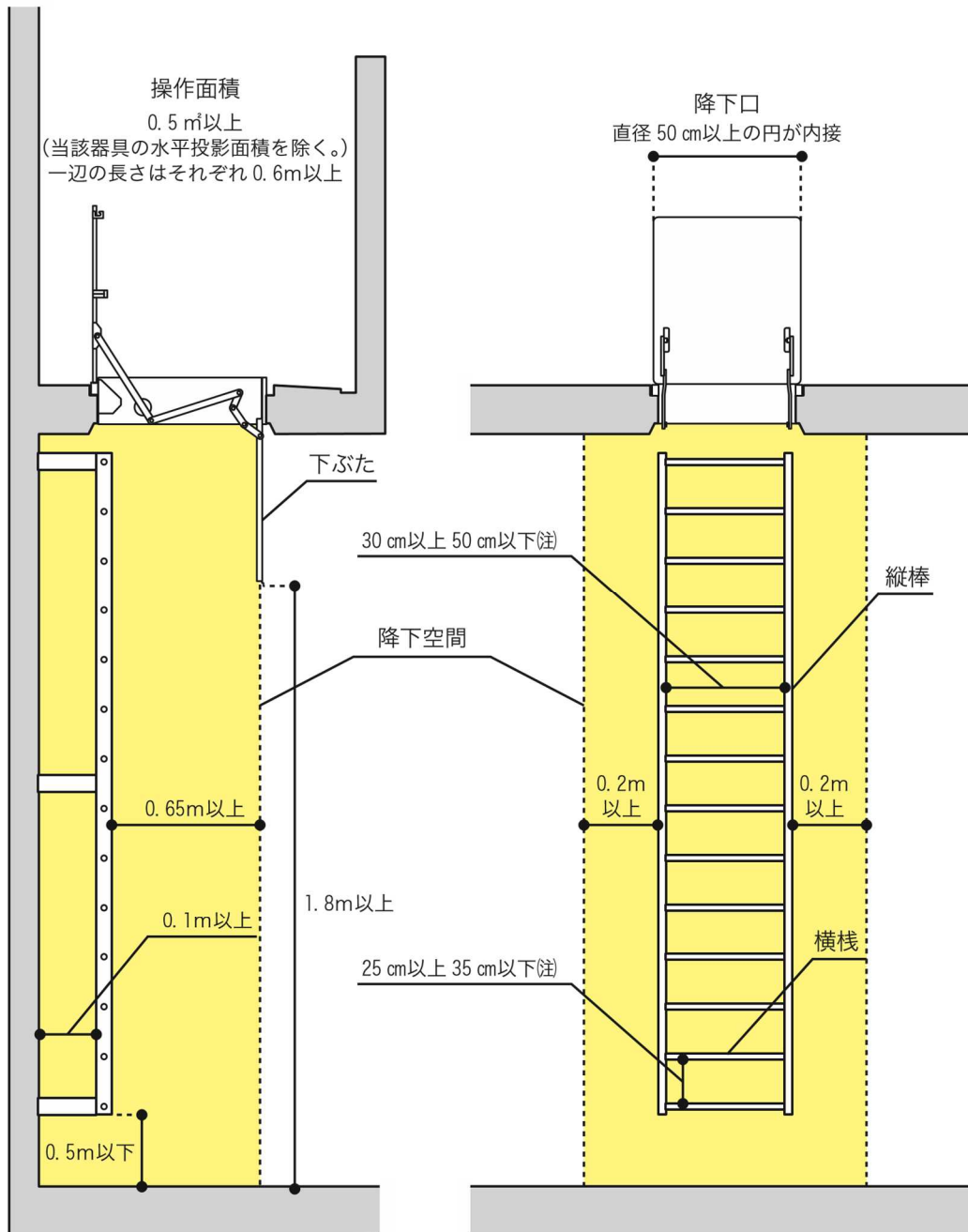


第15-25図

ス 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあつては、1mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。(避難器具設置基準告示第3第1号(1)ト関係)

セ 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリアの部分に設けること。ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第3第1号(1)ル関係)

(固定はしごの設置例)



注金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和 40 年自治省令第 3 号）第 3 条関係

- 避難はしごのうち、縦棒の数が 2 本以上であるものの縦棒の間隔は、内法寸法で 30 cm 以上 50 cm 以下でなければならない。
- 避難はしごの横棧は、直径 14 mm 以上 35 mm 以下の円形の断面を有するもの又はこれと同等の握り太さの他の形状の断面を有するものでなければならない。
- 避難はしごの横棧は、縦棒に同一間隔に取り付けられたものであり、かつ、当該間隔は、25 cm 以上 35 cm 以下でなければならない。
- 避難はしごの横棧の踏面は、滑り止めの措置を講じたものでなければならない。

ソ 4階以上の階に固定はしごを設けるときは、前アからスまでによるほか、次に定めるところによること。(省令第27条第1項第4号ホ関係。第15-27図)

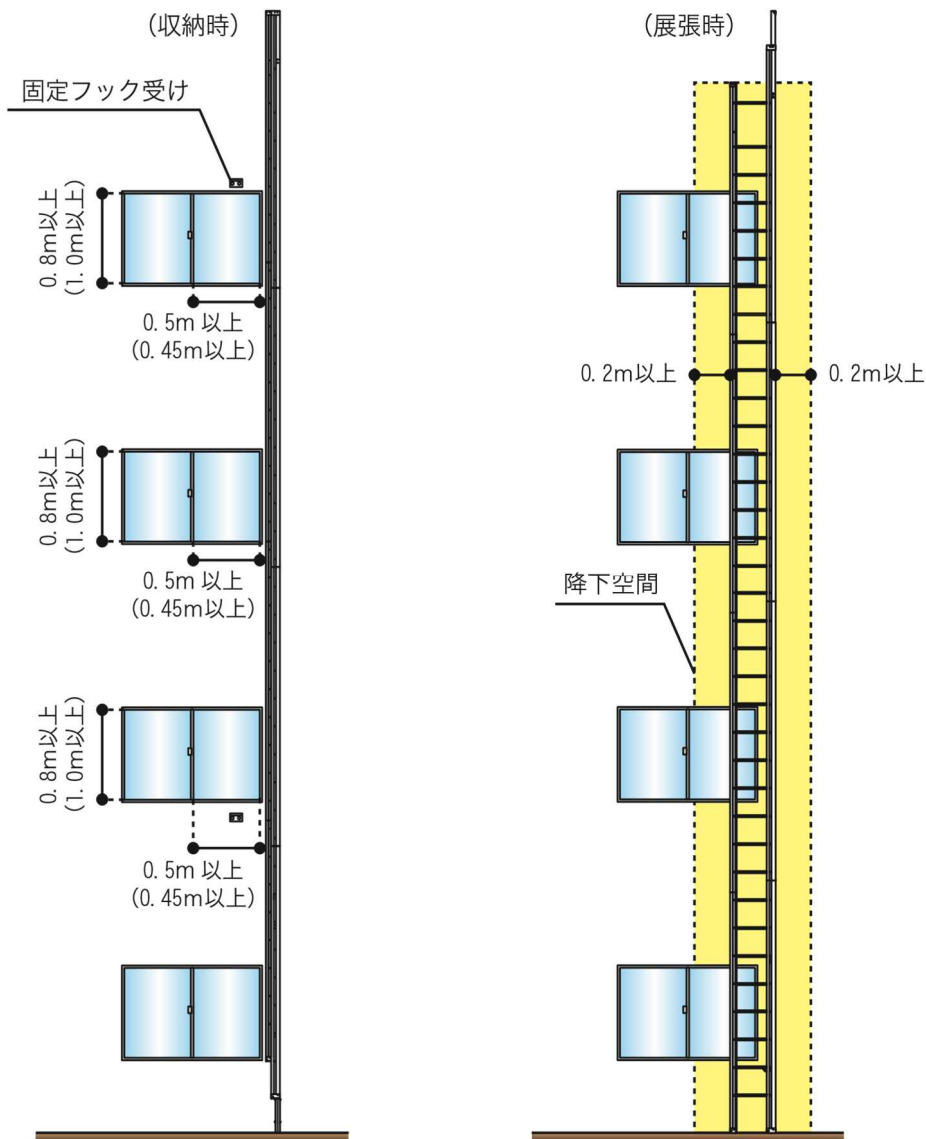
- (7) 固定はしごは、金属製であること。
- (4) 固定はしごは、安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けること。ただし、当該固定はしごを使用する際の落下を防止するための措置が講じられているものについては、この限りでない。

なお、ここでいう「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね2㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これに準ずるものをいうものであること。●

- (7) 固定はしごの降下口は、直下階の降下口と相互に同一垂直線上にない位置に設けること。ただし、避難上及び安全上支障のないものについては、この限りでない。

この場合、固定はしご間は60cm以上の離隔をとること。また、隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合にあっては、当該隔板も同様とすること。●

(4階以上の階に設けられる固定はしご(横棧を縦棒内に収納しておき、使用の際、これを取り出して使用可能の状態にすることができるもの)の例)(一動作型避難器具)



第15-27図

(3) 避難はしご（つり下げはしご）

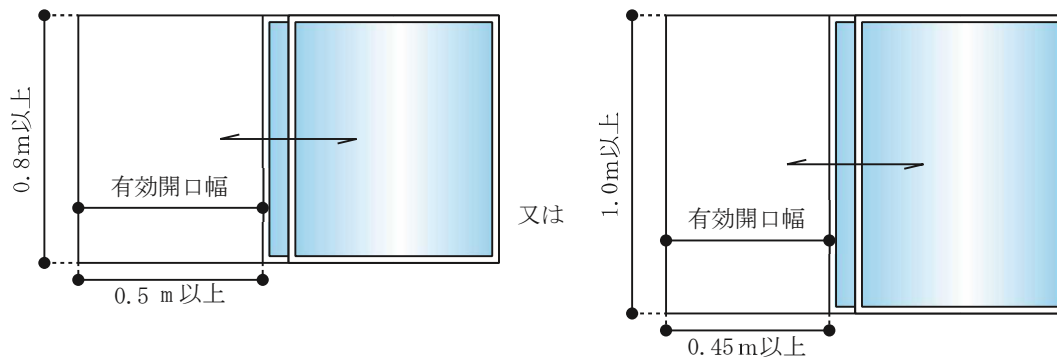
省令第 27 条第 1 項第 5 号及び避難器具設置基準告示第 3 第 1 号(1)に規定する避難はしごのうち、つり下げはしごの設置方法等は、次によること。（第 15－36 図参照）

ア つり下げはしごの取付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分につり下げはしごを容易に取り付けることができるように設けること。ただし、堅固な窓台その他これに類するものに直接つり下げはしごをつり下げる場合にあっては、当該取付け具を設けることを要しない。（省令第 27 条第 1 項第 5 号イ関係）

イ 前アの取付け具に用いる材料は、JIS G3101 若しくは JIS G3444 に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあっては、耐食加工を施したものであること。（省令第 27 条第 1 項第 5 号ロ関係）

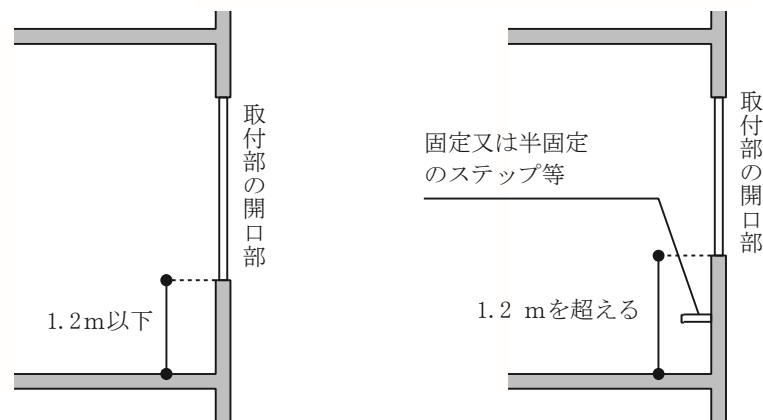
ウ 取付部の開口部の大きさは、当該開口部を壁面の部分に設ける場合にあっては高さが 0.8m 以上幅が 0.5m 以上又は高さが 1 m 以上幅が 0.45m 以上、床面の部分に設ける場合にあっては直径 0.5m 以上の円が内接することができるものであること。（避難器具設置基準告示第 3 第 1 号(1) イ関係。第 15－28 図参照）

（取付部の開口部の大きさ）



第 15－28 図

エ 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m 以下の高さとする。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあっては、この限りでない。（避難器具設置基準告示第 3 第 1 号(1)ロ関係。第 15－29 図参照）

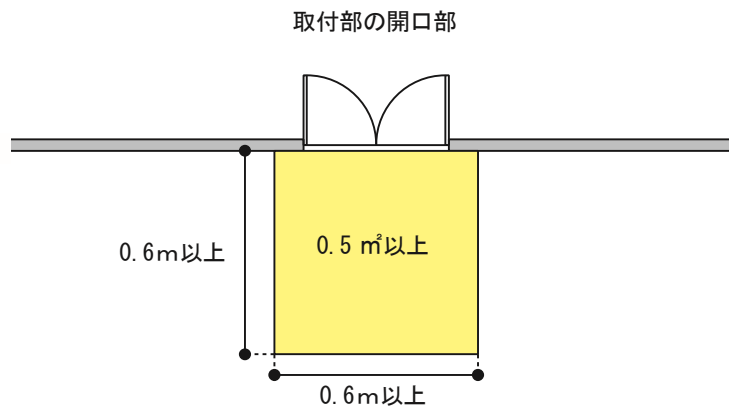


第 15－29 図

オ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第3第1号(1)ハ関係)

カ 操作面積は、 0.5 m^2 以上(当該器具の水平投影面積を除く。)で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6 m 以上とし、当該避難はしごの操作に支障のないものであること。(避難器具設置基準告示第3第1号(1)ニ関係。第15-30図参照)

(操作面積)

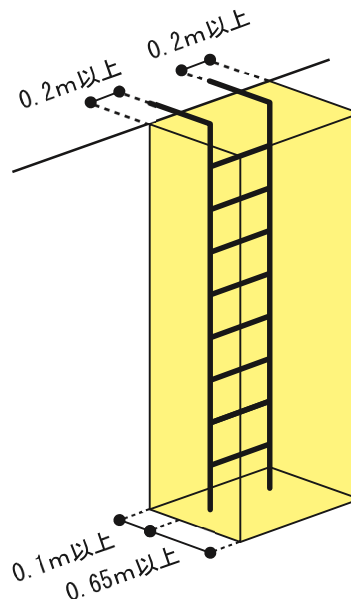


第15-30図

キ 降下空間は、縦棒の中心線からそれぞれ外方向(縦棒の数が1本のものについては、横棧の端からそれぞれ外方向)に 0.2 m 以上及び器具の前面から奥行 0.65 m 以上の角柱形の範囲とすること。

(避難器具設置基準告示第3第1号(1)ホ関係。第15-31図参照)

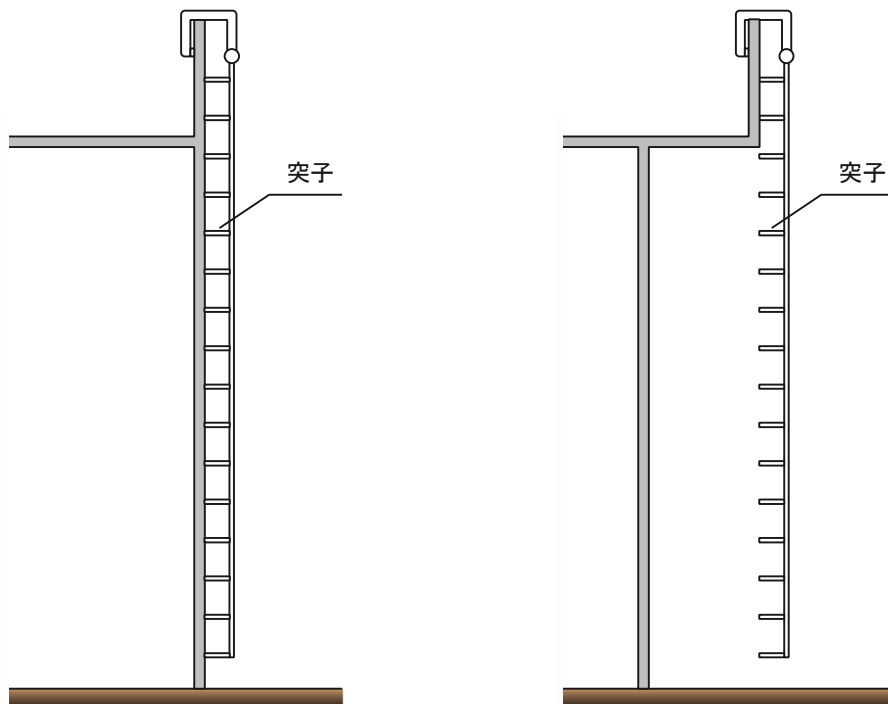
(降下空間)



第15-31図

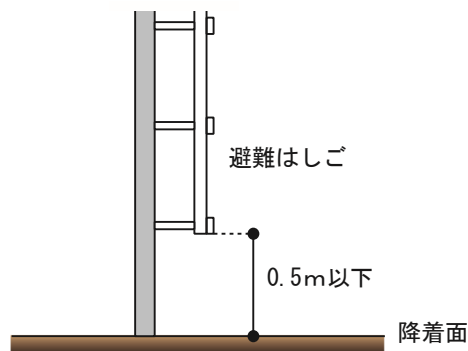
- ク 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は 2 m 以上とすること。(避難器具設置基準告示第 3 第 1 号(1)ヌ関係)
- ケ つり下げはしごの横さんは、使用の際、防火対象物から 10 cm 以上の距離を保有することとなるように設けること。(省令第 27 条第 1 項第 5 号ハ関係)
- コ つり下げはしごは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第 3 第 1 号(1)チ関係。第 15-32 図参照)

(望ましくない例)



第 15-32 図

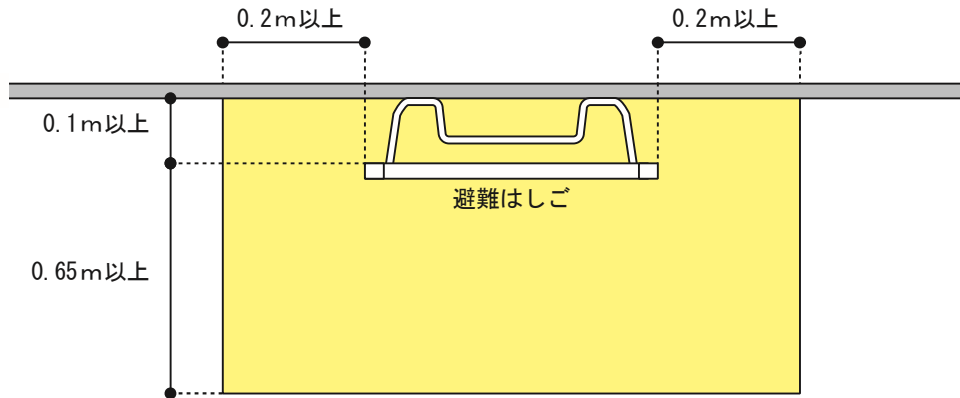
- サ 避難はしごを使用状態にした場合における当該避難はしごの最下部横桟（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは、0.5m 以下であること。(避難器具設置基準告示第 3 第 1 号(1)リ関係。第 15-33 図参照)



第 15-33 図

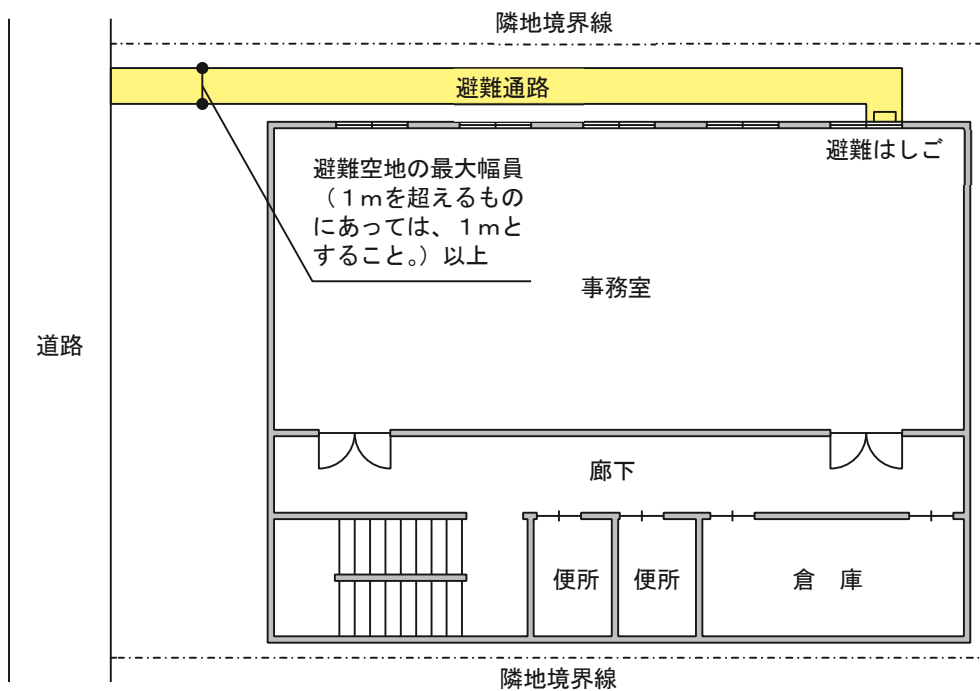
シ 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること。(避難器具設置基準告示第3第1号(1)へ関係。第15-34図参照)

(避難空地)



第15-34図

ス 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあつては、1mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。(避難器具設置基準告示第3第1号(1)ト関係。第15-35図参照)

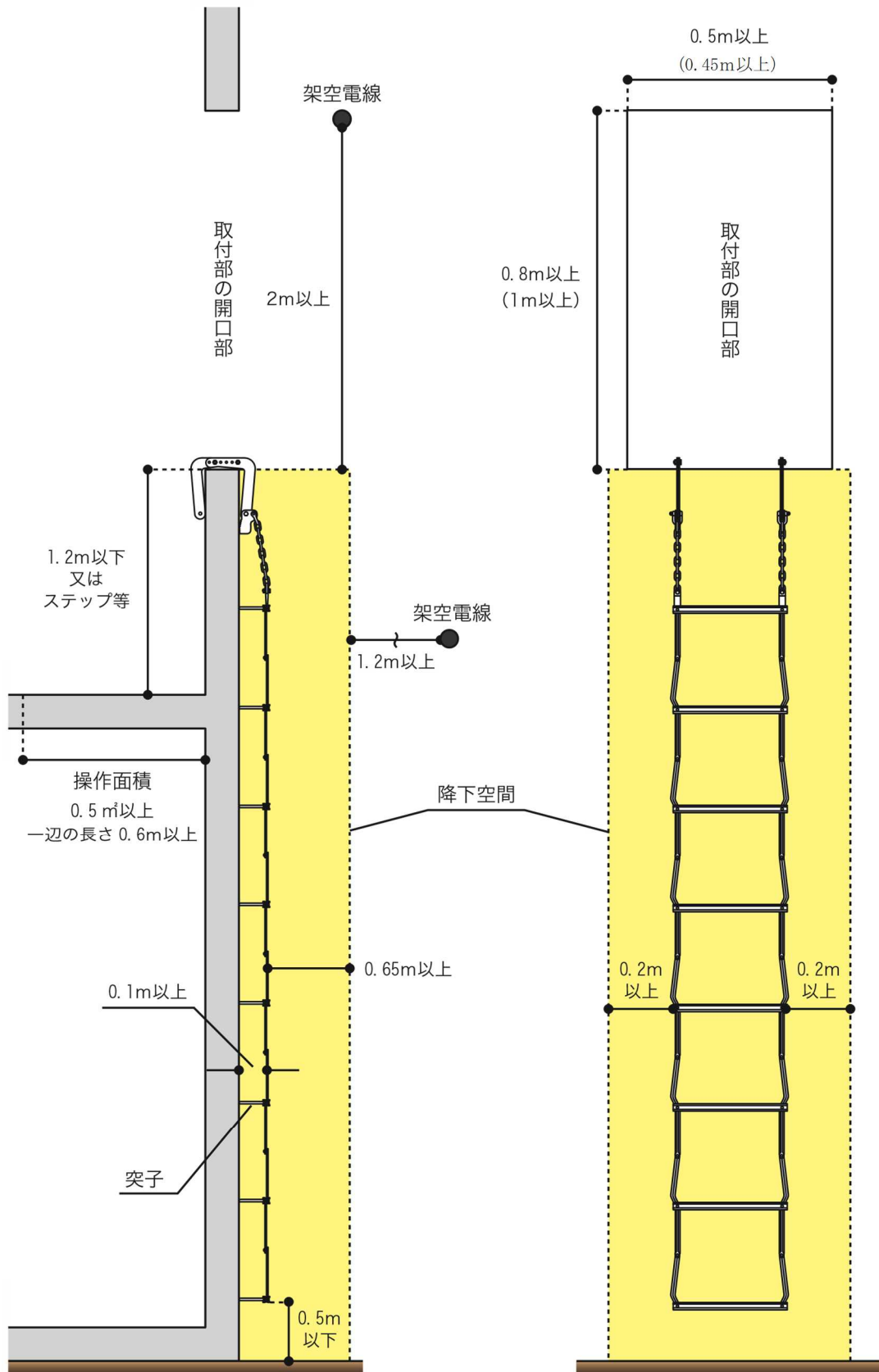


第15-35図

セ 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリアの部分に設けること。ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第3第1号(1)ル関係)

ソ 金属製以外の避難はしごは、避難器具の基準（昭和53年消防庁告示第1号。以下「避難器具告示」という。）に適合するもの又は認定品のものとすること。●

(つり下げ式の避難はしごの設置例)



第15-36図

(4) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご

省令第27条第1項第5号及び避難器具設置基準告示第3第1号(2)に規定する避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの設置方法等は、次によること。(第15-43図参照)

ア 金属製避難はしごは、つり下げはしごであること。ただし、使用の際、突子が防火対象物の壁面等に接しない場合は、ハッチ用つり下げはしごであること。(避難器具設置基準告示第3第1号(2)イ関係)

イ 金属製避難はしごは、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。(避難器具設置基準告示第3第1号(2)ロ関係)

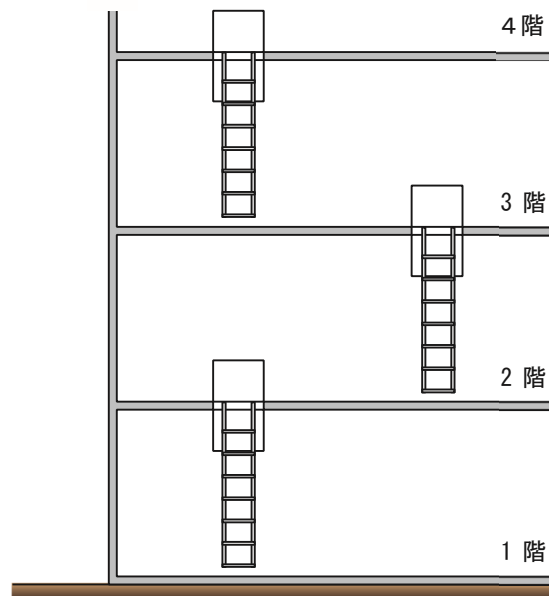
ウ 避難器具用ハッチは、避難器具設置基準告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

エ 防火対象物ごとに、はしご吊り元側を統一すること。▲

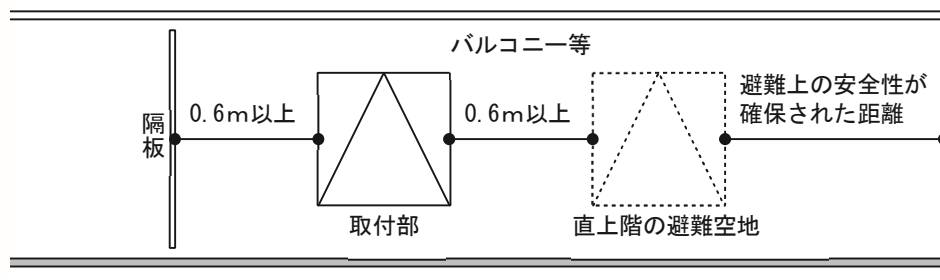
オ 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第3第1号(2)ハ関係)

カ 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。(避難器具設置基準告示第3第1号(2)ニ関係。第15-37図参照)

この場合、固定はしご間は60cm以上の離隔をとること。また、隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合にあっては、当該隔板も同様とすること。●(第15-38図参照)



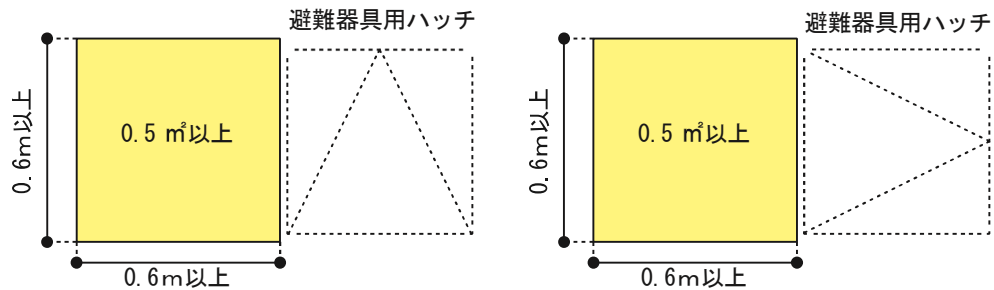
第15-37図



第15-38図

キ 操作面積は、 0.5 m^2 以上（当該器具の水平投影面積を除く。）で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6m 以上とし、当該避難はしごの操作に支障のないものであること。（避難器具設置基準告示第 3 第 1 号(2)関係。第 15-39 図参照）

（操作面積）

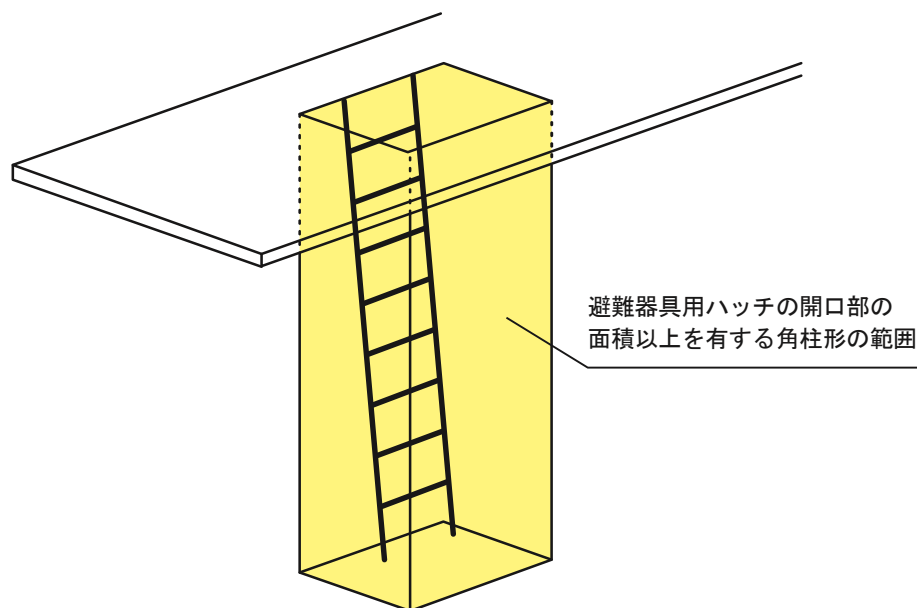


（注）避難はしごの操作に支障がない位置に設ける。

第 15-39 図

ク 降下空間は、避難器具用ハッチの開口部から降着面等まで当該避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲とすること。（避難器具設置基準告示第 3 第 1 号(2)ホ関係。第 15-40 図参照）

（降下空間）



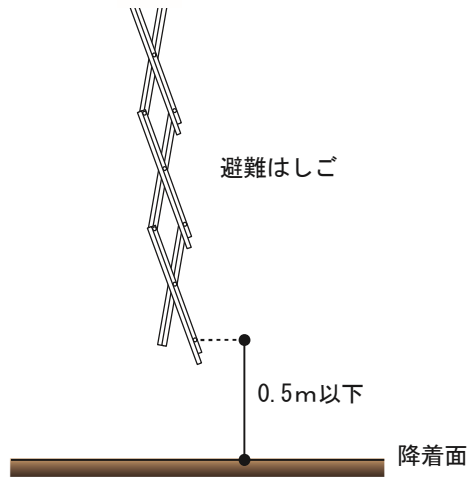
第 15-40 図

ケ つり下げはしごの横さんは、使用の際、防火対象物から 10 cm 以上の距離を保有することとなるように設けること。（省令第 27 条第 1 項第 5 号ハ関係）

コ つり下げ式の避難はしごは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であつ

ても降下に支障を生じないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第3第1号(2)関係)

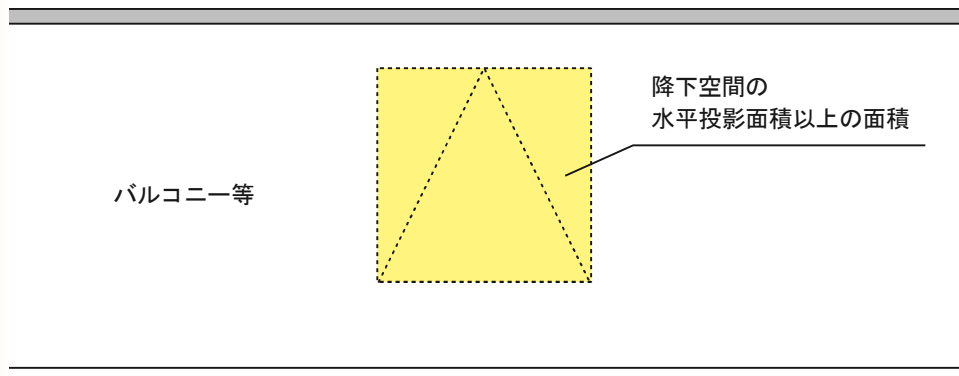
サ 避難はしごを使用状態にした場合における当該避難はしごの最下部横棧（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは、0.5m以下であること。(避難器具設置基準告示第3第1号(2)関係。第15-41図参照)



第15-41図

シ 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とし、避難上の安全性が確保されたものとする。こと。(避難器具設置基準告示第3第1号(2)へ関係。第15-42図参照)

(避難空地)

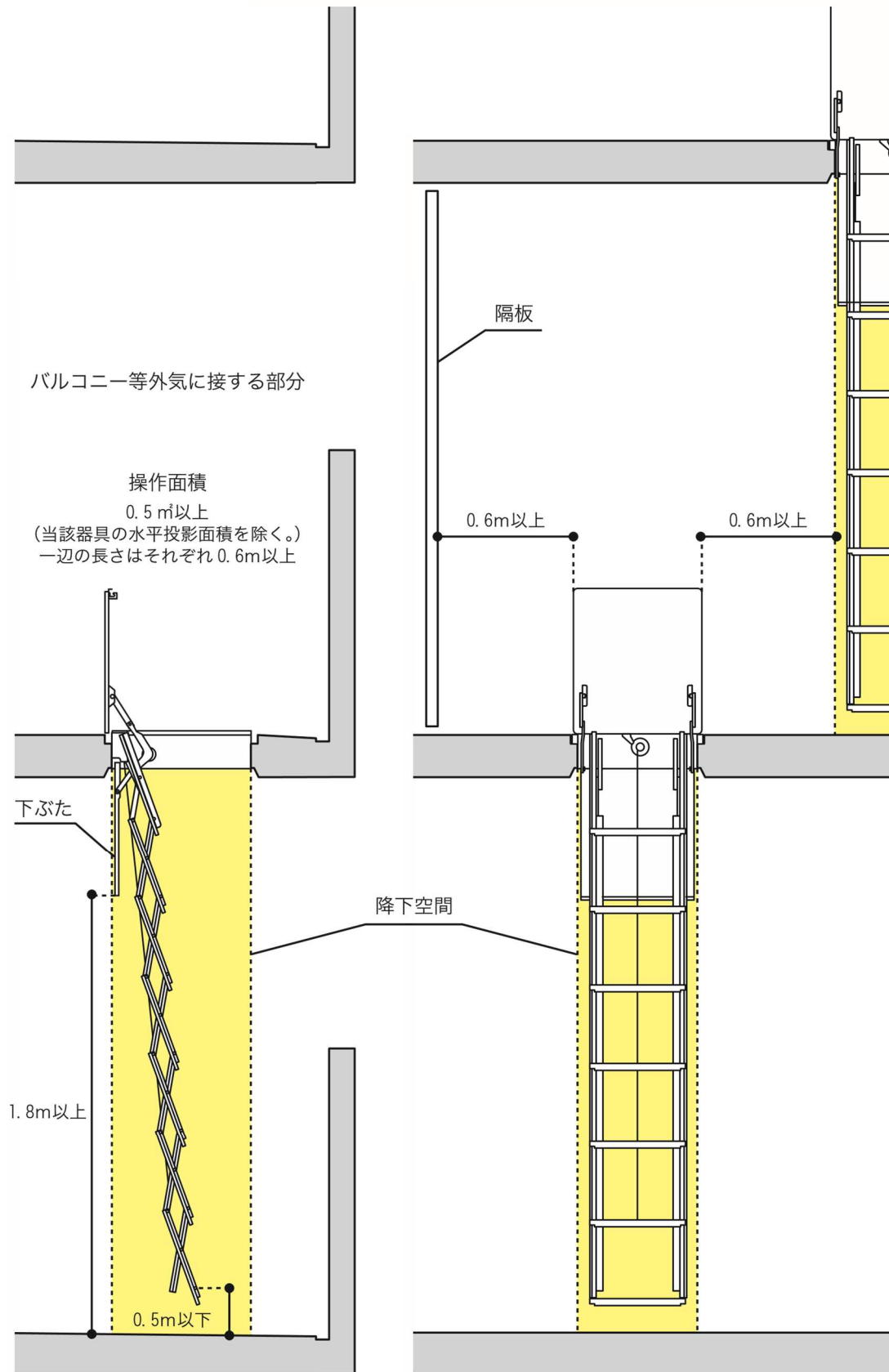


第15-42図

ス 避難階の避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあつては、おおむね1mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。(避難器具設置基準告示第3第1号(2)ト関係)

セ 下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上1.8m以上の位置であること。(避難器具設置基準告示第3第1号(2)チ関係)

(避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの設置例)



第15-43図

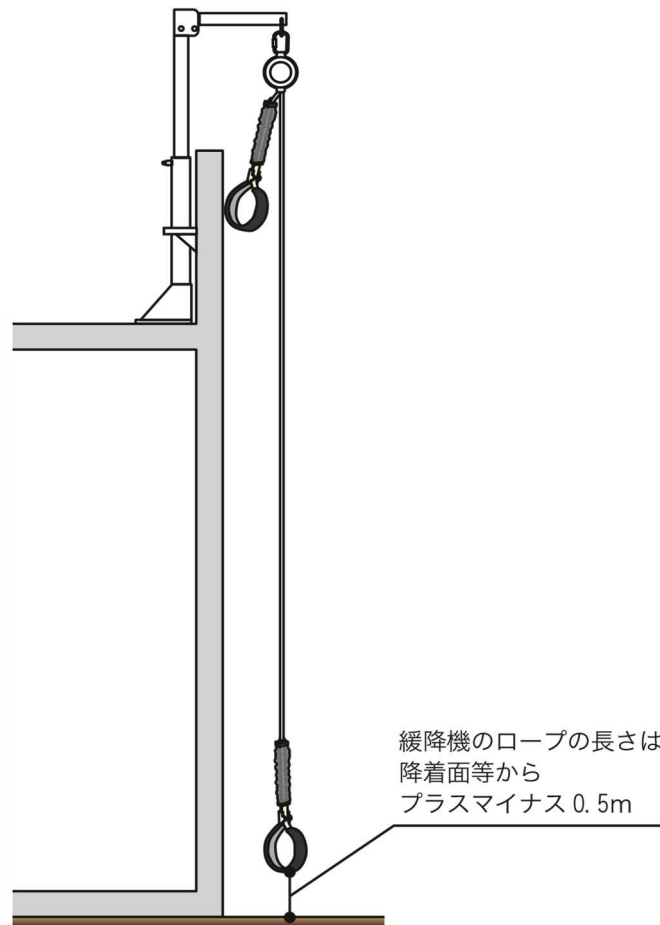
(5) 緩降機

省令第27条第1項第6号及び避難器具設置基準告示第3第2号に規定する緩降機の設置方法等は、次によること。(第15-50図参照)

ア 緩降機は、降下の際、ロープが防火対象物と接触して損傷しないように設けること。(省令第27条第1項第6号イ関係)

イ 緩降機のロープの長さは、取付位置から地盤面その他の降着面までの長さとする。こと。(省令第27条第1項第6号ロ関係)

ウ 緩降機のロープの長さは、取付位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等からプラスマイナス0.5mの範囲となるように設定すること。(避難器具設置基準告示第3第2号(5)関係。第15-44図参照)



第15-44図

エ 緩降機の取付け具は、次のアからウまでに定めるところによること。(省令第27条第1項第6号ハ関係)

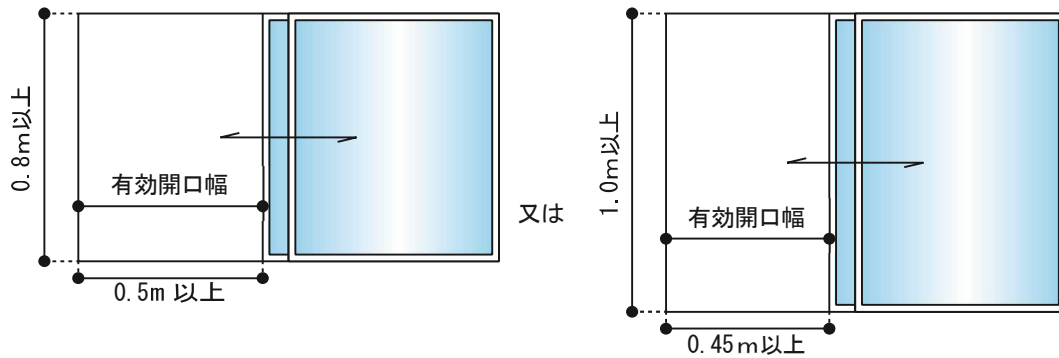
(7) 取付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に緩降機を容易に取り付けることができるように設けること。

(8) 取付け具は、ボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。

(9) 取付け具に用いる材料は、JIS G3101 若しくは JIS G3444 に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

オ 取付部の開口部の大きさは、当該開口部を壁面の部分に設ける場合にあつては高さが 0.8m 以上幅が 0.5m 以上又は高さが 1 m 以上幅が 0.45m 以上、床面の部分に設ける場合にあつては直径 0.5 m 以上の円が内接することができるものであること。(避難器具設置基準告示第 3 第 2 号関係。第 15-45 図参照)

(取付部の開口部の大きさ)



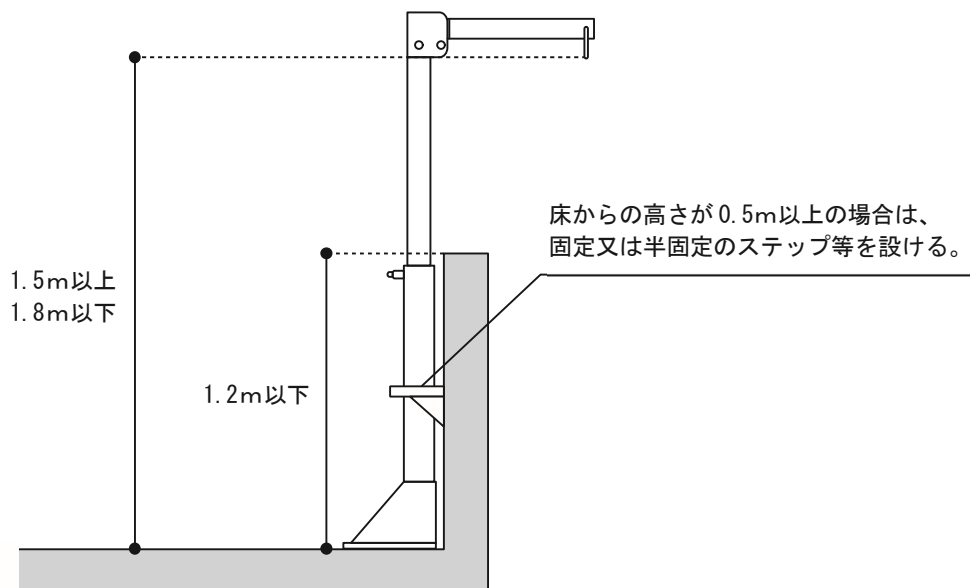
第 15-45 図

カ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、緩降機の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第 3 第 2 号関係)

キ 壁の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床から 1.2m 以下とすること。(避難器具設置基準告示第 3 第 2 号(1)関係)

ク 床からの高さが 0.5m 以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。(避難器具設置基準告示第 3 第 2 号(2)関係)

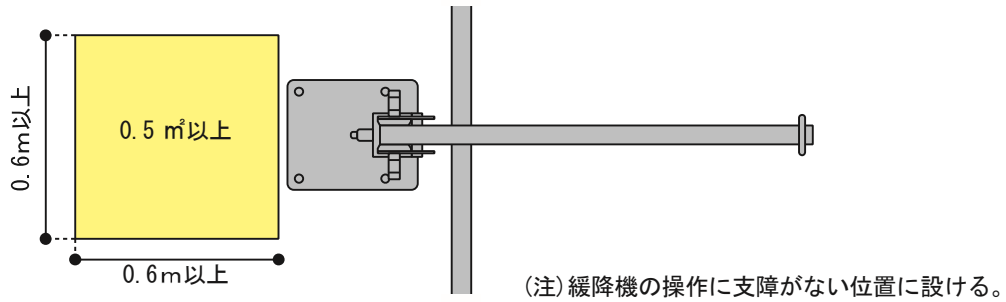
ケ 緩降機をつり下げるフックの取付位置は、床面から 1.5m 以上 1.8m 以下の高さとする。こと。(避難器具設置基準告示第 3 第 2 号(4)関係。第 15-46 図参照)



第 15-46 図

- コ 操作面積は、 0.5 m^2 以上（当該器具の水平投影面積を除く。）で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6m 以上とし、当該緩降機の操作に支障のないものであること。（避難器具設置基準告示第3第2号関係。第15-47図参照）

（操作面積）

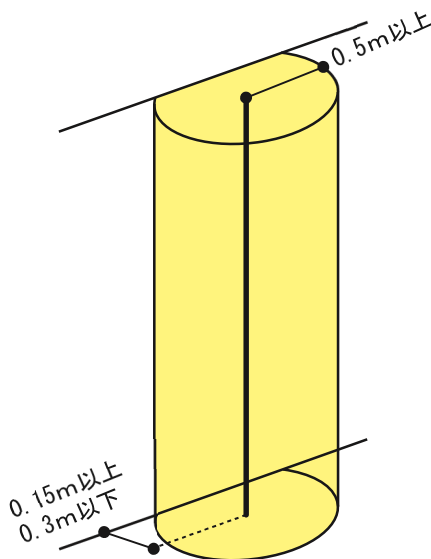


第15-47図

- サ 緩降機は、使用の際、壁面からロープの中心までの距離が 0.15m 以上 0.3m 以下となるように設けるとともに、降下空間は、当該緩降機を中心とした半径 0.5m の円柱形に包含される範囲以上確保されていること。ただし、 0.1m 以内で避難上支障のない場合若しくは 0.1m を超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては突起物を降下空間内に設け、又は降下空間及び避難空地を他の緩降機と共用する場合にあっては、器具相互の中心を 0.5m まで近接させることができること。（避難器具設置基準告示第3第2号(3)関係。第15-48図及び第15-49図参照）

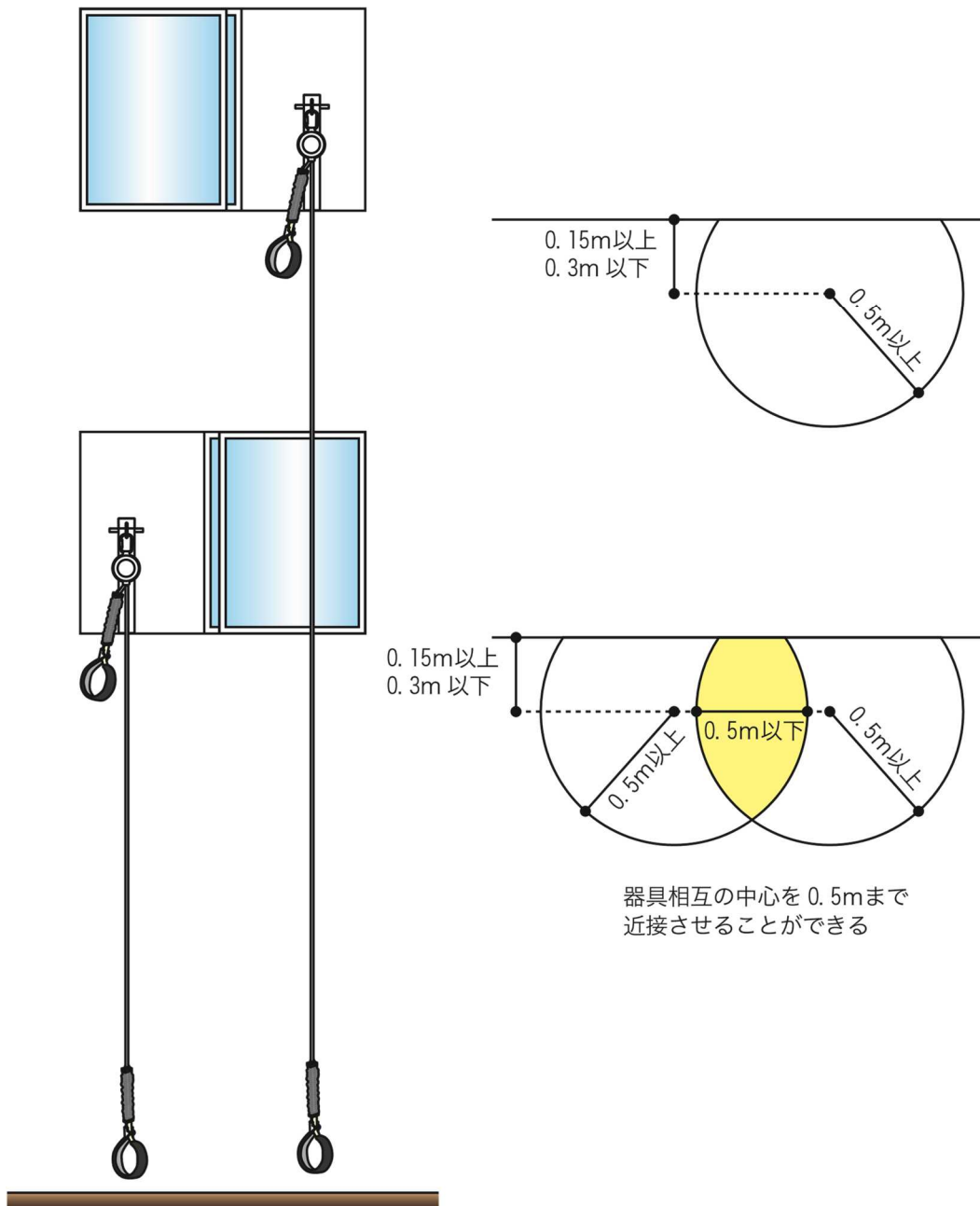
なお、ここでいう「壁面」とは、全く開口部を有しない壁面であることまで求めているものではないことから、バルコニー等の部分についても、壁面のない部分の状況が緩降機での降下に支障を生じないものと判断できる場合にあっては、壁面として取り扱って差し支えないものであること。

（降下空間）



第15-48図

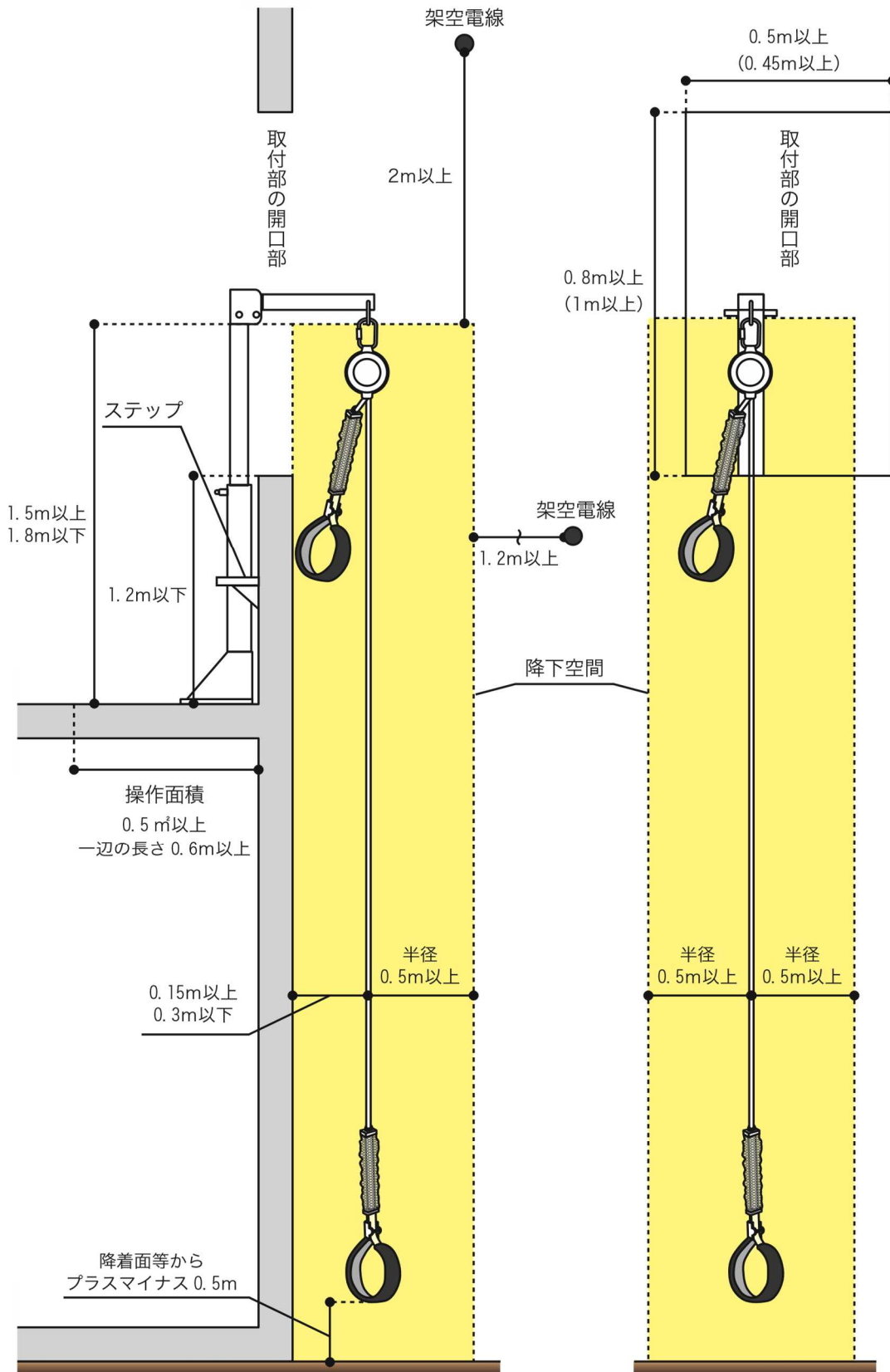
(降下空間を他の緩降機と共用する場合の例)



第 15-49 図

- シ 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、緩降機の上端と架空電線との間隔は 2m 以上とすること。(避難器具設置基準告示第 3 第 2 号関係)
- ス 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること。(避難器具設置基準告示第 3 第 2 号関係)
- セ 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1m を超えるものにあつては、1m とすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。(避難器具設置基準告示第 3 第 2 号関係)

(緩降機の設置例)



第15-50図

(6) 救助袋（斜降式のもの）

省令第 27 条第 1 項第 10 号及び避難器具設置基準告示第 3 第 3 号(1)に規定する斜降式の救助袋の設置方法等は、次によること。（第 15-57 図参照）

ア 救助袋の長さは、避難上支障がなく、かつ、安全な降下速度を保つことができる長さであること。（省令第 27 条第 1 項第 10 号イ関係）

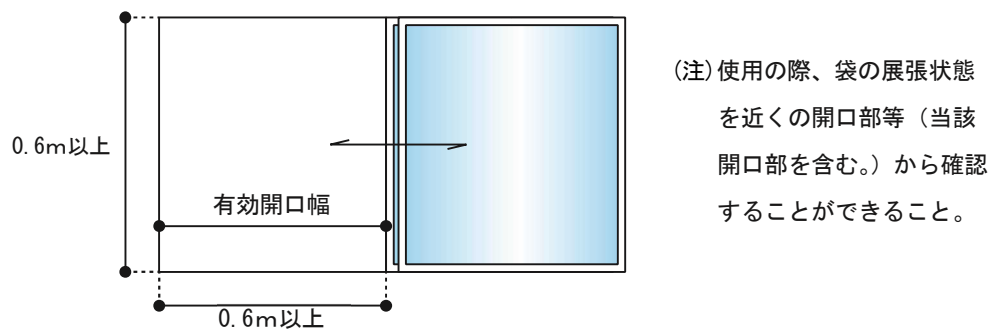
イ 救助袋は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること。（省令第 27 条第 1 項第 10 号ロ関係）

ウ 救助袋の取付け具は、ボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。（省令第 27 条第 1 項第 10 号ハ関係）

エ 取付け具に用いる材料は、JIS G3101 若しくは JIS G3444 に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。（省令第 27 条第 1 項第 10 号ニ関係）

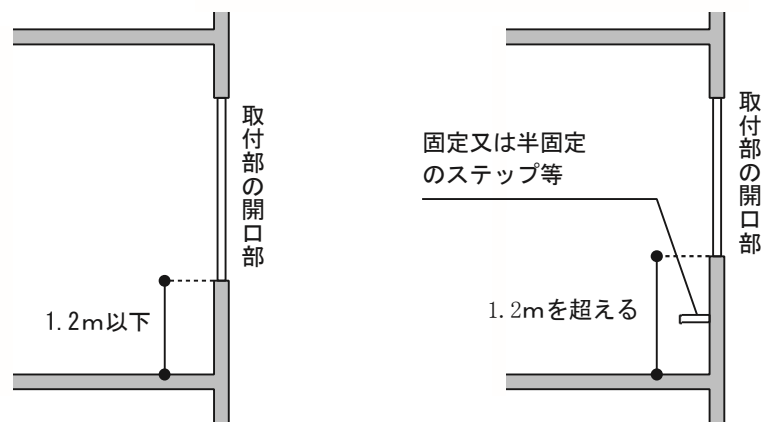
オ 取付部の開口部の大きさは、高さ及び幅がそれぞれ 0.6m 以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認することができるものであること。（避難器具設置基準告示第 3 第 3 号(1)イ関係。第 15-51 図参照）

（取付部の開口部の大きさ）



第 15-51 図

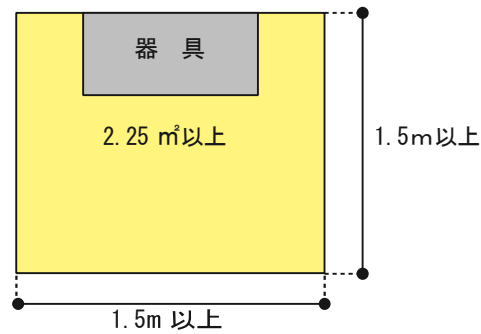
カ 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m 以下の高さとする。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあっては、この限りでない。（避難器具設置基準告示第 3 第 3 号関係。第 15-52 図参照）



第 15-52 図

キ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、救助袋の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第3第3号関係)

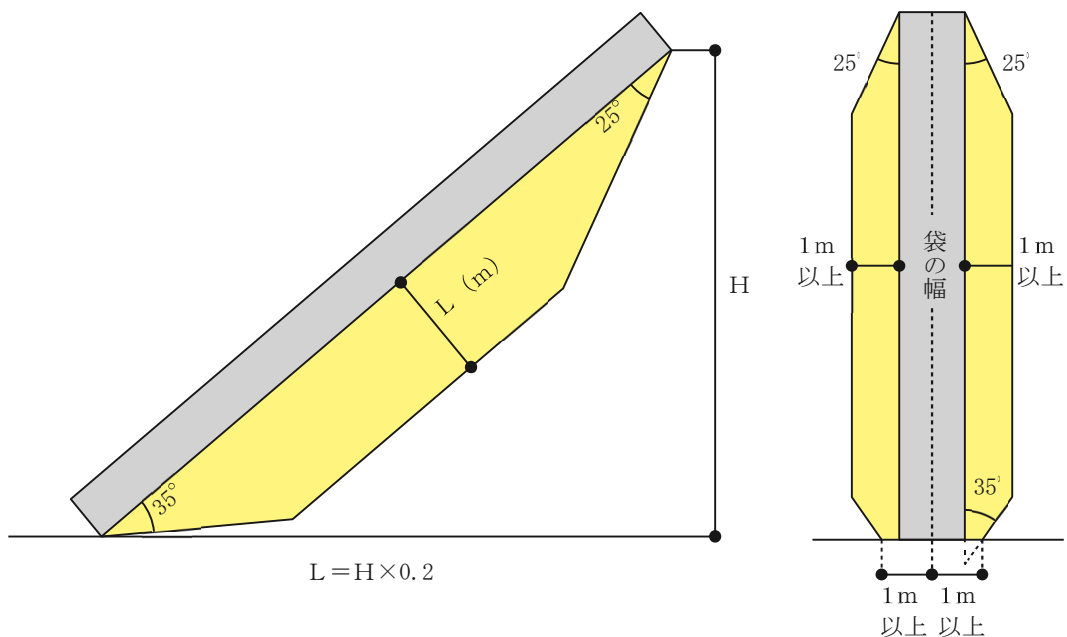
ク 操作面積は、救助袋の設置部分を含み、幅 1.5m 以上、奥行 1.5m 以上とすること。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は、 2.25 m^2 以上とすること。(避難器具設置基準告示第3第3号(1)ロ関係。第 15-53 図参照)
 (操作面積)



第 15-53 図

ケ 降下空間は、救助袋の下方及び側面の方向に対し、上部にあつては 25° 、下部にあつては 35° の範囲内であること。ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔（最上部を除く。）は、0.3m（ひさし等の突起物のある場合にあつては突起物の先端から 0.5m（突起物が入口金具から下方 3m 以内の場合にあつては 0.3m）以上とすることができる。(避難器具設置基準告示第3第3号(1)ハ関係。第 15-54 図参照)

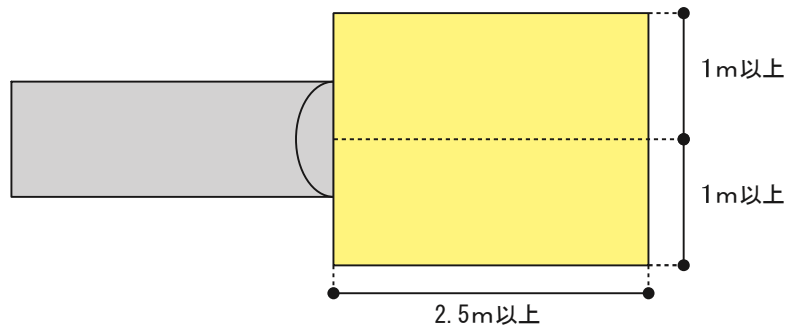
(降下空間)



第 15-54 図

- コ 避難空地は、展張した袋本体の下端から前方 2.5m 及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ 1 m 以上の幅とすること。(避難器具設置基準告示第 3 第 3 号(1)ニ関係。第 15-55 図参照)

(避難空地)

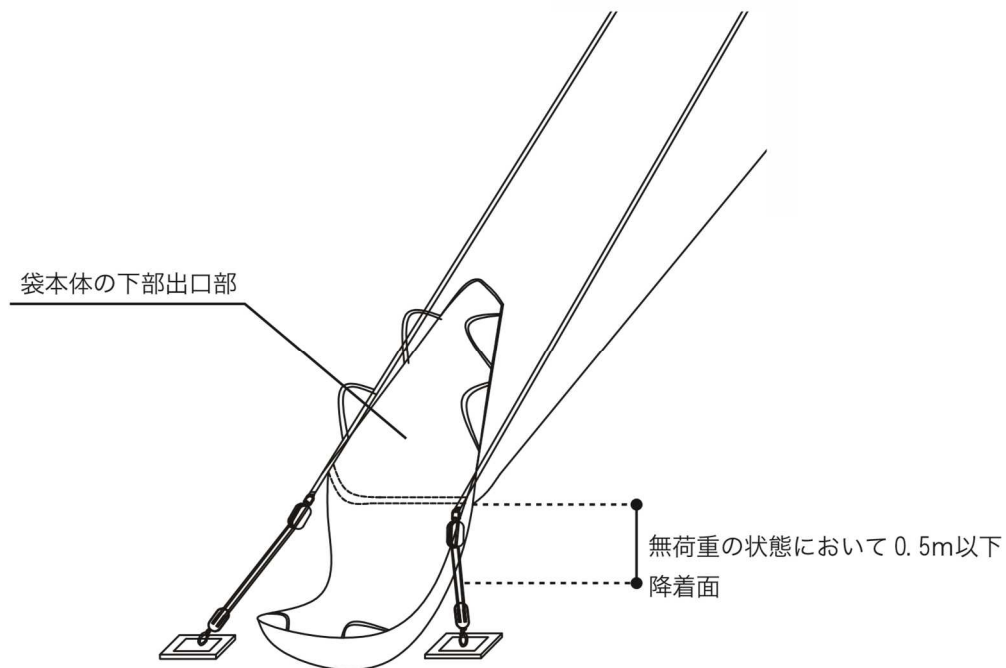


第 15-55 図

- サ 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1 m を超えるものにあつては、1 m とすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。(避難器具設置基準告示第 3 第 3 号関係)

- シ 下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。(避難器具設置基準告示第 3 第 3 号(1)ホ関係)

- ス 袋本体の下部出口部と降着面等からの高さは、無荷重の状態において 0.5m 以下であること。(避難器具設置基準告示第 3 第 3 号(1)ヘ関係。第 15-56 図参照)

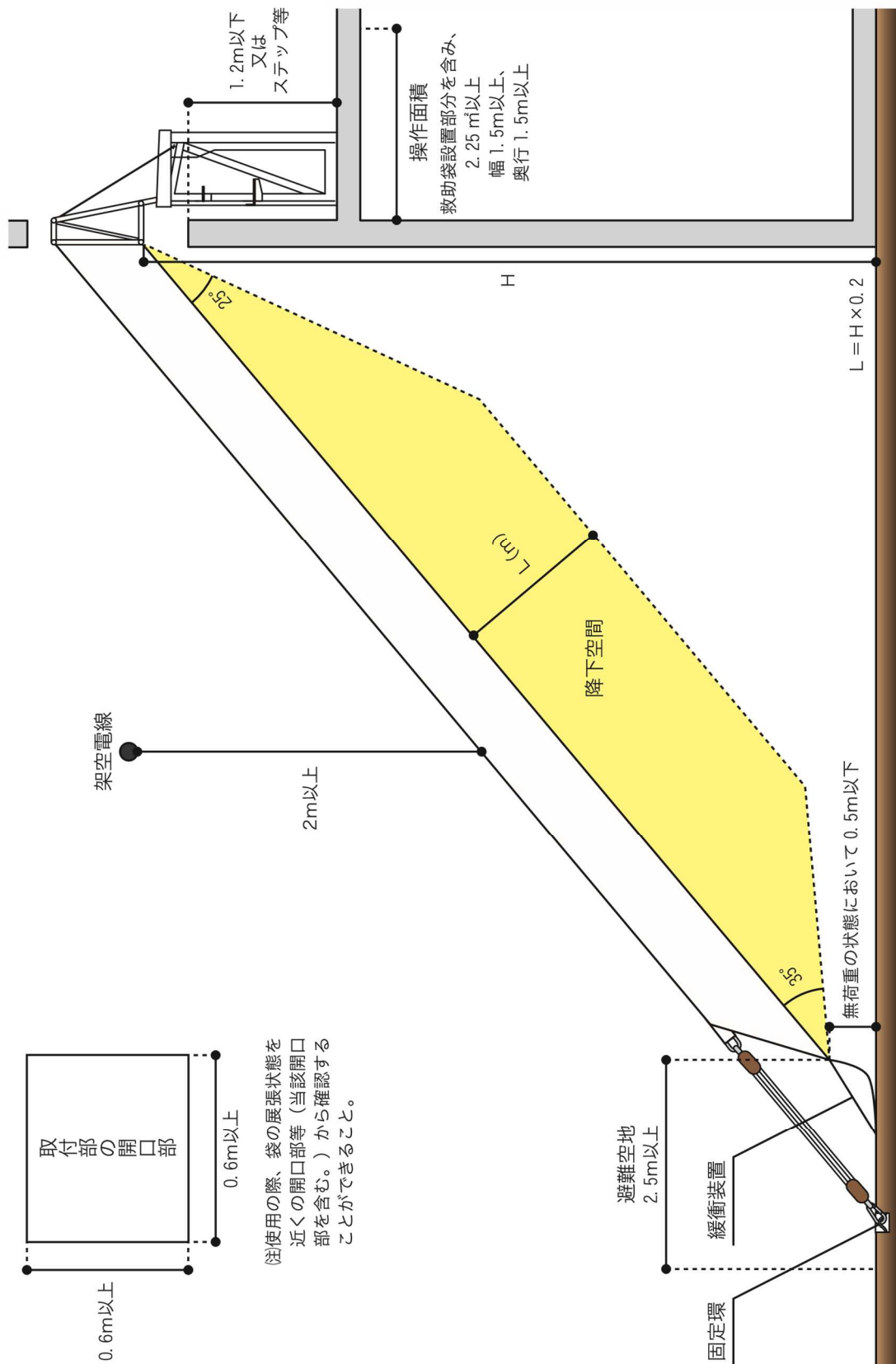


第15-56図

- セ 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、救助袋の上端と架空電線との間隔は 2 m 以上とすること。(避難器具設置基準告示第 3 第 3 号)

- ソ 救助袋は、避難器具告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

(斜降式の救助袋の設置例)



第15-57図

(7) 救助袋（垂直式のもの）

省令第 27 条第 1 項第 10 号及び避難器具設置基準告示第 3 第 3 号(2)に規定する垂直式の救助袋の設置方法等は、次によること。（第 15-64 図参照）

ア 救助袋の長さは、避難上支障がなく、かつ、安全な降下速度を保つことができる長さであること。（省令第 27 条第 1 項第 10 号イ関係）

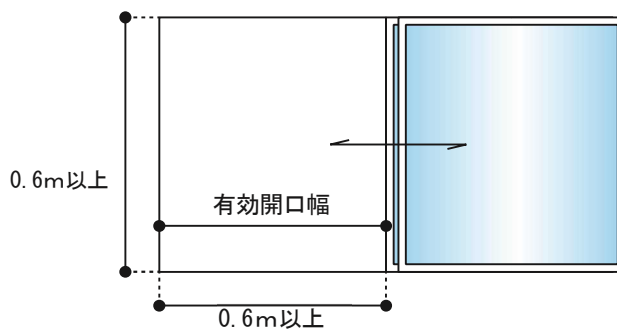
イ 救助袋は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること。（省令第 27 条第 1 項第 10 号ロ関係）

ウ 救助袋の取付け具は、ボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。（省令第 27 条第 1 項第 10 号ハ関係）

エ 取付け具に用いる材料は、JIS G3101 若しくは JIS G3444 に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。（省令第 27 条第 1 項第 10 号ニ関係）

オ 取付部の開口部の大きさは、高さ及び幅がそれぞれ 0.6m 以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認することができるものであること。（避難器具設置基準告示第 3 第 3 号(2)関係。第 15-58 図参照）

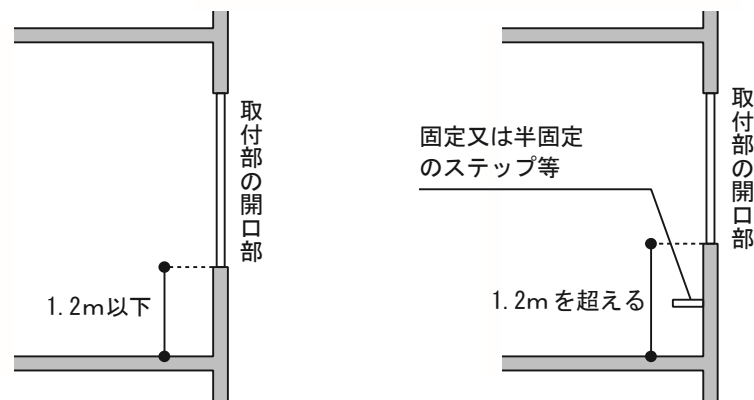
（取付部の開口部）



（注）使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認することができること。

第 15-58 図

カ 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m 以下の高さとする。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあっては、この限りでない。（避難器具設置基準告示第 3 第 3 号関係。第 15-59 図参照）

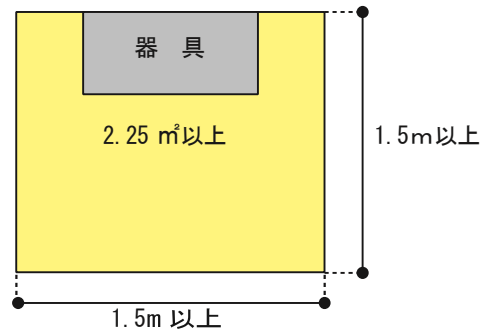


第 15-59 図

キ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、救助袋の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第3第3号関係)

ク 操作面積は、救助袋の設置部分を含み、幅1.5m以上、奥行1.5m以上とすること。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は、2.25㎡以上とすること。(避難器具設置基準告示第3第3号(2)関係。第15-60図参照)

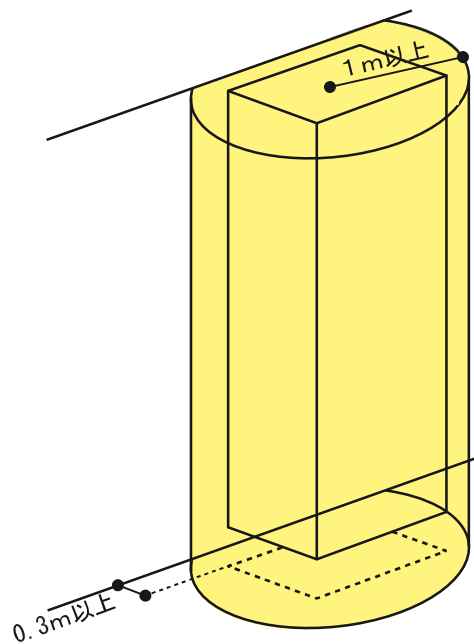
(操作面積)



第15-60図

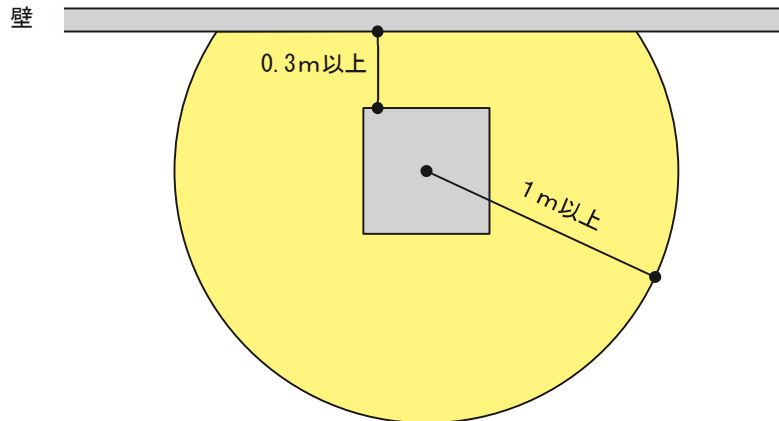
ケ 降下空間は、当該器具の中心から半径1m以上の円柱形の範囲とすること。ただし、救助袋と壁との間隔は0.3m（ひさし等の突起物がある場合にあつては救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあつては0.3m））以上とすることができること。(避難器具設置基準告示第3第3号(2)イ関係。第15-61図参照)

(降下空間)



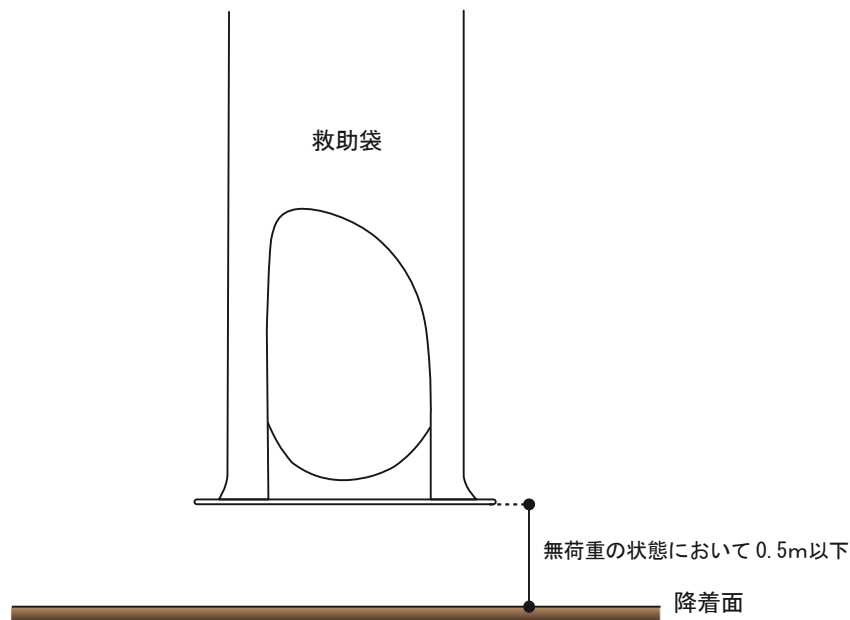
第15-61図

- コ 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること。(避難器具設置基準告示第 3 第 3 号(2)ロ関係。第 15-62 図参照)



第 15-62 図

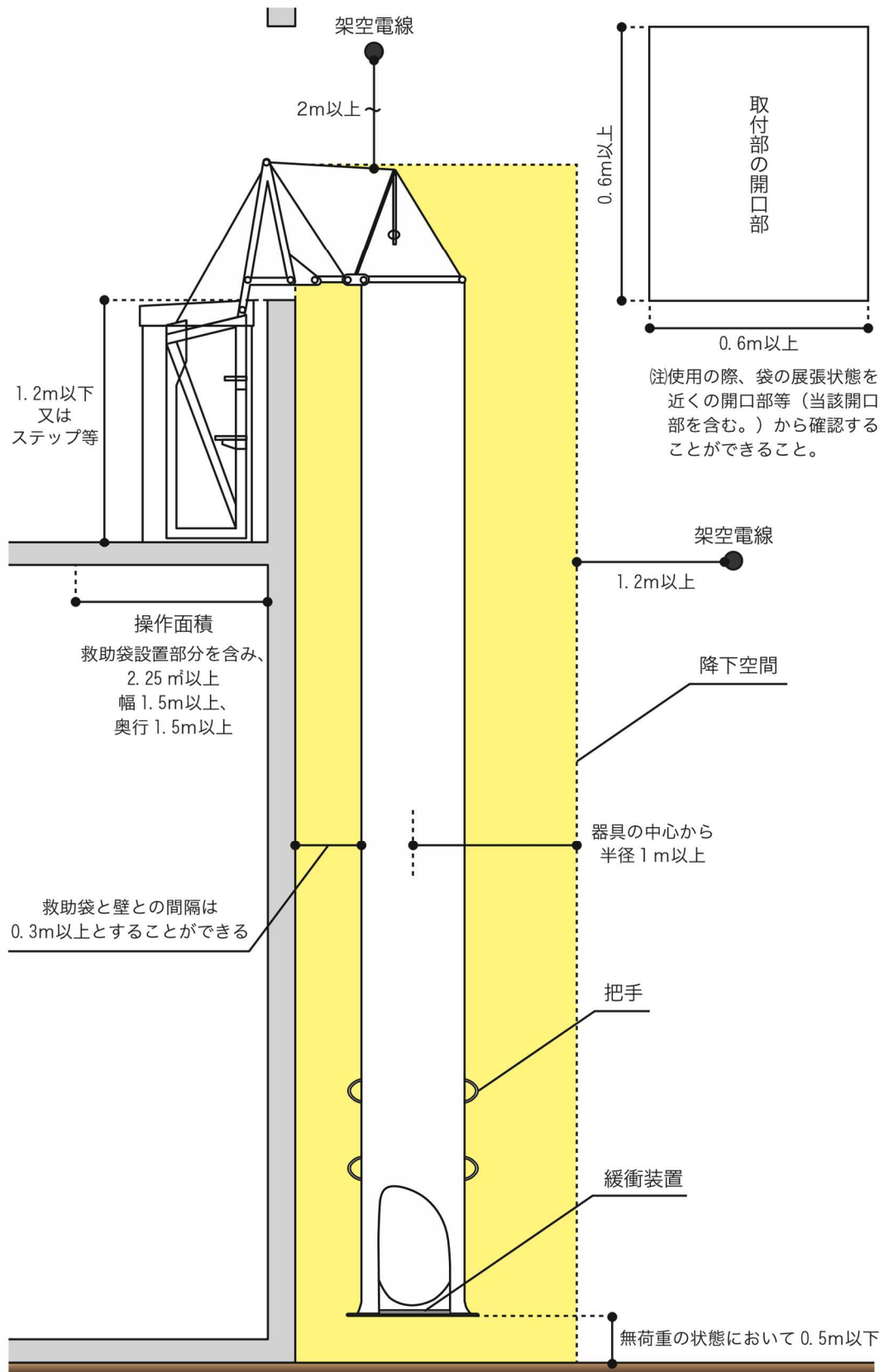
- サ 降下空間及び避難空地を共用して避難器具を設ける場合は、器具相互の外面を 1 m まで接近させることができる。(避難器具設置基準告示第 3 第 3 号(2)ニ関係)
- シ 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1 m を超えるものにあつては、1 m とすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。(避難器具設置基準告示第 3 第 3 号関係)
- ス 袋本体の下部出口部と降着面等との間隔は、無荷重の状態において 0.5 m 以下であること。(避難器具設置基準告示第 3 第 3 号(2)ハ関係。第 15-63 図参照)



第 15-63 図

- セ 降下空間と架空電線との間隔は 1.2 m 以上とするとともに、救助袋の上端と架空電線との間隔は 2 m 以上とすること。(避難器具設置基準告示第 3 第 3 号)
- ソ 救助袋は、避難器具告示に適合するもの又は認定品のものとすること。●

(垂直式の救助袋の設置例)



第15-64図

(8) 救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの）

省令第 27 条第 1 項第 10 号及び避難器具設置基準告示第 3 第 3 号に規定する避難器具用ハッチに格納した救助袋の設置方法等は、次によること。（第 15-71 図参照）

ア 救助袋の長さは、避難上支障がなく、かつ、安全な降下速度を保つことができる長さであること。（省令第 27 条第 1 項第 10 号イ関係）

イ 救助袋は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること。（省令第 27 条第 1 項第 10 号ロ関係）

ウ 救助袋の取付け具は、ボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。（省令第 27 条第 1 項第 10 号ハ関係）

エ 取付け具に用いる材料は、JIS G3101 若しくは JIS G3444 に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。（省令第 27 条第 1 項第 10 号ニ関係）

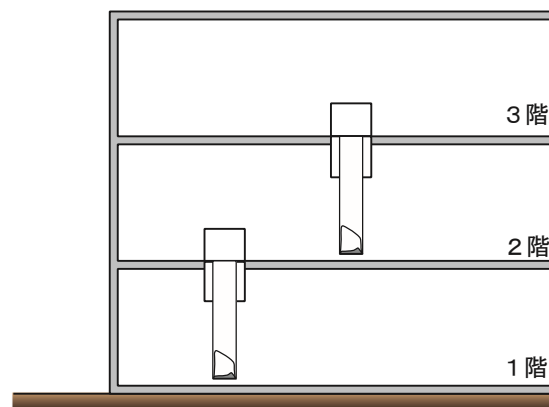
オ 救助袋は、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。（避難器具設置基準告示第 3 第 3 号関係）

カ 避難器具用ハッチは、避難器具設置基準告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

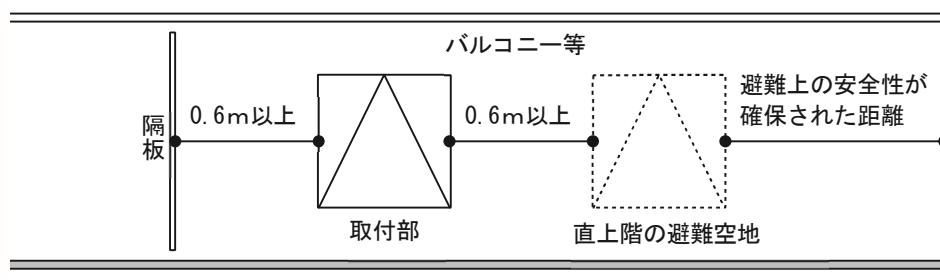
キ 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあつては、この限りでない。（避難器具設置基準告示第 3 第 3 号関係）

ク 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。（避難器具設置基準告示第 3 第 3 号関係。第 15-65 図参照）

この場合、救助袋間は 60 cm 以上の離隔をとること。また、隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合にあつては、当該隔板も同様とすること。●（第 15-66 図参照）



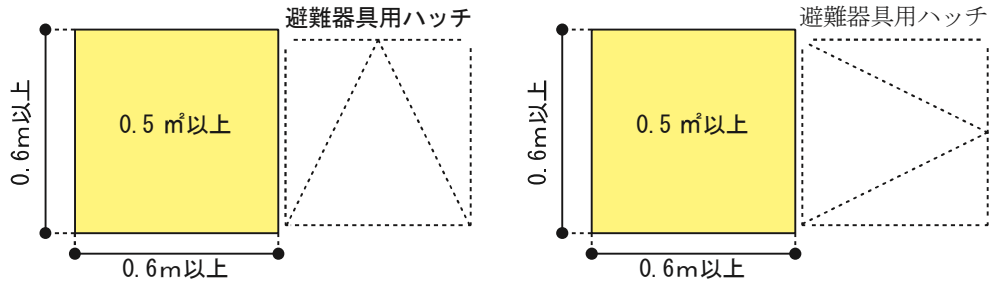
第 15-65 図



第 15-66 図

ケ 操作面積は、 0.5 m^2 以上（当該器具の水平投影面積を除く。）で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6m 以上とし、当該救助袋の操作に支障のないものであること。（避難器具設置基準告示第3第3号関係。第15-67図参照）

（操作面積）

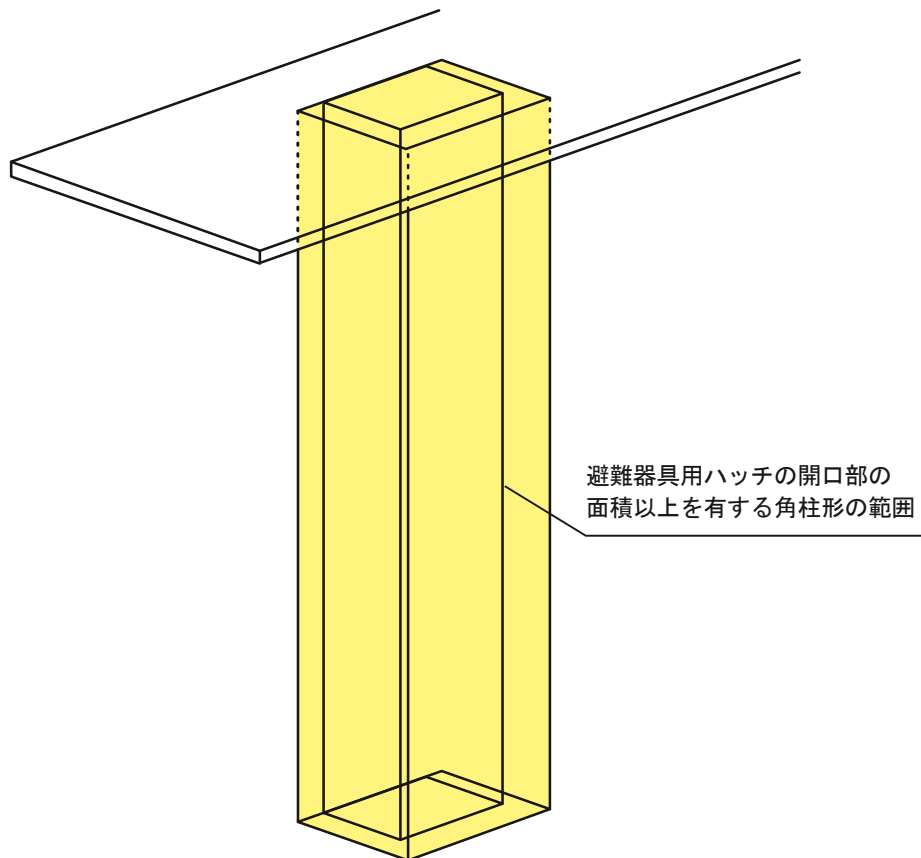


（注）救助袋の操作に支障がない位置に設ける。

第15-67図

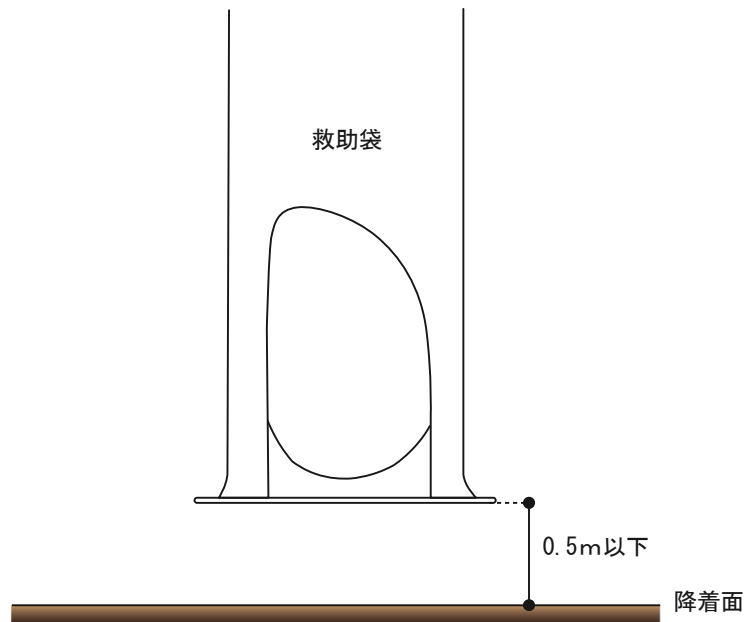
コ 降下空間は、避難器具用ハッチの開口部から降着面等まで当該避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲とすること。（避難器具設置基準告示第3第3号関係。第15-68図参照）

（降下空間）



第15-68図

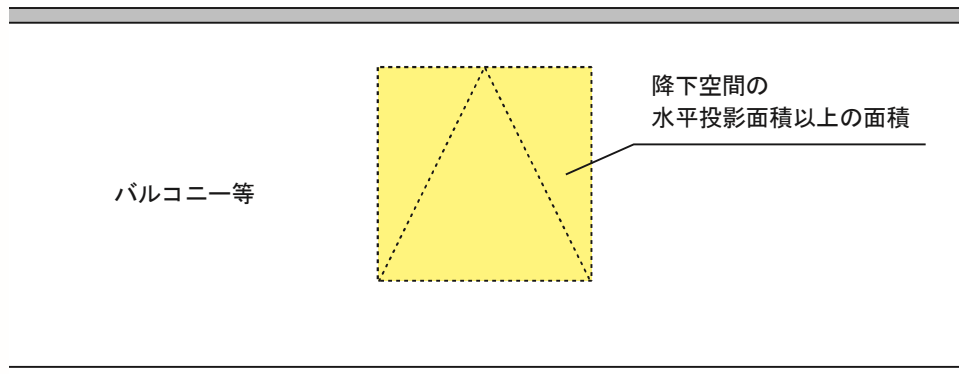
- サ 救助袋を使用状態にした場合における当該救助袋の最下部から降着面等までの高さは、0.5m以下であること。(避難器具設置基準告示第3第3号関係。第15-69図参照)



第 15-69 図

- シ 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とし、避難上の安全性が確保されたものとする。と。(避難器具設置基準告示第3第3号関係。第15-70図参照)

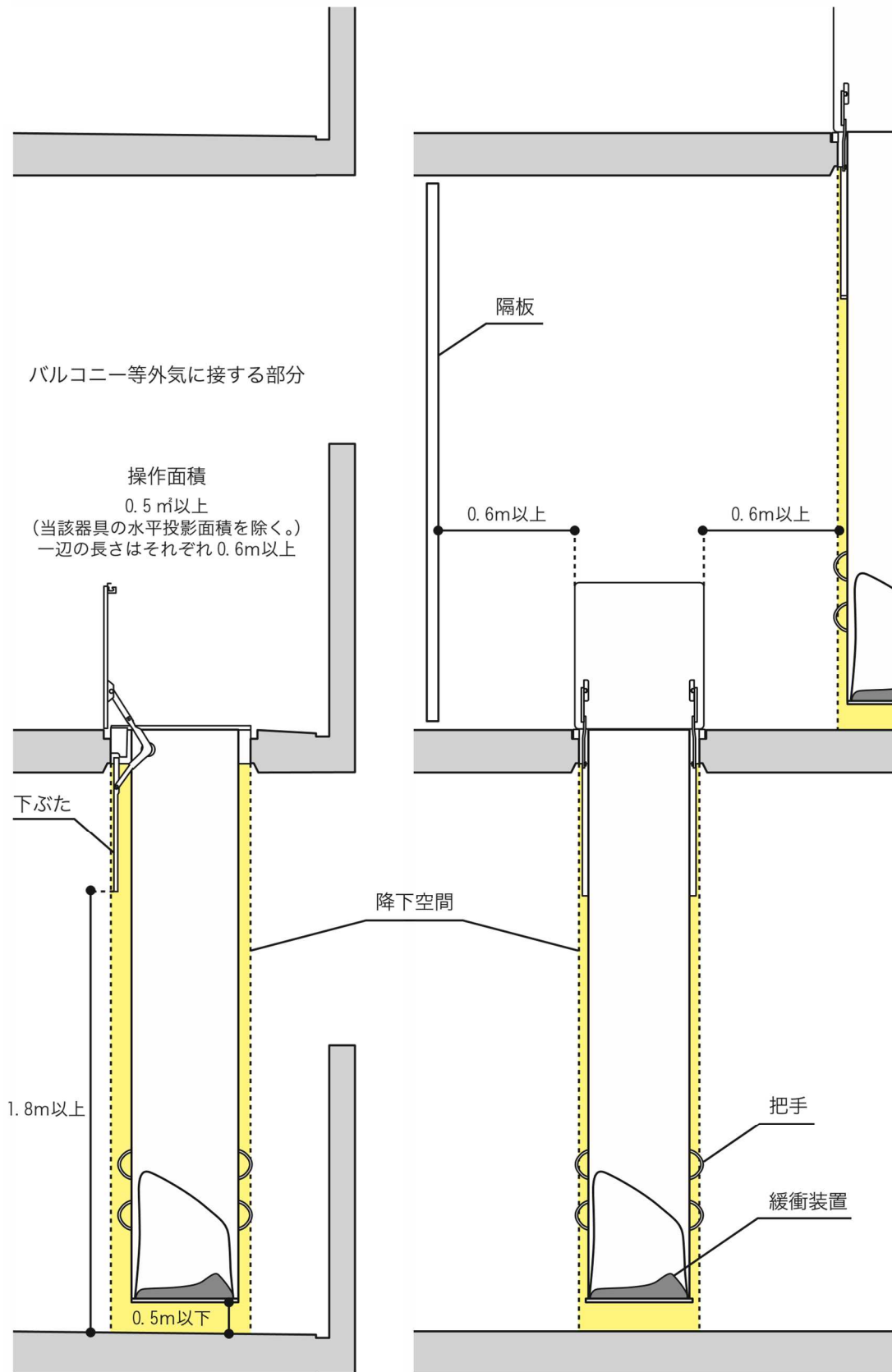
(避難空地)



第 15-70 図

- ス 下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上 1.8m以上の位置であること。(避難器具設置基準告示第3第3号関係)
- セ 避難階の避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあつては、おおむね1mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。(避難器具設置基準告示第3第3号関係)
- ソ 救助袋は、避難器具告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

(避難器具用ハッチに格納した救助袋の設置例)



第15-71図

(9) 滑り台

省令第 27 条第 1 項第 7 号及び避難器具設置基準告示第 3 第 4 号に規定する滑り台の設置方法等は、次によること。(第 15-77 図及び第 15-78 図参照)

ア 滑り台は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること。(省令第 27 条第 1 項第 7 号イ関係)

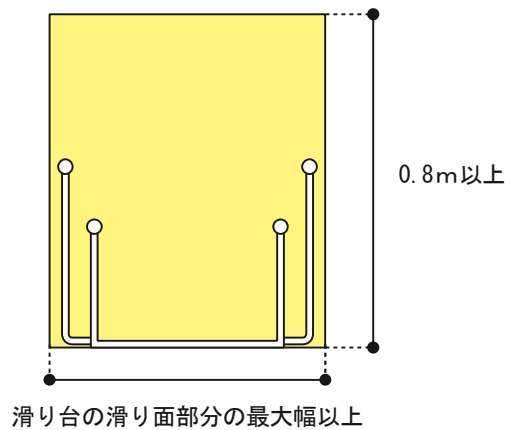
イ 滑り台は、ボルト締め、埋込み、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。(省令第 27 条第 1 項第 7 号ロ関係)

ウ 避難上支障がなく、かつ、安全な降下速度を保つことができるように設けること。(省令第 27 条第 1 項第 7 号ハ関係)

エ 転落を防止するための適当な措置を講じたものであること。(省令第 27 条第 1 項第 7 号ニ関係)

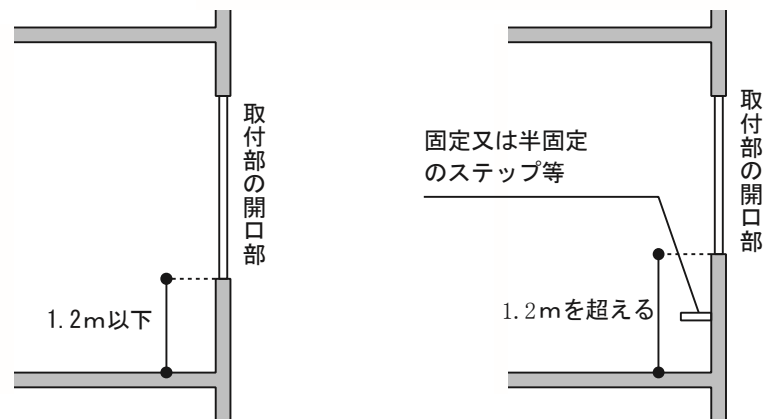
オ 取付部の開口部の大きさは、高さは 0.8m 以上であり、かつ、幅は滑り台の滑り面部分の最大幅以上であること。(避難器具設置基準告示第 3 第 4 号(1)関係。第 15-72 図参照)

(取付部の開口部の大きさ)



第 15-72 図

カ 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m 以下の高さとする。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第 3 第 4 号関係。第 15-73 図参照)



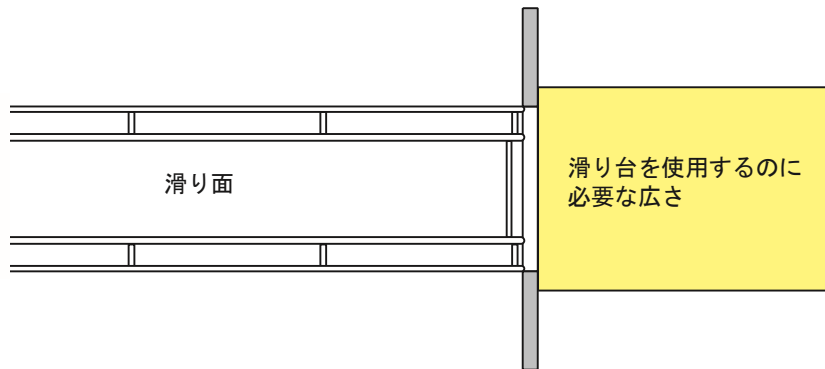
第 15-73 図

キ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が滑り台の使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、滑り台の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第3第4号関係)

ク 滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。(避難器具設置基準告示第3第4号(2)関係)

ケ 操作面積は、滑り台を使用するのに必要な広さであること。(避難器具設置基準告示第3第4号(3)関係。第15-74図参照)

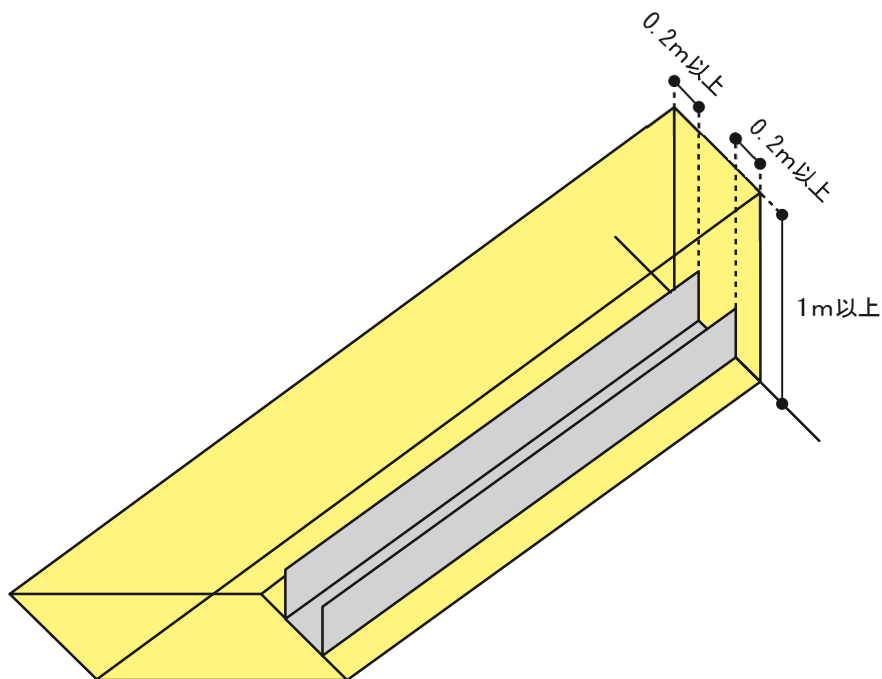
(操作面積)



第15-74図

コ 降下空間は、滑り台の滑り面から上方に1m以上及び滑り台の両端からそれぞれ外方向に0.2m以上の範囲内であること。(避難器具設置基準告示第3第4号(4)関係。第15-75図参照)

(降下空間)

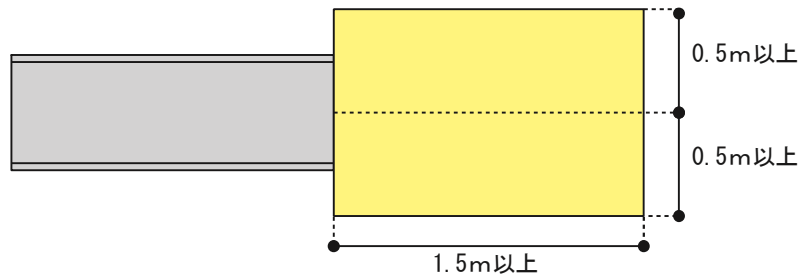


第15-75図

サ 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、滑り台の上端と架空電線との間隔は 2 m 以上とすること。(避難器具設置基準告示第 3 第 4 号関係)

シ 避難空地は、滑り台の下部先端から前方 1.5m 以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ 0.5 m 以上とすること。(避難器具設置基準告示第 3 第 4 号(5)関係。第 15-76 図参照)

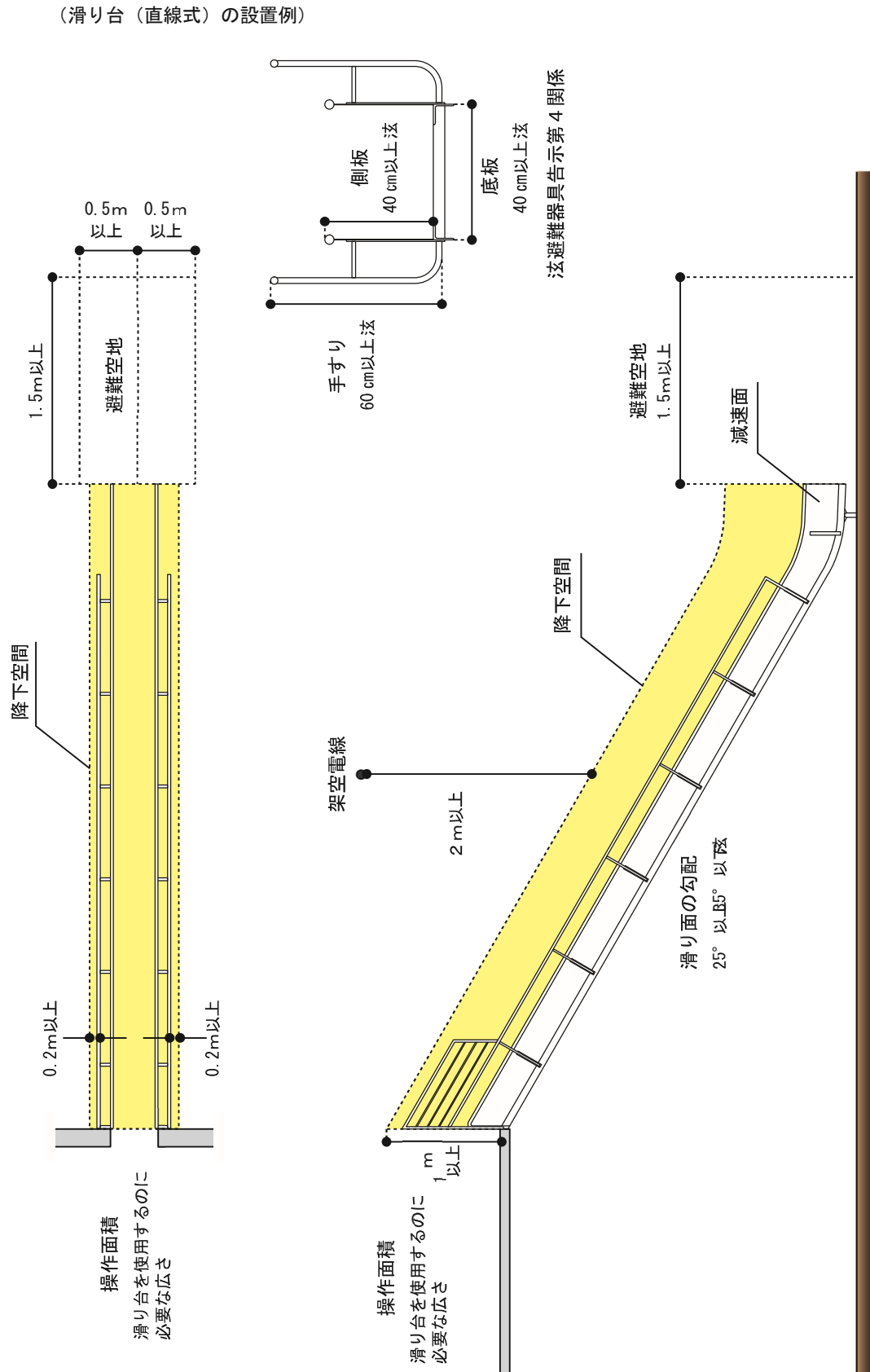
(避難空地)



第 15-76 図

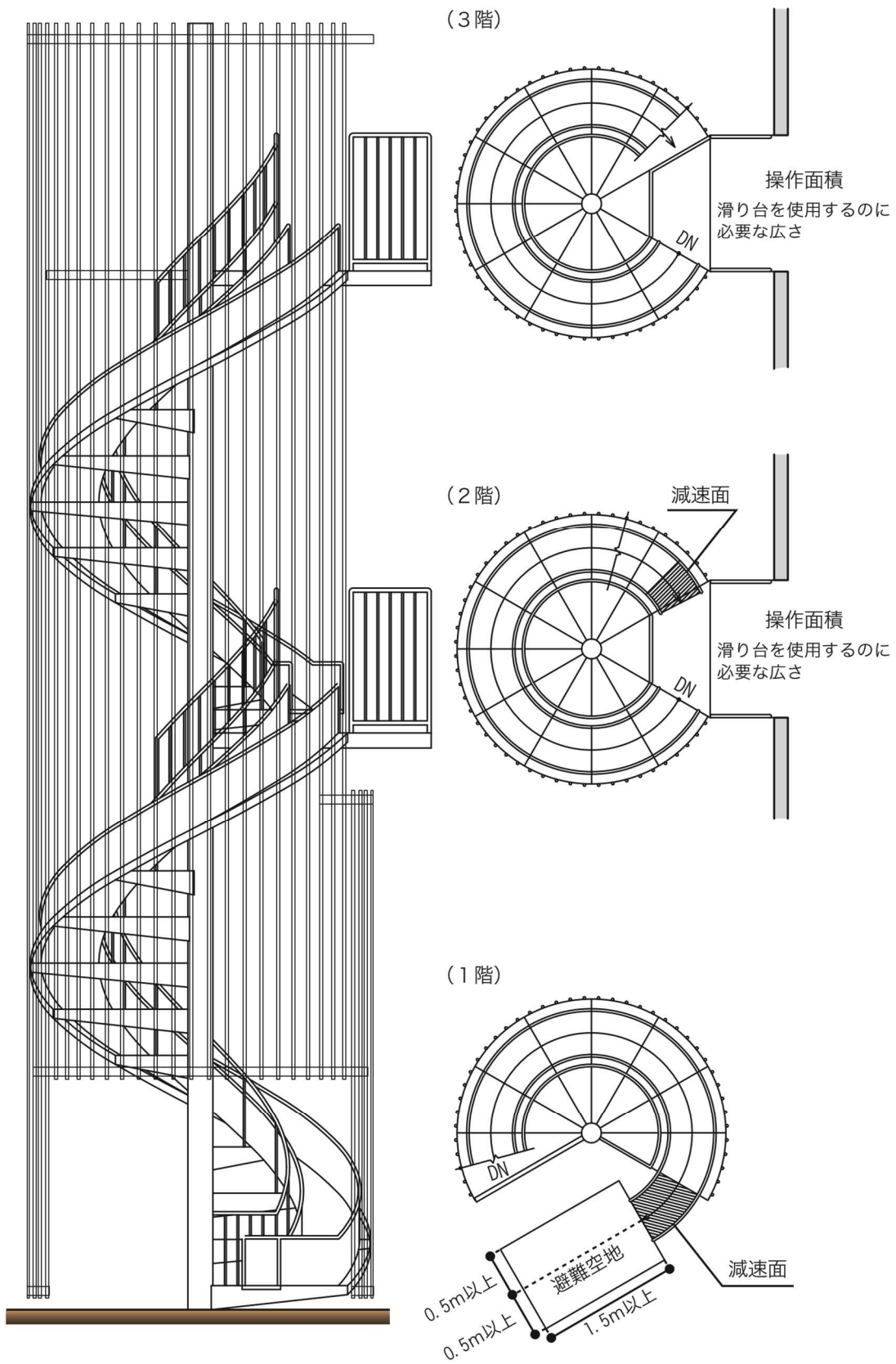
ス 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1 m を超えるものにあつては、1 m とすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。(避難器具設置基準告示第 3 第 4 号関係)

セ 滑り台は、避難器具告示に適合するもの又は認定品のものとする。●



第15-77図

(滑り台 (らせん式) の設置例)



第15-78図

(10) 滑り棒

省令第27条第1項第8号及び避難器具設置基準告示第3第5号に規定する滑り棒の設置方法等は、次によること。

ア 安全、確実かつ容易に使用される構造のものであることを原則とすること。

イ 滑り棒の長さは、取付け位置から地盤面その他の降着面までの長さとする。こと。(省令第27条第1項第8号イ関係)

ウ 滑り棒は、その上部及び下部を取付け具で固定できるものであること。(省令第27条第1項第8号ウ関係)

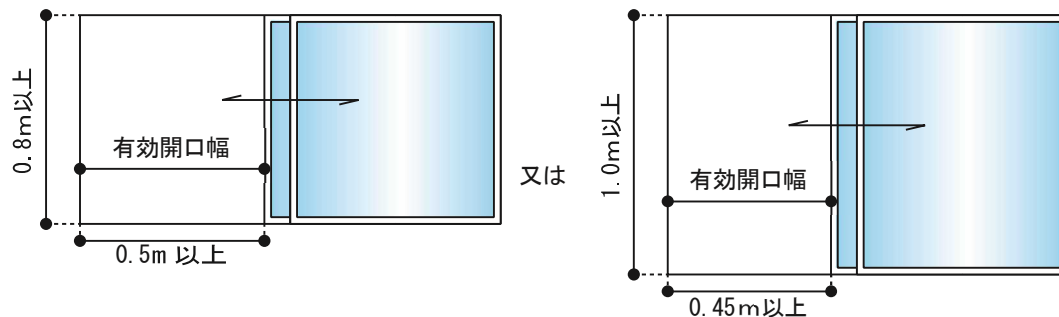
エ 滑り棒の取付け具は、次により設けること。(省令第27条第1項第8号エ関係)

(イ) 滑り棒の取付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に滑り棒を容易に取り付けることができるように設けること。

(ロ) アの取付け具に用いる材料は、JIS G3101 若しくは JIS G3444 に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

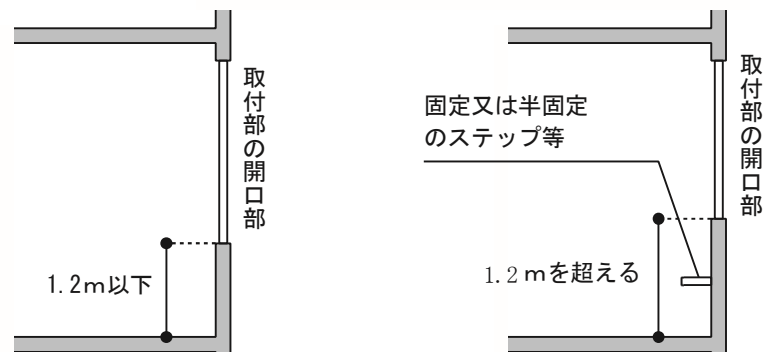
オ 取付部の開口部の大きさは、当該開口部を壁面の部分に設ける場合にあつては高さが0.8m以上幅が0.5m以上又は高さが1m以上幅が0.45m以上、床面の部分に設ける場合にあつては直径0.5m以上の円が内接することができるものであること。(避難器具設置基準告示第3第5号関係。第15-79図参照)

(取付部の開口部の大きさ)



第15-79図

カ 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から1.2m以下の高さとする。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第3第5号関係。第15-80図参照)

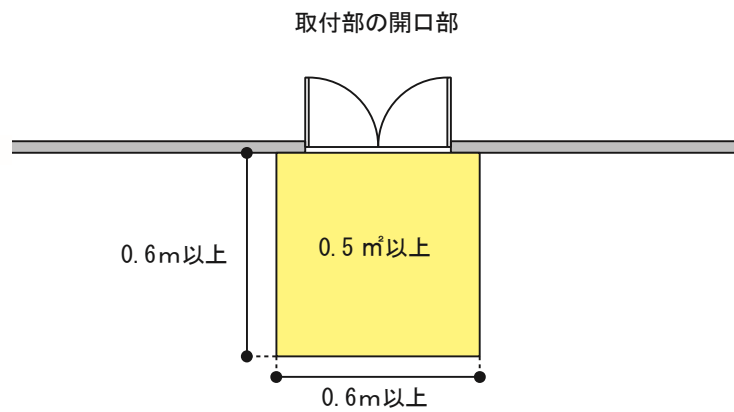


第15-80図

キ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、滑り棒の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第 3 第 5 号関係)

ク 操作面積は、 0.5 m^2 以上（当該器具の水平投影面積を除く。）で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6 m 以上とし、当該滑り棒の操作に支障のないものであること。(避難器具設置基準告示第 3 第 5 号関係。第 15-81 図参照)

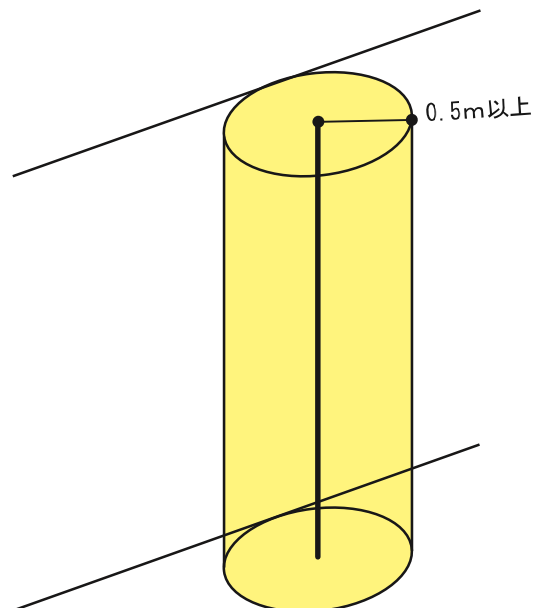
(操作面積)



第 15-81 図

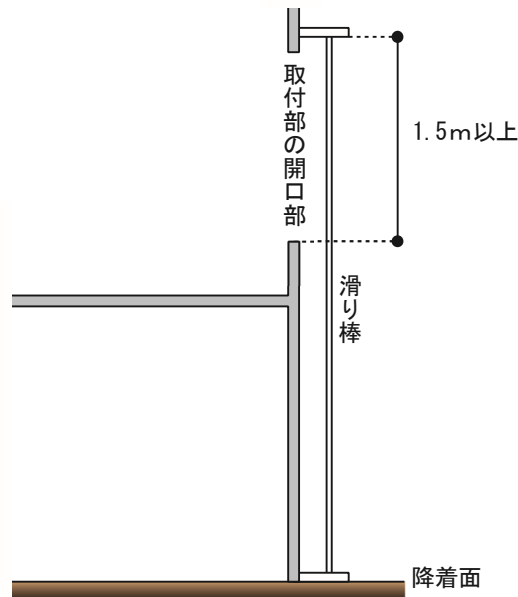
ケ 降下空間は、滑り棒を中心とした半径 0.5 m の円柱形の範囲とすること。(避難器具設置基準告示第 3 第 5 号(1)関係。第 15-82 図参照)

(降下空間)



第 15-82 図

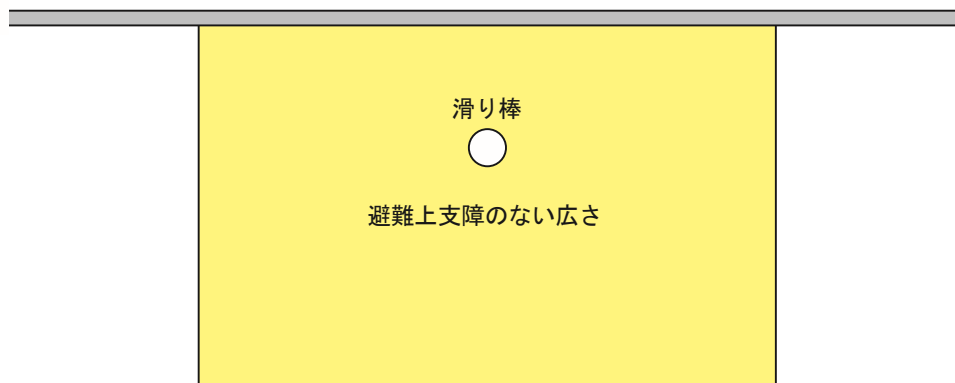
- コ 滑り棒は、取付部の開口部の下端から1.5m以上の高さから降着面等まで設置すること。(避難器具設置基準告示第3第5号(2)関係。第15-83図参照)



第15-83図

- サ 降下空間と架空電線との間隔は1.2m以上とするとともに、滑り棒の上端と架空電線との間隔は2m以上とすること。(避難器具設置基準告示第3第5号関係)
- シ 避難空地は、避難上支障のない広さとすること。(避難器具設置基準告示第3第5号関係。第15-84図参照)

(避難空地)



第15-84図

- ス 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあつては、1mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。(避難器具設置基準告示第3第5号関係)
- セ 滑り棒は、避難器具告示に適合するものとする。

(11) 避難ロープ

省令第 27 条第 1 項第 8 号及び避難器具設置基準告示第 3 第 6 号に規定する避難ロープの設置方法等は、次によること。(第 15-88 図参照)

ア 安全、確実かつ容易に使用される構造のものであることを原則とすること。

イ 避難ロープの長さは、取付け位置から地盤面その他の降着面までの長さとする。こと。(省令第 27 条第 1 項第 8 号イ関係)

ウ 避難ロープの取付け具は、次により設けること。(省令第 27 条第 1 項第 8 号ロ関係)

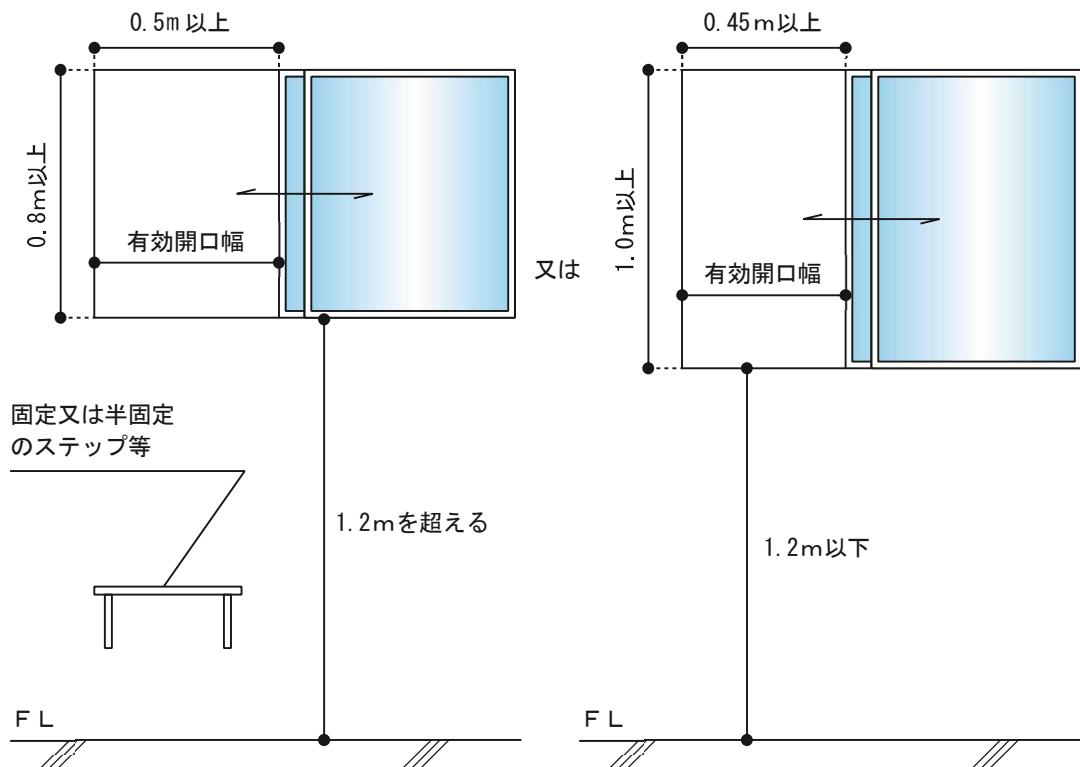
(7) 避難ロープの取付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に避難ロープを容易に取り付けることができるように設けること。ただし、堅固な窓台その他これに類するものに直接避難ロープをつり下げる場合にあっては、当該取付け具を設けることを要しない。

(4) (7)の取付け具に用いる材料は、JIS G3101 若しくは JIS G3444 に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあっては、耐食加工を施したものであること。

エ 取付部の開口部の大きさは、当該開口部を壁面の部分に設ける場合にあっては高さが 0.8m 以上幅が 0.5m 以上又は高さが 1m 以上幅が 0.45m 以上、床面の部分に設ける場合にあっては直径 0.5m 以上の円が内接することができるものであること。(避難器具設置基準告示第 3 第 6 号関係。第 15-85 図参照)

オ 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m 以下の高さとする。こと。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあっては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第 3 第 6 号関係。第 15-85 図参照)

(取付部の開口部の大きさ)

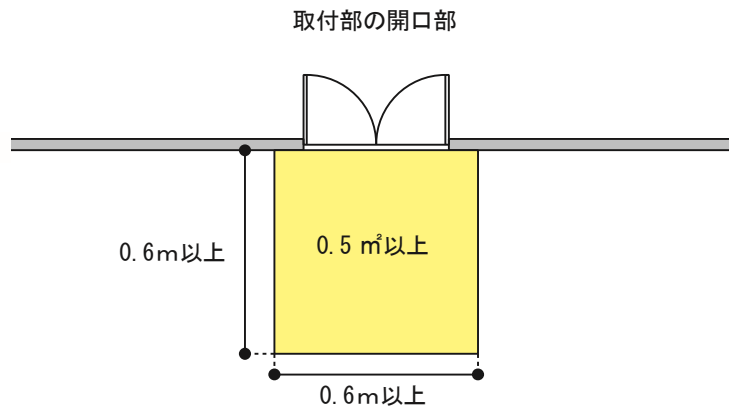


第 15-85 図

カ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難ロープの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第3第6号関係)

キ 操作面積は、 0.5 m^2 以上(当該器具の水平投影面積を除く。)で、かつ、一辺の長さはそれぞれ 0.6 m 以上とし、当該避難ロープの操作に支障のないものであること。(避難器具設置基準告示第3第6号関係。第15-86図参照)

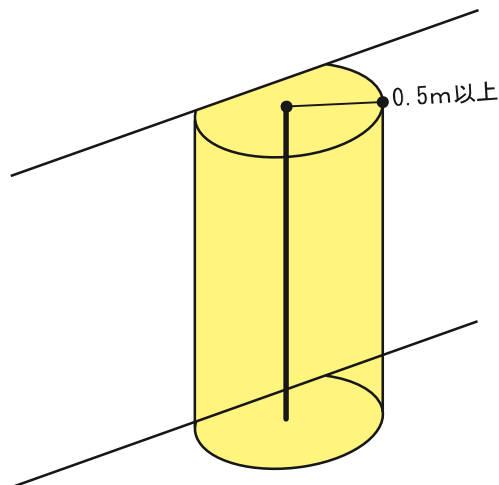
(操作面積)



第15-86図

ク 降下空間は、避難ロープを中心とした半径 0.5 m の円柱形の範囲とすること。ただし、壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第3第6号(1)関係。第15-87図参照)

(降下空間)

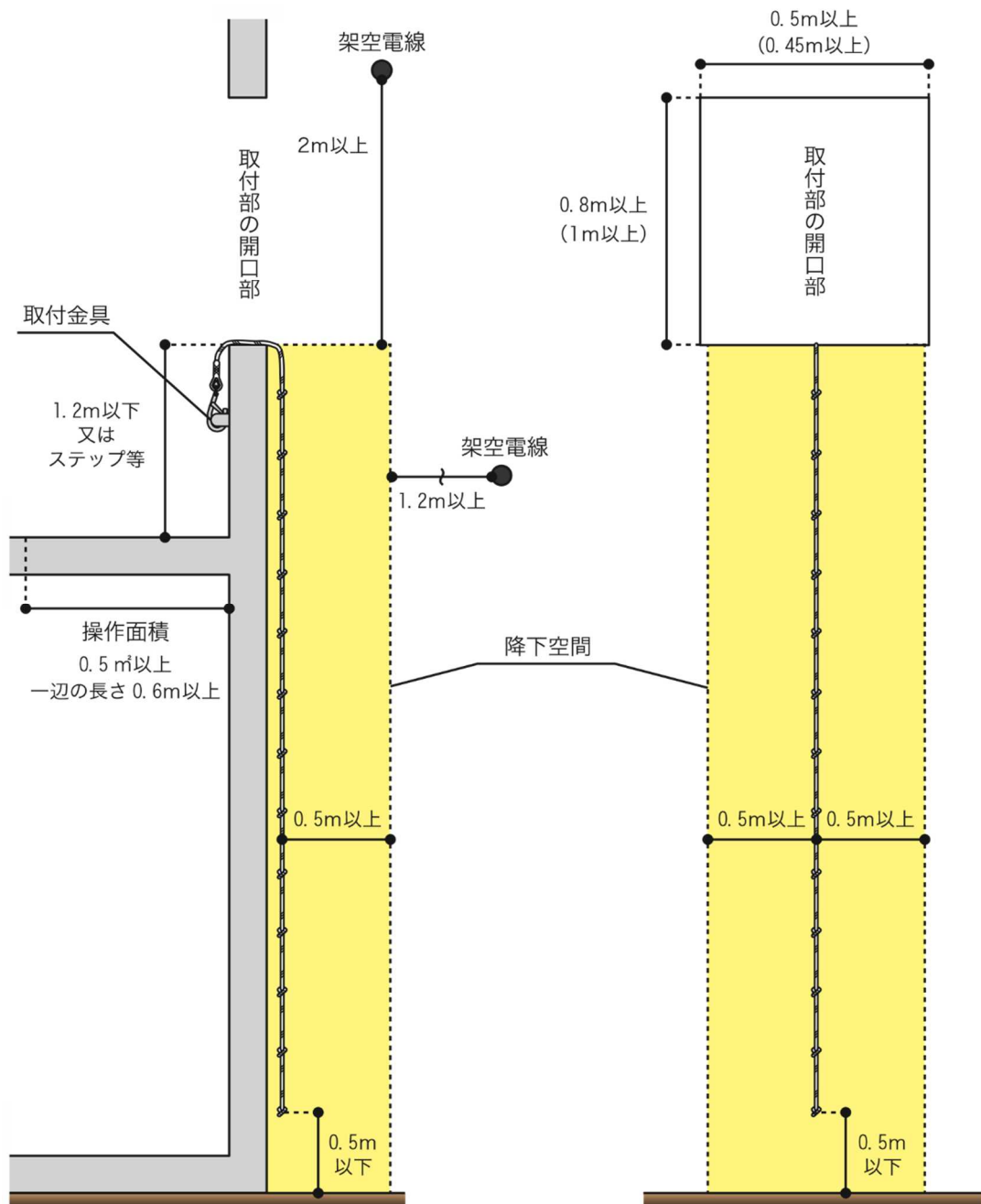


第15-87図

ケ 降下空間と架空電線との間隔は 1.2 m 以上とするとともに、避難ロープの上端と架空電線との間隔は 2 m 以上とすること。(避難器具設置基準告示第3第6号関係。第15-88図参照)

- コ 避難ロープを使用状態にした場合における当該避難ロープの最下部横桟（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは、0.5m以下であること。（避難器具設置基準告示第3第6号関係）
- サ 避難空地は、避難上支障のない広さとする。こと。（避難器具設置基準告示第3第6号(2)関係）
- シ 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあつては、1mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。（避難器具設置基準告示第3第6号関係）
- ス 避難ロープは、避難器具告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

（避難ロープの設置例）



第 15-88 図

(12) 避難橋

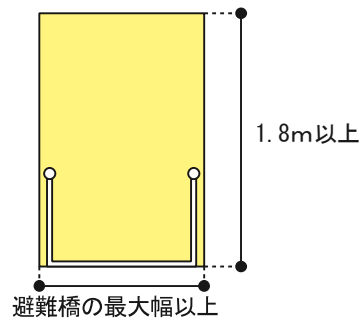
省令第27条第1項第9号及び避難器具設置基準告示第3第7号に規定する避難橋の設置方法等は、次によること。

ア 避難橋は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること。(省令第27条第1項第9号イ関係)

イ 避難橋は、一端をボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。(省令第27条第1項第9号ロ関係)

ウ 取付部の開口部の大きさは、高さ1.8m以上であり、かつ、幅は避難橋の最大幅以上であること。(避難器具設置基準告示第3第7号(1)関係。第15-89図参照)

(取付部の開口部の大きさ)



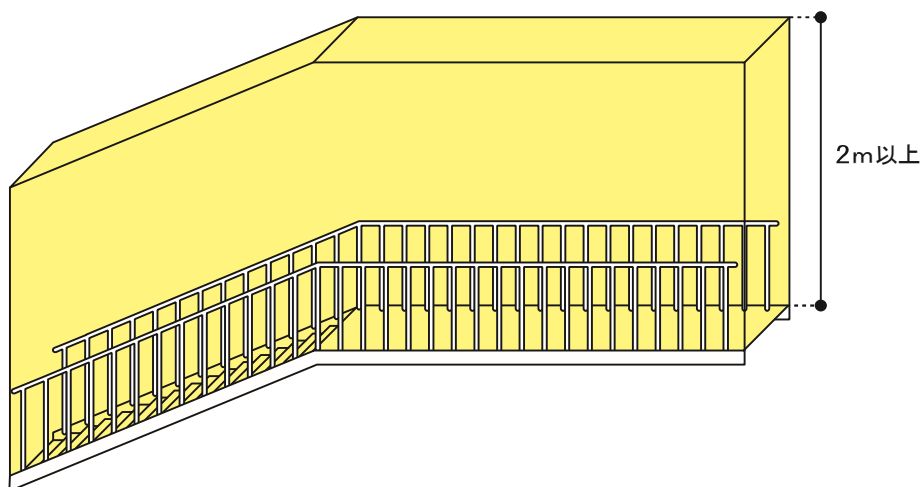
第15-89図

エ 避難橋の設置されている階の部分から当該避難橋に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。(避難器具設置基準告示第3第7号(2)関係)

オ 操作面積は、避難橋を使用するのに必要な広さであること。(避難器具設置基準告示第3第7号(3)関係)

カ 降下空間は、避難橋の踏面から上方2m以上及び避難橋の最大幅以上であること。(避難器具設置基準告示第3第7号(4)関係。第15-90図参照)

(降下空間)



第15-90図

- キ 避難空地は、避難上支障のない広さとすること。(避難器具設置基準告示第3第7号(5)関係)
- ク 避難空地に設ける避難通路は、有効な経路で広場、道路等に通じていること。(避難器具設置基準告示第3第7号(6)関係)
- ケ 降下空間と架空電線との間隔は1.2m以上とするとともに、避難橋の上端と架空電線との間隔は2m以上とすること。(避難器具設置基準告示第3第7号関係)
- コ 避難橋は、避難器具告示に適合するものとする。
- サ 公共用道路上空以外に設ける避難橋は、次によること。▲
 - (7) 避難橋の主要な部分は、不燃材料とし、構造耐力上主要な部分は鋼材、鉄筋コンクリートその他アルミニウム等の耐久性のある材料で造ること。
 なお、ここでの「構造耐力上主要な部分」とは、はり、けた、床及びつなぎ材をいう。
 - (8) 避難橋は、構造耐力上主要な部分に作用する自重、積載荷重、積雪その他衝撃等に対して構造耐力上安全であるように計算されるものとする。
 なお、避難橋に作用する積載荷重は、1㎡につき500kg以上とすること。
 - (9) 鋼材、アルミニウム等を使用する避難橋の主要な部分を接合するには、リベット打ち又は溶接とすること。
 - (10) 避難橋の幅は60cm以上とし、勾配は5分の1未満とすること。
 ただし、5分の1以上の高低差を生じるところに設ける場合は、避難上有効な段を設け、階段式としても差し支えない。
 - (11) 避難橋には、転落防止のために高さ10cm以上の巾木及び高さ110cm以上の手すり並びに間隔20cm以内ごとに手すり子を設け、床面には間隔を設けないこと。
 - (12) アルミニウム等高温により熔融しやすいもの又は熱により耐力を著しく減少する材料を用いる場合は、断熱性のある不燃性の材料で被覆すること。
 ただし、避難橋の下方に開口部のない耐火構造の壁がある場合は、この限りでない。
 - (13) 避難橋は、避難上有効な場所に取付けるとともに、出入口以外の開口部から2m以上離れた位置に設けておくこと。
 - (14) 避難橋付近の適宜な場所（橋の両端について）には、懐中電灯、ロープ等を収納した箱等を設けておくこと。
 - (15) 避難の用に供する場合以外は、使用しないものであること。
 - (16) 避難橋を設置する建築物の部分についても、構造耐力上の安全を確認すること。
 - (17) 避難橋は、充分なかかり長さをもたせ、常時架橋しておくこと。
 ただし、機械等の装置により安全に、かつ、速やかに架設操作できるものについては、この限りでない。
- シ 公共用道路上空に設ける避難橋は、前サアからコマまでを準用するほか、次によること。▲
 - (7) 公共用道路上に避難橋を設ける場合は、常時架橋してはならない。
 ただし、関係官公庁の許可を得たものは、この限りでない。
 - (8) 避難橋を架設するには、転倒式、伸長式、回転式等の移動式とすること。
 なお、移動式のものでも、一端をヒンジ、ブラケット等で常時一方の建築物に緊結しておき、避難時容易に架設操作ができるようにしておくこと。
 - (9) 道路上に架設する避難橋は、おおむね5m未満の道路に架設すること。

(13) 避難用タラップ

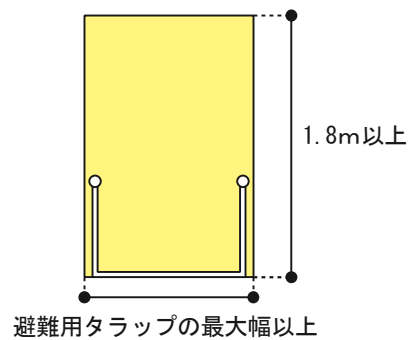
省令第27条第1項第9号及び避難器具設置基準告示第3第8号に規定する避難用タラップの設置方法等は、次によること。

ア 避難用タラップは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること。(省令第27条第1項第9号イ関係)

イ 避難用タラップは、一端をボルト締め、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。(省令第27条第1項第9号ロ関係)

ウ 取付部の開口部の大きさは、高さ1.8m以上であり、かつ、幅は避難用タラップの最大幅以上であること。(避難器具設置基準告示第3第8号(1)関係。第15-91図参照)

(取付部の開口部)



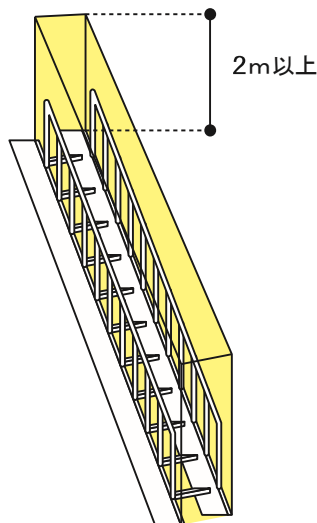
第15-91図

エ 避難用タラップの設置されている階の部分から当該避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。(避難器具設置基準告示第3第8号(2)関係)

オ 操作面積は、避難用タラップを使用するのに必要な広さであること。(避難器具設置基準告示第3第8号(3)関係)

カ 降下空間は、避難用タラップの踏面から上方2m以上及び避難用タラップの最大幅以上であること。(避難器具設置基準告示第3第8号(4)関係。第15-92図参照)

(降下空間)

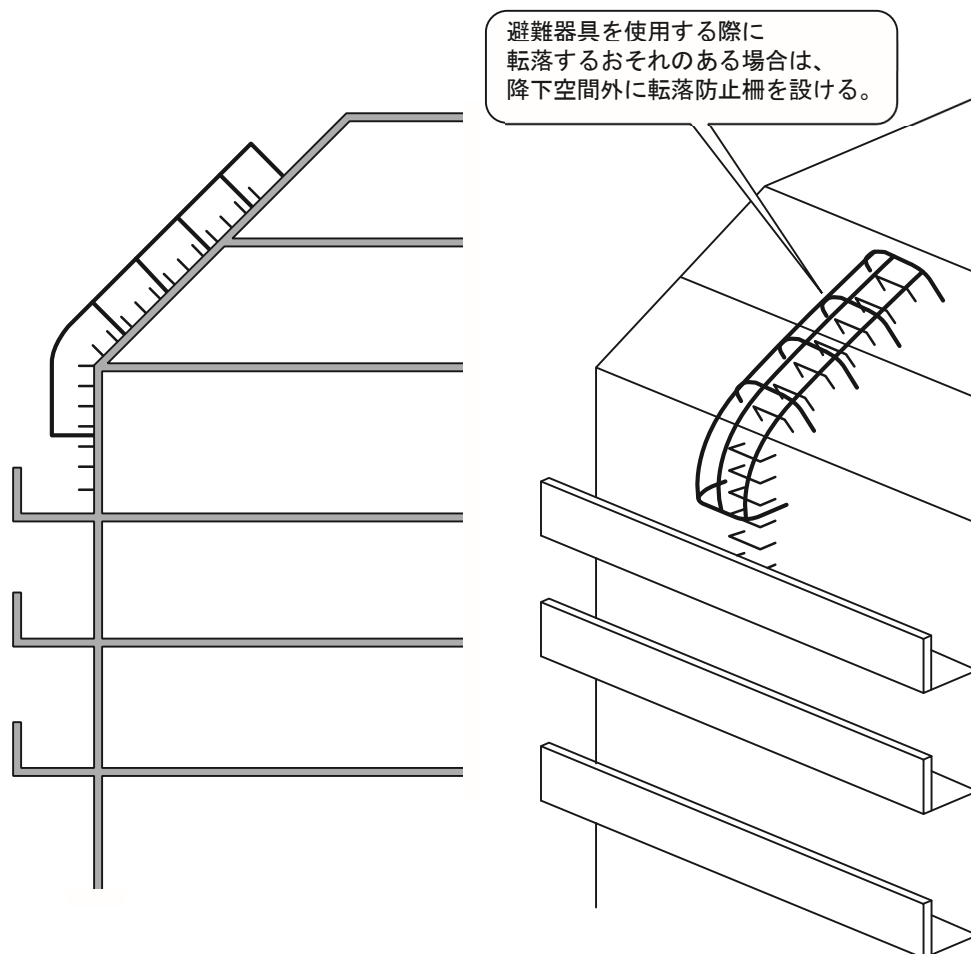


第15-92図

- キ 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、避難用タラップの上端と架空電線との間隔は 2 m 以上とすること。(避難器具設置基準告示第 3 第 8 号関係)
- ク 下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上 1.8m 以上の位置であること。(避難器具設置基準告示第 3 第 8 号関係)
- ケ 避難空地は、避難上支障のない広さとすること。(避難器具設置基準告示第 3 第 8 号(5)関係)
- コ 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1 m を超えるものにあつては、1 m とすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。(避難器具設置基準告示第 3 第 8 号関係)
- サ 避難用タラップを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリアの部分に設けること。ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあつては、この限りでない。(避難器具設置基準告示第 3 第 8 号関係)
- シ 避難用タラップは、避難器具告示に適合するものとする。

- (14) 防火対象物がセットバックし、通常の避難器具の取付けが困難である場合は、第 15-93 図により設置することができる。

この場合、避難器具を使用する際に転落するおそれのある場合は、降下空間外に転落防止柵を設ける等の安全対策を講じること。



第 15-93 図

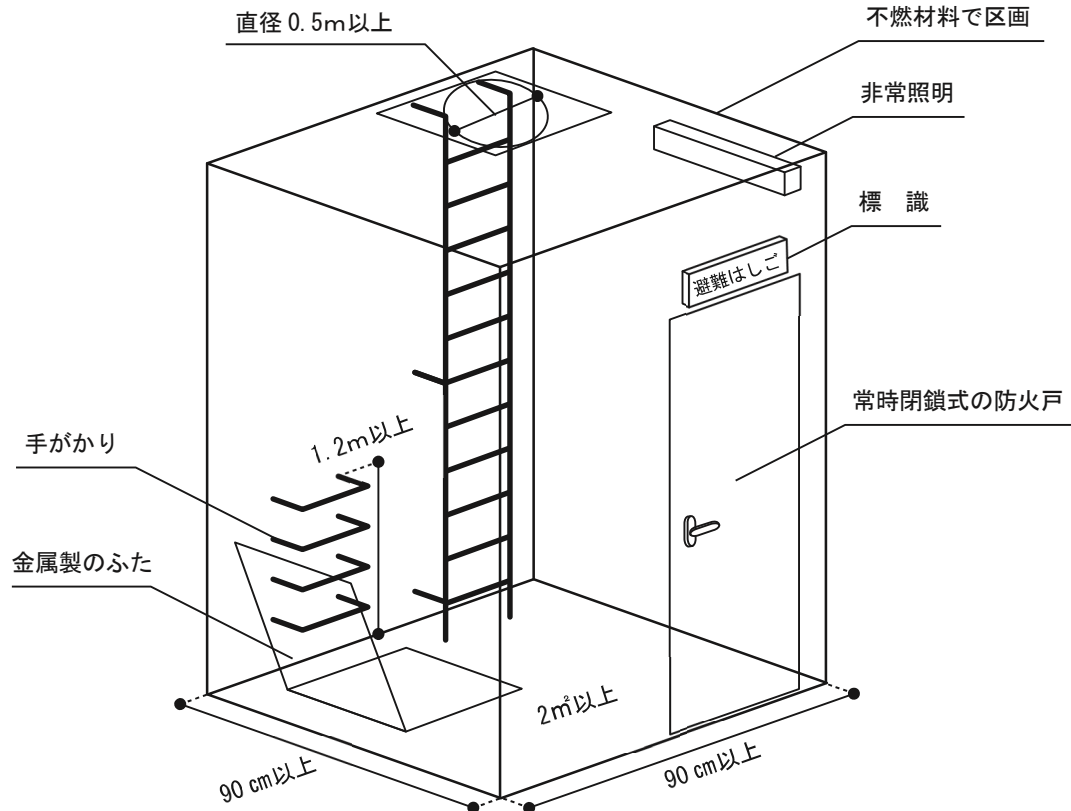
6 避難器具専用室

避難器具設置基準告示第4に規定する避難器具専用室は、次によること。(第15-94図参照)

- (1) 不燃材料（ガラスを用いる場合は、網入りガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものに限る。）で区画されていること。ただし、建基令第112条の規定による防火区画されている場合にあつては、当該規定によること。(避難器具設置基準告示第4第1号関係)
- (2) 避難器具専用室は、避難に際し支障のない広さであること。(避難器具設置基準告示第4第2号関係)

なお、ここでいう「避難に際し支障のない広さ」とは、一辺の長さがおおむね90cm以上で、かつ、2㎡以上の広さとする。●
- (3) 避難器具専用室は、避難器具の使用方法的確認及び操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさを確保するよう非常照明を設置すること。(避難器具設置基準告示第4第3号関係)

なお、ここでいう「非常照明」とは、建基令第5章第4節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合しているものであること。
- (4) 避難器具専用室の入口には、高さ1.8m以上、幅0.75m以上の常時閉鎖式の防火戸を設けること。(避難器具設置基準告示第4第4号関係)
- (5) 避難階に設ける上昇口は、直接建築物の外部に出られる部分に設けること。ただし、建築物内部に設ける場合にあつては、避難器具専用室を設け、避難上安全な避難通路を外部に避難できる位置に設けること。(避難器具設置基準告示第4第5号関係)
- (6) 上昇口の大きさ（器具を取り付けた状態での有効寸法をいう。）は、直径0.5m以上の円が内接することができる大きさ以上であること。(避難器具設置基準告示第4第6号関係)
- (7) 上昇口には、金属製のふたを設けること。ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。(避難器具設置基準告示第4第7号関係)
- (8) 上昇口の上部に、避難を容易にするための手がかり等を床面からの距離が1.2m以上になるように設けること。ただし、直接建築物の外部に出られる場合はこの限りでない。(避難器具設置基準告示第4第8号関係)
- (9) 上昇口のふたは、容易に開けることができるものとし、蝶番等を用いた片開き式のふたにあつては、おおむね180°開くものを除き、取付面と90°以上の角度でふたが固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。(避難器具設置基準告示第4第9号関係)
- (10) 上昇口のふたの上部には、ふたの開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講ずること。(避難器具設置基準告示第4第10号関係)



第 15-94 図

7 避難器具に係る標識

避難器具設置基準告示第 5 に規定する避難器具に係る標識は、次によること。(第 15-2 表参照)

(1) 避難器具の位置を示す標識は、次によること。

ア 標識の設置場所は、避難器具の直近の見やすい箇所及び避難器具の設置箇所に至る廊下、通路等に設けること。ただし、避難器具の設置場所が容易にわかる場合にあつては、この限りでない。

(避難器具設置基準告示第 5 第 1 号(1)関係)

イ 標識の大きさは、縦 12 cm 以上、横 36 cm 以上とすること。(避難器具設置基準告示第 5 第 1 号(2)関係)

ウ 標識には、「避難器具」又は「避難」若しくは「救助」の文字を有する器具名を記載すること。ただし、避難器具である旨が容易にわかるシンボルマークを表示した場合には、この限りでない。

(避難器具設置基準告示第 5 第 1 号(3)関係)

この場合の文字の大きさは、縦横 5 cm 以上とすること。▲

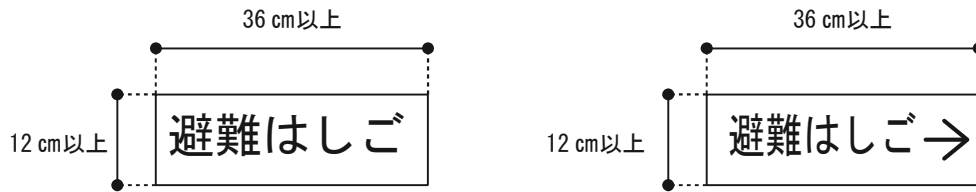
なお、避難ロープ、避難はしご等一般に普及している用語については、当該器具名をもってかえることができる。(第 15-95 図参照)

エ 標識の地色と文字の色は、相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読みとれるものであること。(避難器具設置基準告示第 5 第 1 号(4)関係)

なお、ここでいう「相互に対比色となる配色」とは、地色を白色、文字を黒色とすること。▲

また、灯火とする場合は、常時点灯しているものであって、常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から予備電源に切り替えられるものであること。▲

(避難はしごの標識の例)



第15-95図

(2) 避難器具の使用方法を表示する標識は、次によること。

ア 標識は、避難器具の直近の見やすい箇所に設置すること。ただし、使用方法の簡便なものにあつては、設置しないことができる。(避難器具設置基準告示第5第2号(1)関係)

イ 使用方法是、図及び文字等を用いてわかりやすく表示すること。(避難器具設置基準告示第5第2号(2)関係)

この場合の標識の大きさは、縦30 cm以上、横60 cm以上で、地色を白色、文字を黒色とし、文字の大きさは、縦横1 cm以上とすること。●

第15-2表

種 類	設置場所	大きさ	色	表示方法
設置位置を表示する標識	避難器具、又は 避難器具直近の 見やすい位置	縦：12 cm以上 横：36 cm以上	白地に黒文字（避難器具である旨を容易に判別できる場合は他の色をもってかえることができる。）	文字「避難器具」 文字の大きさ5 cm以上
使用方法を表示する標識		縦：30 cm以上 横：60 cm以上		使用方法をわかりやすく表示する文字の大きさ1 cm以上
設置位置まで誘導する標識	設置位置に至る廊下、通路及び室の入り口等	縦：12 cm以上 横：36 cm以上		文字「避難器具」 文字の大きさ5 cm以上

備考1 設置位置を表示する標識及び設置位置まで誘導する標識の表示方法のうち、避難ロープ、避難はしご等一般に普及している用語については、当該器具名をもってかえることができる。

2 灯火とする場合は、常時点灯の予備電源内蔵式とすること。

(3) 設置位置を表示する標識と使用方法を表示する標識は、兼用することができる。この場合の標識の大きさは、縦30cm以上横60cm以上で、地を白色、文字を黒色とすること。

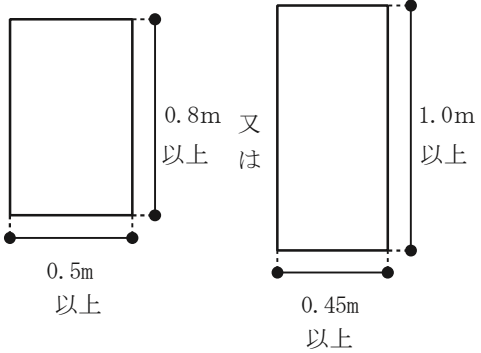
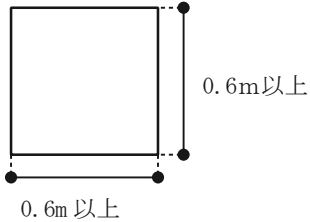
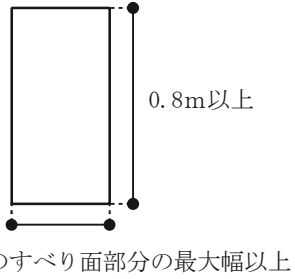
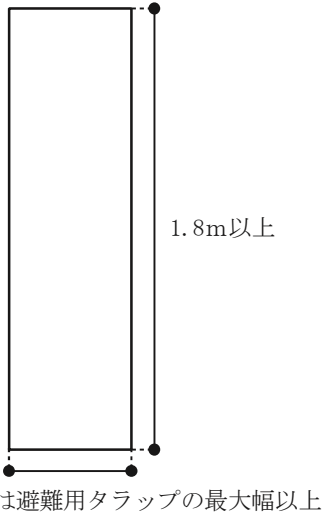
8 取付方法

避難器具の取付方法は、避難器具設置基準告示第8に規定するほか、避難器具を取り付ける固定部には、一定の強度が求められることから木造部分への取り付けを避けたり、取付け具を固定するには、一定の強度を有する金属拡張アンカーで施工する必要がある等、避難器具を取り付ける固定部の強度、取付け具の構造及び強度、取付け具を固定する場合の工法等について留意すること。

9 各避難器具の取付部、操作面積、降下空間及び避難空地は、第15-3表から第15-6表までによること。

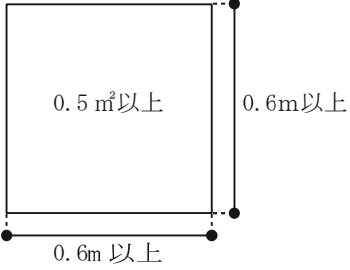
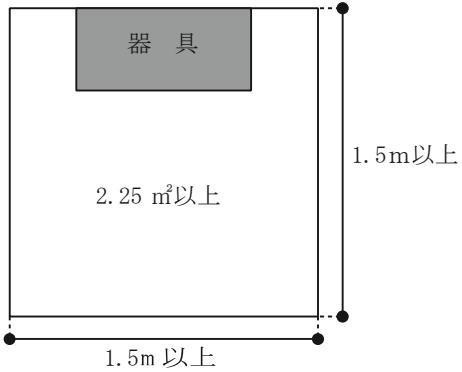
第 15-3 表

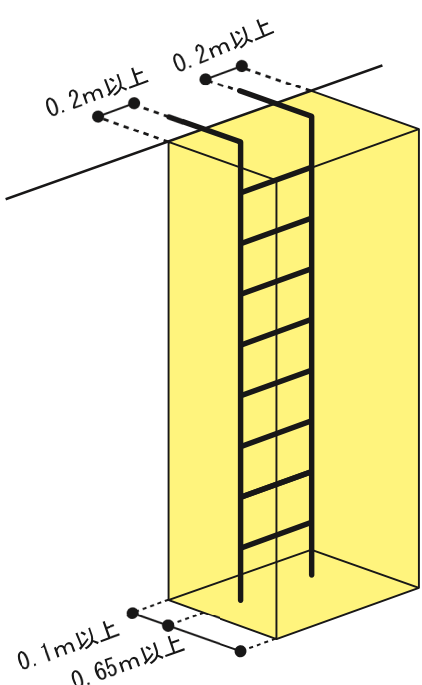
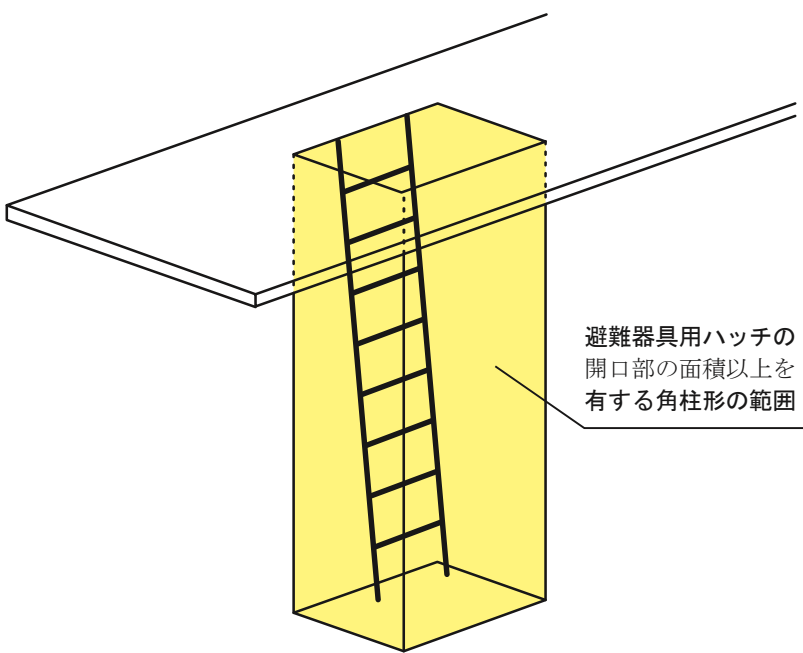
取付部の開口部の大きさ

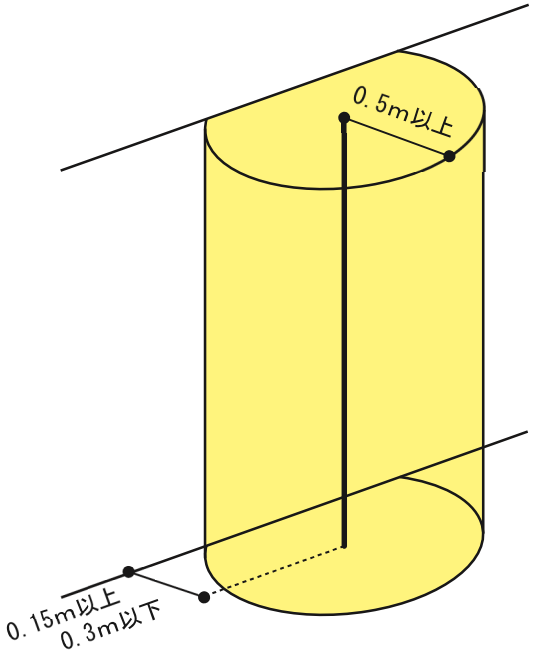
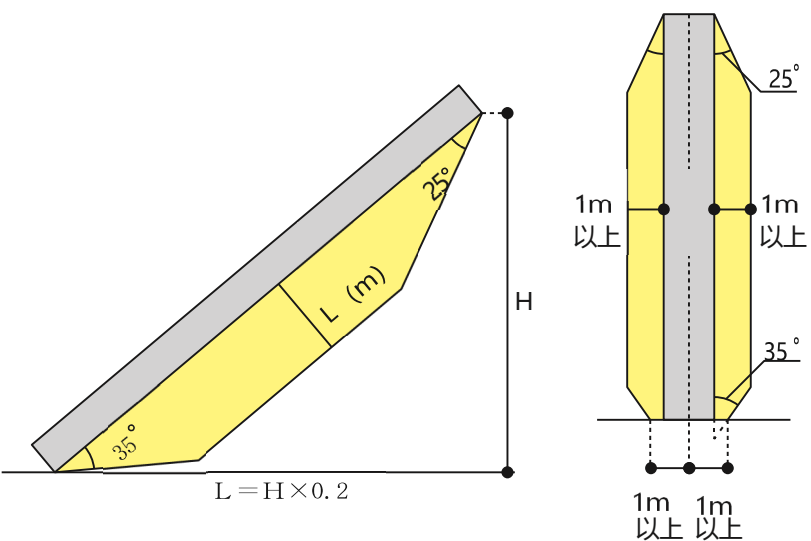
避難器具の種類	取付部の開口部の大きさ	
○避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。) ○緩降機 ○滑り棒 ○避難ロープ	(壁面の部分に設ける場合) 高さ: 0.8m 以上 幅: 0.5m 以上 又は 高さ: 1 m 以上 幅: 0.45m 以上 (床面の部分に設ける場合) 直径 0.5m 以上の円が内接できるものであること。	
○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	高さ及び幅が、それぞれ 0.6 m 以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認できるものであること。	
○滑り台	高さ: 0.8m 以上 幅: 滑り台の滑り面部分の最大幅以上	
○避難橋 ○避難用タラップ	高さ: 1.8m 以上 幅: 避難橋又は避難用タラップの最大幅以上	

第15-4表

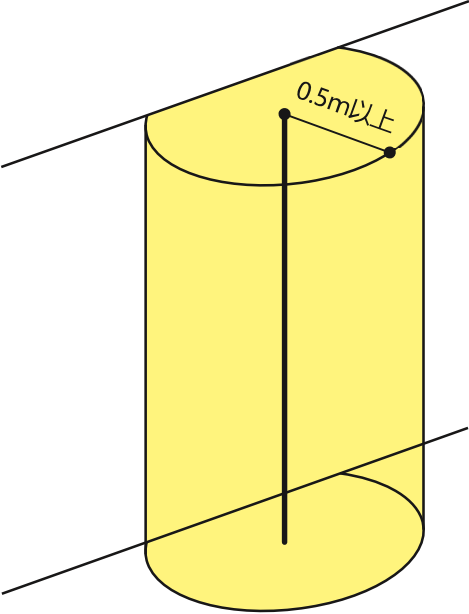
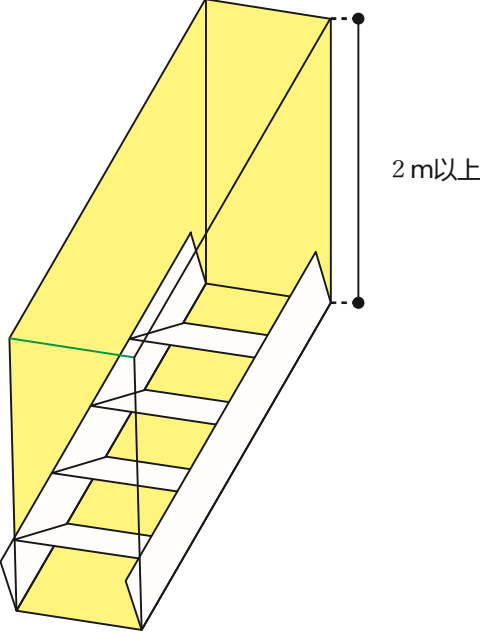
操 作 面 積

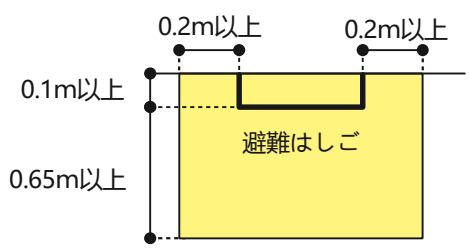
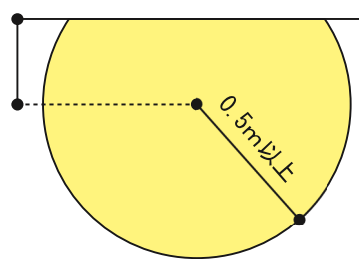
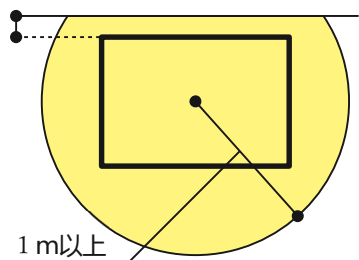
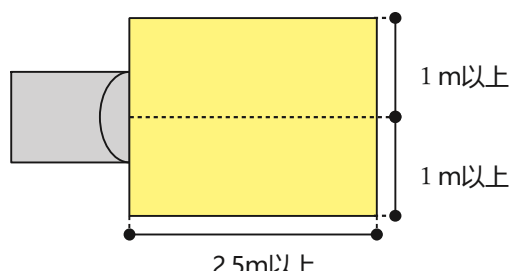
避難器具の種類	操作面積	
○避難はしご ○緩降機 ○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの。) ○滑り棒 ○避難ロープ	0.5 m²以上 (当該器具の水平投影面積を除く。)、かつ、一辺の長さはそれぞれ0.6m以上であり、当該器具の操作に支障ないもの。	
○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	幅1.5m以上、奥行1.5m以上 (器具の設置部分を含む。) ただし、操作に支障のない範囲で形状を変えることが出来るものとし、この場合の操作面積は2.25 m²以上とすること。	
○滑り台 ○避難橋 ○避難用タラップ	当該器具を使用するのに必要な広さ	

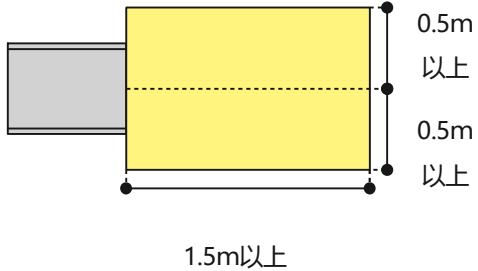
第 15－ 5 表	降 下 空 間
避難器具の種類	降 下 空 間
○避難 は し ご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が1本のものについては、横さの端からそれぞれ外方向）に0.2m以上及び器具の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲 
○避難 は し ご (避難器具用ハッチに格納したもの。) ○救 助 袋 (避難器具用ハッチに格納したもの。)	ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲 

避難器具の種類	降 下 空 間
○緩 降 機	器具を中心とした半径 0.5m の円柱形に包含される範囲以上 ただし、0.1m 以内の避難上支障のない場合、若しくは 0.1m を超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては突起物を降下空間内に設けることができる。 
○救 助 袋 (斜 降 式)	救助袋の下方及び側面の方向に対し上部にあっては 25°、下部にあっては 35° の下図による範囲内 ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔（最上部を除く。）は 0.3m（ひさし等の突起物のある場合にあっては突起物の先端から 0.5m（突起物が入口金具から下方 3m 以内の場合にあっては 0.3m））以上とすることができる。 

避難器具の種類	降 下 空 間
○救 助 袋 (垂 直 式)	救助袋の中心から半径 1m 以上の円柱形の範囲 ただし、救助袋と壁との間隔は 0.3m（ひさし等の突起物がある場合にあっては救助袋と突起物の先端との間隔は 0.5m（突起物が入口金具から下方 3m 以内の場合にあっては 0.3m））以上 The diagram shows a yellow vertical rectangular rescue bag. A dashed cylinder with a radius of 1m is centered on the bag, with a label '1m以上' indicating the radius. At the base of the bag, a horizontal clearance of 0.3m is shown from the bag's edge to a wall, with a label '0.3m以上'.
○滑 り 台	滑り台の滑り面から上方に 1m 以上及び滑り台の両端から外方向に 0.2m 以上の範囲 The diagram shows a yellow slide structure. A vertical clearance of 1m is indicated from the top of the slide to the ceiling, with a label '1m以上'. At both ends of the slide, a horizontal clearance of 0.2m is shown from the end of the slide to the side wall, with labels '0.2m以上'.

避難器具の種類	降 下 空 間
○滑 り 棒 ○避 難 ロ ー プ	器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲 ただし、避難ロープにあっては壁面に沿って降下する場合の壁面側にあっては、この限りでない。 
○避 難 橋 ○避難用タラップ	避難橋、又は避難用タラップの踏み面から上方2m以上及び当該器具の最大幅以上 

第 15－ 6 表		避 難 空 地	
避難器具の種類		避 難 空 地	
○避 難 は し ご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	降下空間の水平投影面積以上の面積		
○緩 降 機			
○救 助 袋 (垂 直 式) (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)			
○避 難 は し ご (避難器具用ハッチに格納したもの。) ○救 助 袋 (避難器具用ハッチに格納したもの。)	降下空間の水平投影面積以上の面積		
○救 助 袋 (斜 降 式)	展張した袋本体の下端から前方 2.5m 及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ 1 m 以上の幅		

避難器具の種類	避難空地	
○滑り台	滑り台の下部先端から前方1.5m以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ0.5m以上の範囲	
○滑り棒 ○避難ロープ ○避難橋 ○避難用タラップ	避難上支障のない広さ	

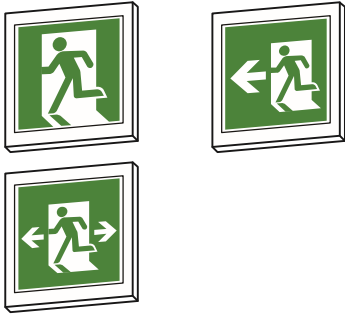
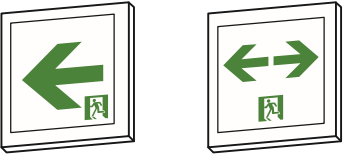
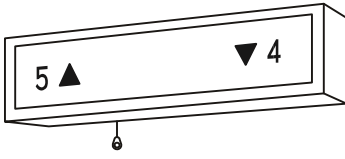
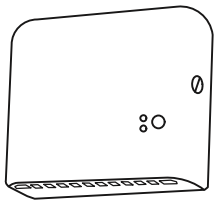
第 16 誘導灯

1 用語の定義

この項において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「誘導灯」とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える照明器具をいい、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯をいう。(第16－1表参照)

第16－1表

種 類		定 義	姿 図
避 難 口 誘 導 灯		避難口を明示するために設ける誘導灯をいう。	
通 路 誘 導 灯	通 路 誘 導 灯	避難経路となる廊下等、居室内の避難経路及び展開した場所に設ける誘導灯で、避難の方向を明示し、避難上有効な照度を与えるものをいう。	
	階段通路誘導灯	避難経路となる階段及び傾斜路に設ける誘導灯で、床面に避難上有効な照度を与えるものをいう。	
客 席 誘 導 灯		客席の通路部分に設ける誘導灯で、床面に避難上有効な照度を与えるものをいう。	

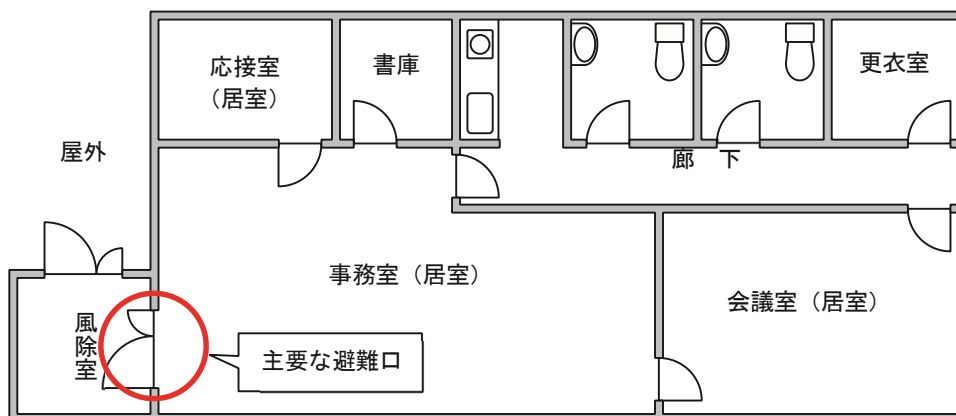
- (2) 「居室」とは、建基法第2条第4号に定める執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場、機械室、倉庫その他これらに相当する室（継続的に使用することのない出入口が容易に見とおすことができる小規模な自動車車庫、収納庫、更衣室その他これらに相当する室を除く。）をいう。
- (3) 「避難施設」とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）、直通階段の階段室、当該付室の出入口又は直接屋外へ通ずる出入口をいう。
- (4) 「廊下等」とは、避難施設に通ずる廊下又は通路をいう。
- (5) 「主要な避難口」とは、次に掲げる避難口をいう。

ア 避難階

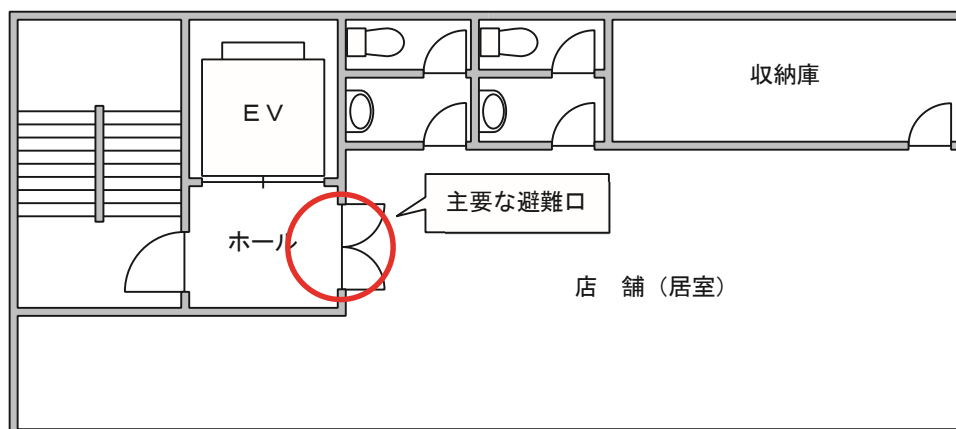
屋内から直接地上に通ずる出入口（付室が設けられている場合にあつては、当該付室の出入口）（第16-1図参照）

イ 避難階以外の階

直通階段の出入口（付室が設けられている場合にあつては、当該付室の出入口）（第16-2図参照）



第 16-1 図

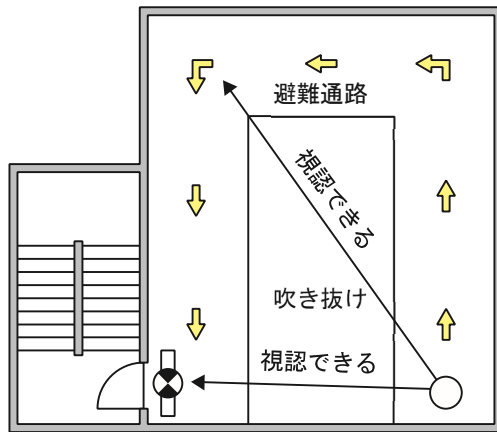


第 16-2 図

- (6) 「容易に見とおし、かつ、識別することができる」とは、建築物の構造、什器等の設置による避難施設又は誘導灯の視認の障害がないことをいう。

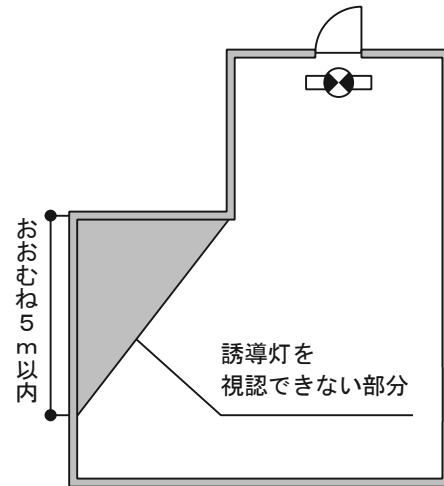
なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できることが必要であること。ただし、避難施設又は誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動（おおむね5 m以内）することにより避難施設又は誘導灯を視認できる場合は、この限りでない。（第16－3図及び第16－4図参照）

（吹き抜け等がある場合）



第16－3図

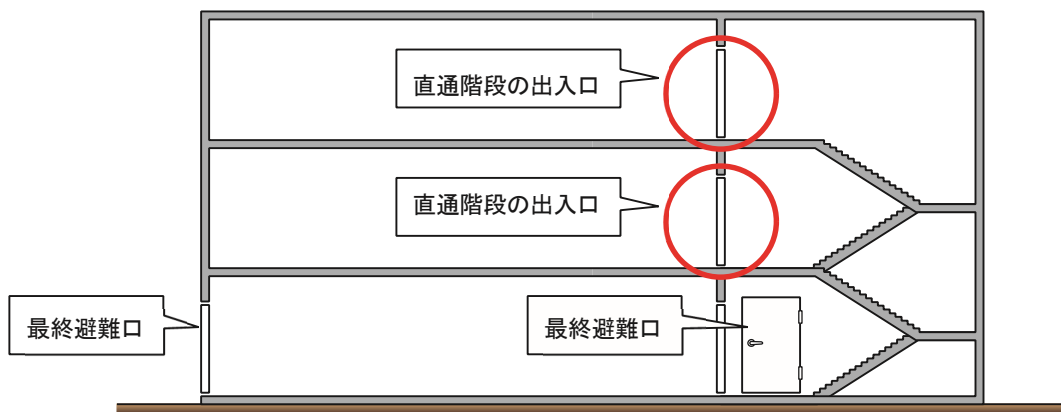
（死角がある場合）



第16－4図

- (7) 「最終避難口」とは、屋内から直接地上へ通ずる出入口（付室が設けられている場合にあっては、当該付室の出入口）をいう。（第16－5図参照）

- (8) 「直通階段の出入口」とは、地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）の階段室及びその付室の出入口をいう。（第16－5図参照）



第16－5図

- (9) 「非常用の照明装置」とは、建基令第5章第4節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合しているものをいう。

2 誘導灯の有効範囲

誘導灯の有効範囲は、省令第 28 条の 3 第 2 項に規定によるほか、次によること。

- (1) 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、原則として、当該誘導灯までの歩行距離が次のア又はイに定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とされていること。この場合において、いずれの方法によるかは、設置者の選択によるものであること。

ア 省令第 28 条の 3 第 2 項第 1 号表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

なお、当該距離については、A 級にあっては縦寸法 0.4m、B 級にあっては 0.2m、C 級にあっては 0.1m を基本に定められたものであること。（第 16－2 表参照）

第 16－2 表

区 分			距離（m）
避難口誘導灯	A 級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B 級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C 級（注）		15
通路誘導灯	A 級		20
	B 級		15
	C 級		10

（注） 避難口誘導灯のうち C 級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていないこと（誘導灯及び誘導標識の基準（平成 11 年消防庁告示第 2 号。以下「誘導灯告示」という。）第 5 第 1 号(6)イただし書）。

イ 省令第 28 条の 3 第 2 項第 2 号の次式に定めるところにより、算出した距離

$$D = k \ h$$

D：歩行距離（m）

h：避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（m）

k：次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

区 分		k の値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

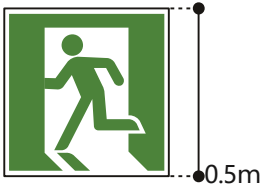
（算定例）

区 分：避難口誘導灯 A 級（避難の方向を示すシンボルのないもの）

表示面縦寸法：0.5m

$$k \times h = D$$

$$150 \times 0.5 = 75m$$



(2) 省令第28条の3第2項ただし書きに規定する「誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合」とは、次の場合が該当すること。(第16-6図参照)

ア 壁面があり陰になる部分がある場合

ただし、人が若干移動（おおむね歩行距離5m以内）することにより、誘導灯を容易に見とおすことができる場合又は識別できる場合を除く。

イ 階段により階数が変わる場合

ウ 0.4m以上のはり、又は防煙たれ壁がある場合

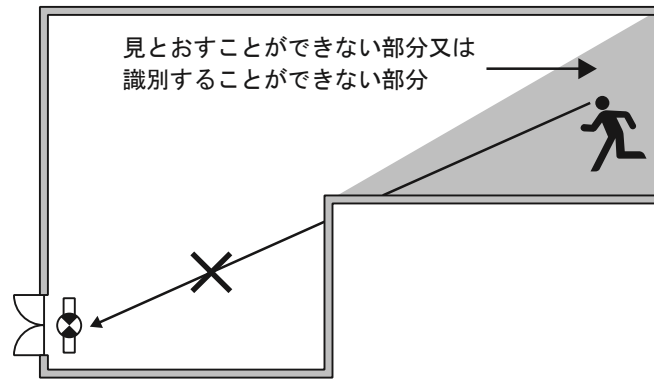
なお、吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は、見とおしはきかないものとする。

エ 一定以上の高さのパーティション、ショーケース、棚、又は可動間仕切がある場合

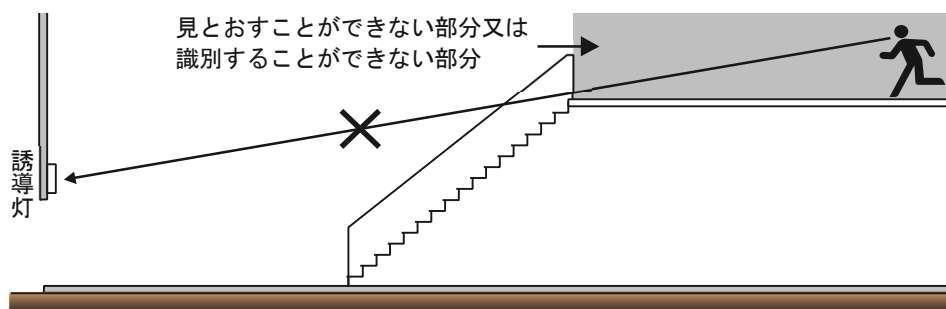
なお、一定以上の高さとは通常1.5m程度とし、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。

オ 吊広告、垂れ幕がある場合

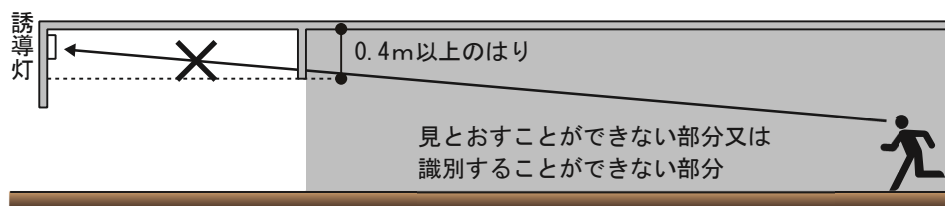
(壁面があり陰になる部分がある場合の例)



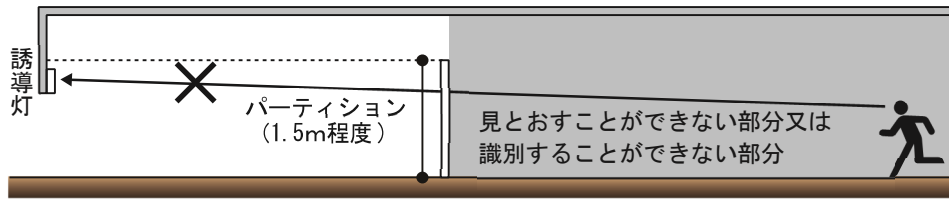
(階段により階数が変わる場合の例)



(0.4m以上のはりがある場合の例)



(一定以上の高さのパーティションがある場合の例)



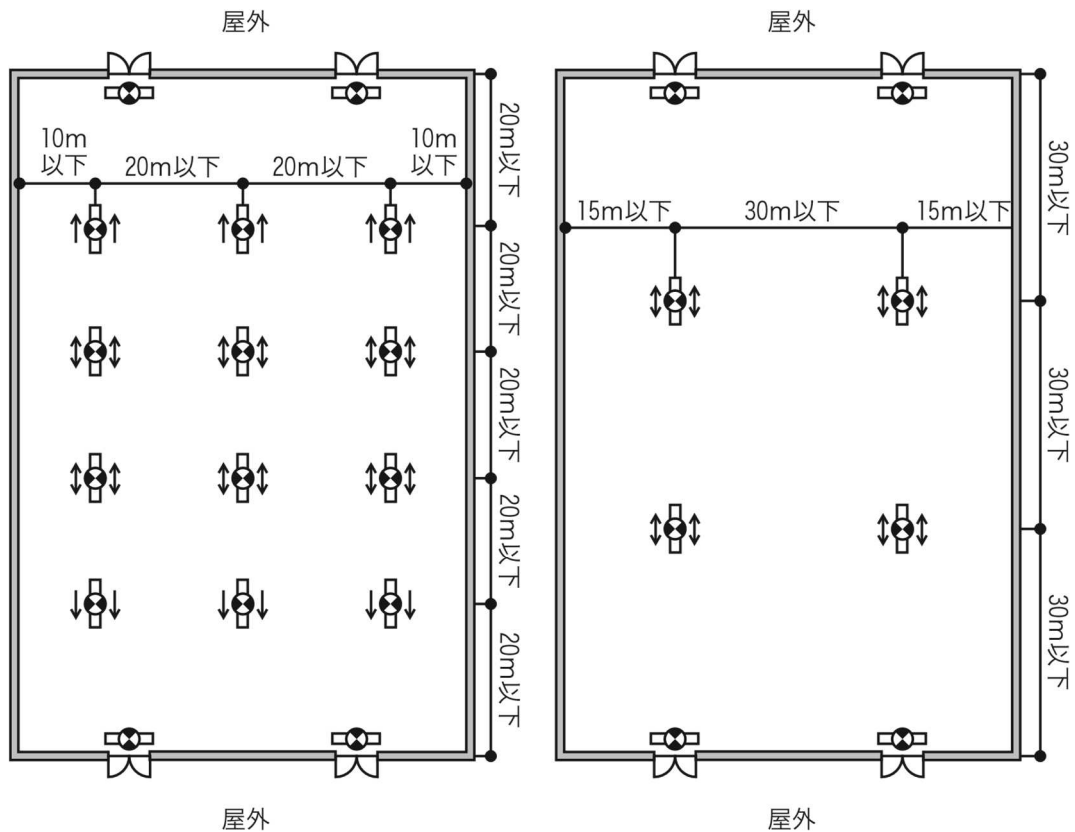
第 16-6 図

- (3) 省令第 28 条の 3 第 2 項ただし書きに規定する「誘導灯までの歩行距離が 10m 以下となる範囲」とは、第 16-7 図の例により設けること。

(B 級の場合)

(参考) 居室内の各部分から誘導灯を見とおしできない場合の例

(参考) 居室内の各部分から誘導灯を見とおしできる場合の例



第 16-7 図

- (4) 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には及ばないものであること。

3 誘導灯の機器

誘導灯は、誘導灯告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

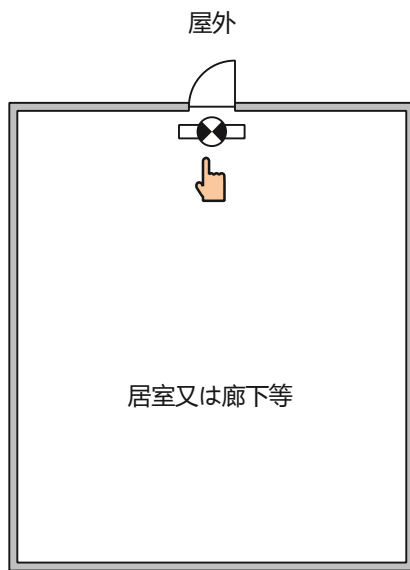
4 避難口誘導灯

避難口誘導灯は、省令第28条の3第3項第1号並びに第4項第1号から第3号まで、第7号及び第8号の規定によるほか、次によること。

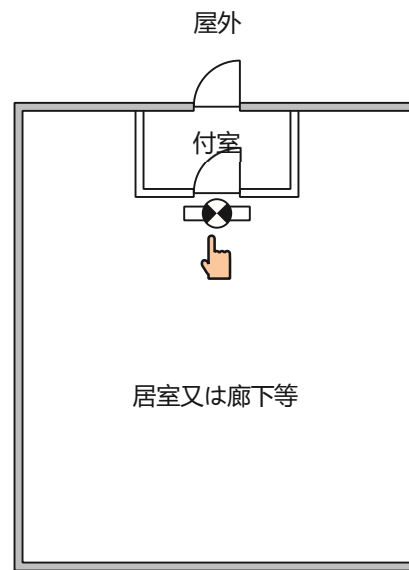
(1) 避難口誘導灯は、次の位置に掲げる場所に設置すること。

ア 最終避難口（省令第28条の3第3項第1号イ関係。第16－8図参照）

なお、最終避難口に付室が設けられている場合にあつては、避難口誘導灯は当該付室の出入口に設ければよく、（避難経路が明らかな）近接した位置に二重に設ける必要はないこと。（第16－9図参照）ただし、付室内に複数の出入口があるため、最終避難口が識別できない場合には、当該最終避難口に誘導灯を設置すること。ただし、非常用の照明装置が設置されているなど十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができる。（次のイにおいて同じ。）

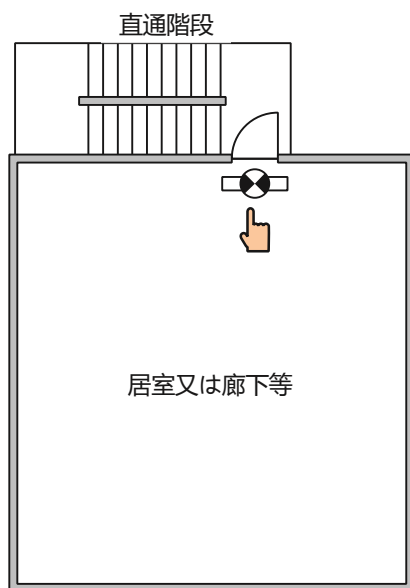


第16－8図

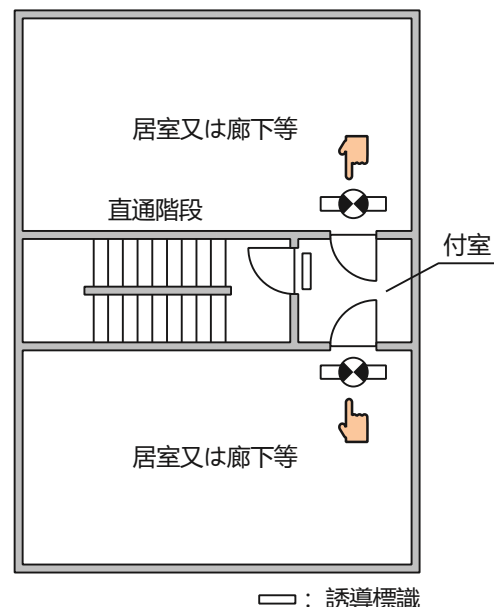


第16－9図

イ 直通階段の出入口（省令第28条の3第3項第1号ロ関係。第16－10図及び第16－11図参照）



第16－10図

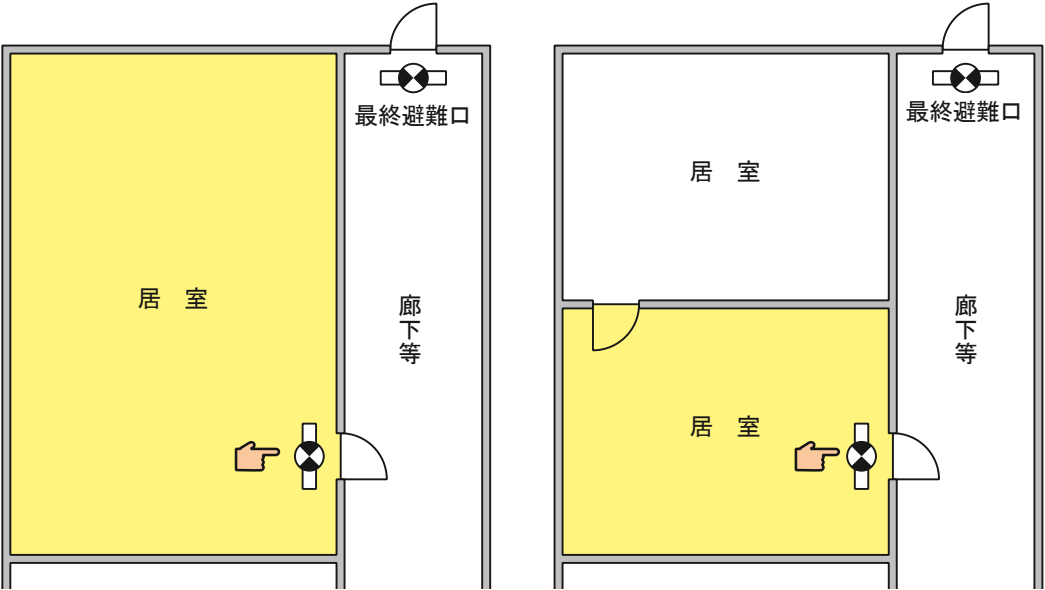


第16－11図

ウ ア又はイに掲げる避難口に通ずる廊下等に通ずる出入口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ハ関係。第 16-12 図関係）

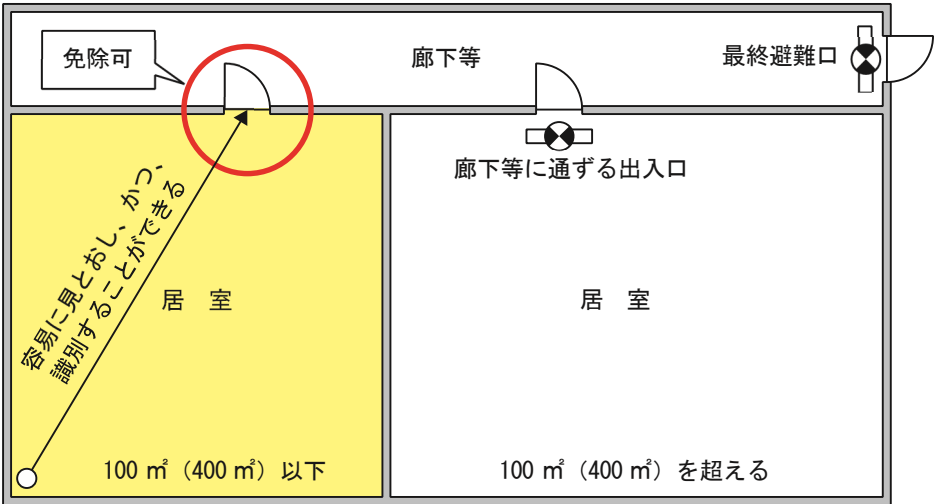
ただし、室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が 100 m²（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400 m²）以下である居室の出入口を除く。（誘導灯告示第 3 第 2 号関係。第 16-13 図参照）

（連続した居室の設置例）



第 16-12 図

（室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができる居室の例）



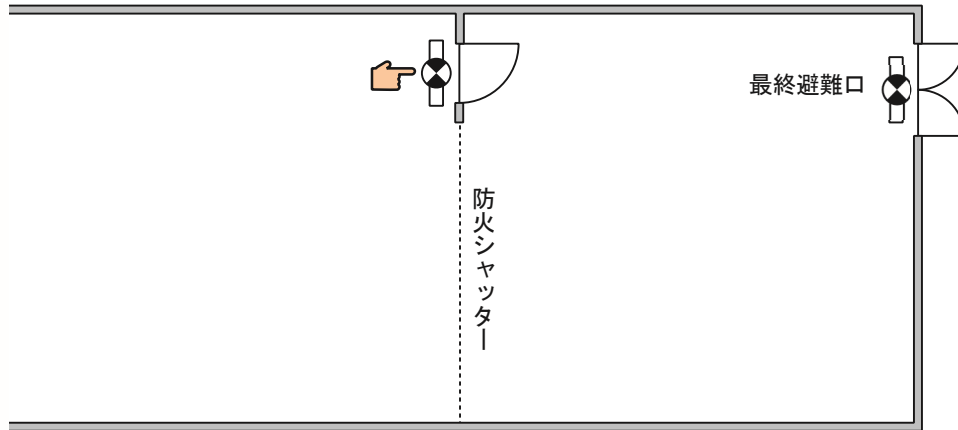
（ ）：主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するもの

第 16-13 図

エ ア又はイに掲げる避難口に通ずる廊下等に設ける防火戸で、直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（省令第28条の3第3項第1号ニ関係。第16-14図参照）

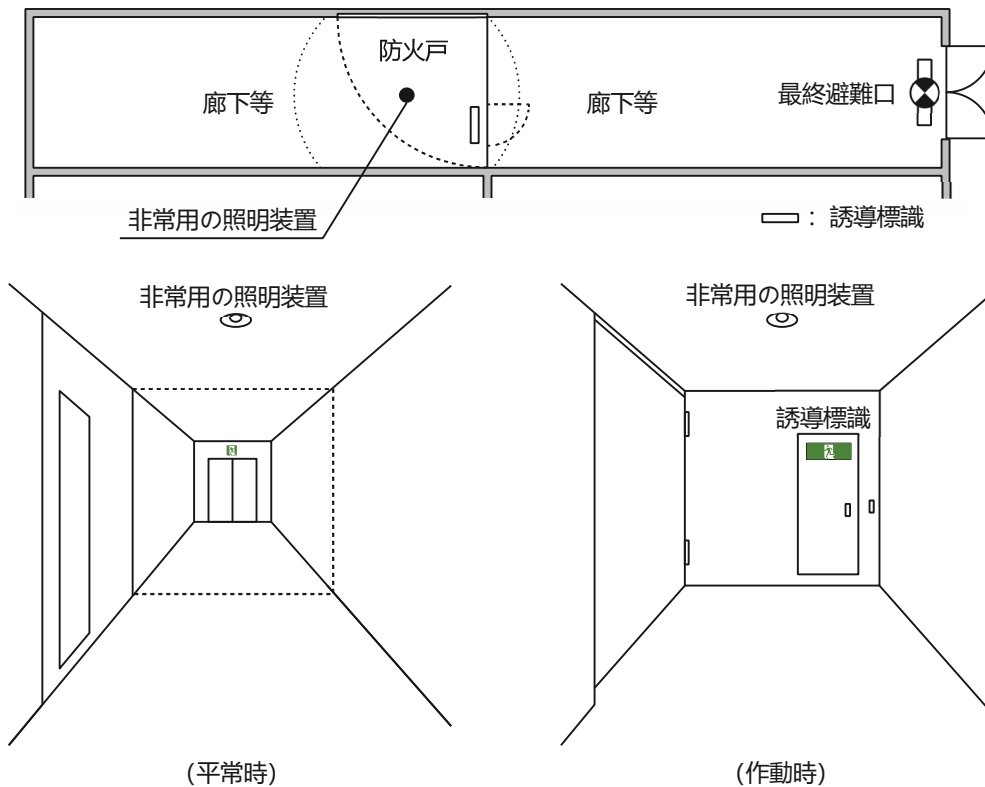
ただし、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。（第16-15図参照）

（くぐり戸付きの防火シャッターの場合の例）



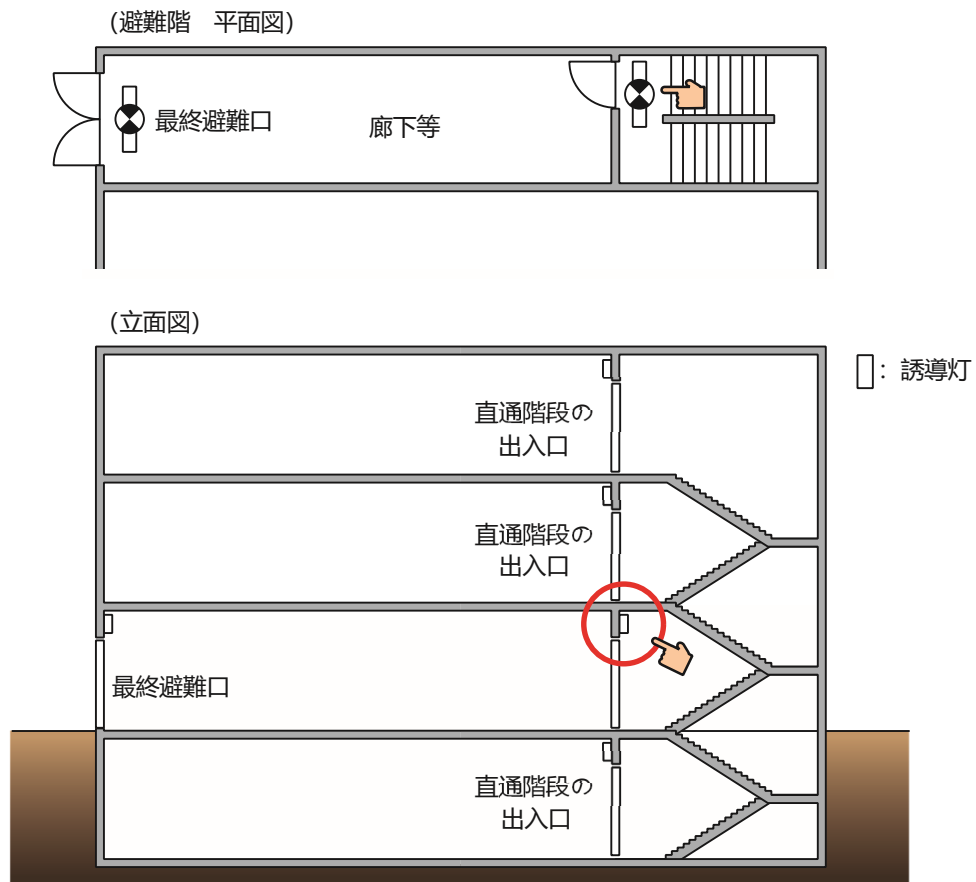
第16-14図

（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸の場合の例）



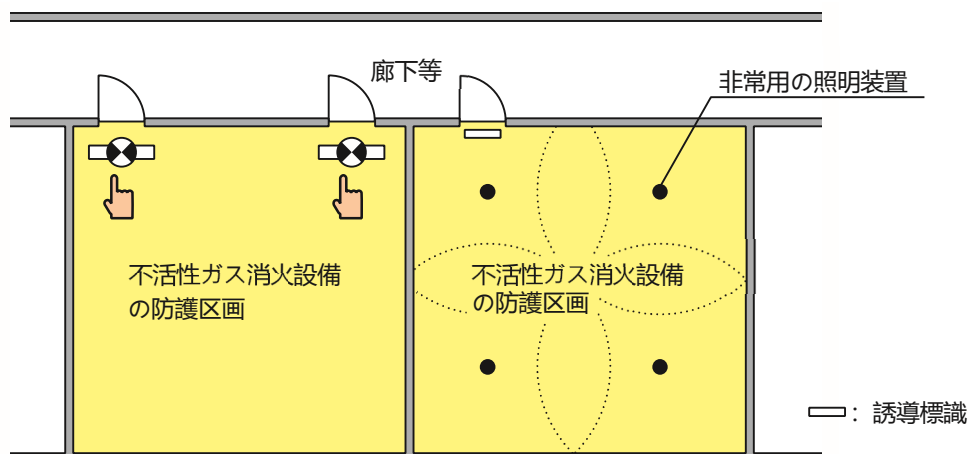
第16-15図

オ 地階へ通じている直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口（避難経路となるものに限る。）▲（第 16-16 図参照）



第 16-16 図

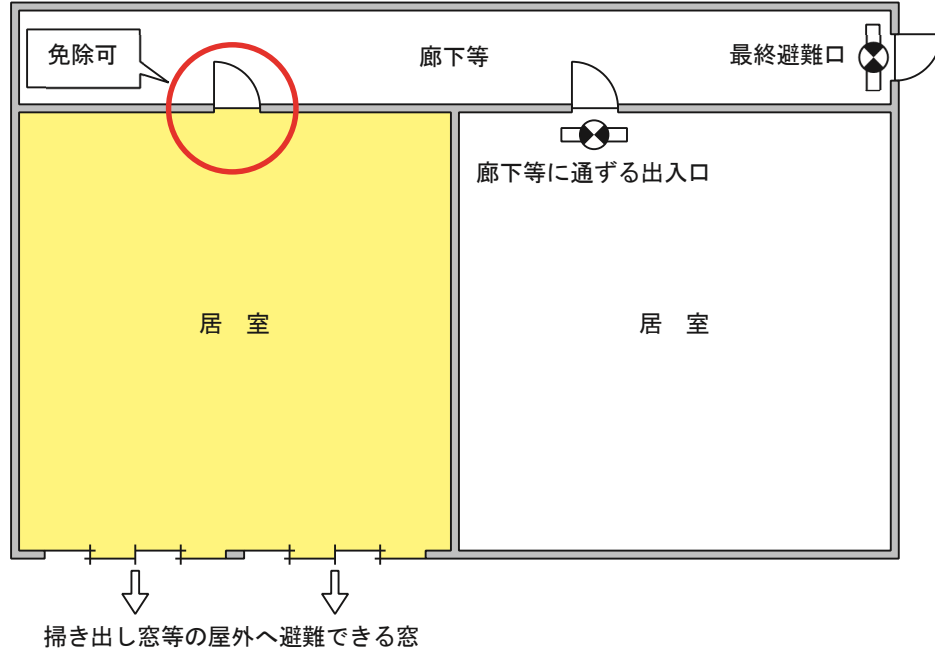
カ 不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備の防護区画からの出入口▲（第 16-17 図参照）
ただし、非常用の照明装置が設置されているなど十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができる。



第 16-17 図

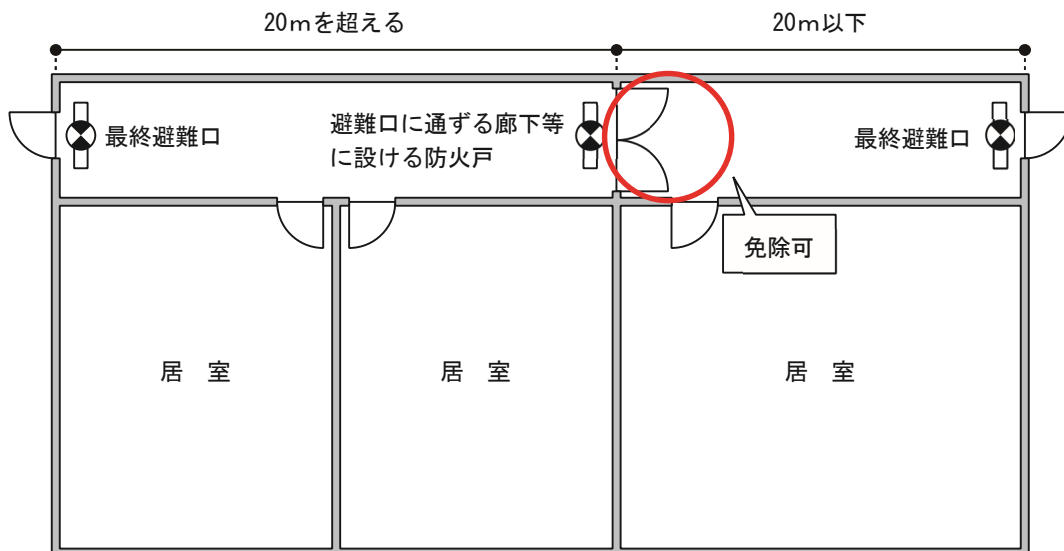
(2) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、避難口誘導灯を設置しないことができる。

ア 防火対象物の避難階で、居室の掃き出し窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている当該居室の出入口（第16-18図参照）



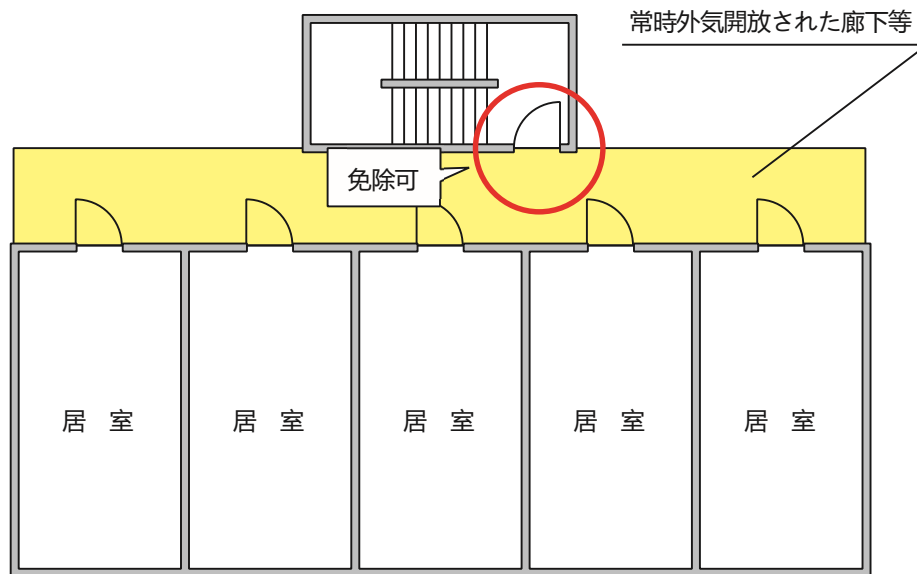
第16-18図

イ 省令第28条の3第3項第1号ニに定める場所のうち、避難施設に面する側で、当該場所から避難施設を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、その歩行距離が20m以下となる部分（第16-19図参照）



第16-19図

ウ 最終避難口及び直通階段の出入口のうち、廊下等が常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない出入口（第 16-20 図参照）

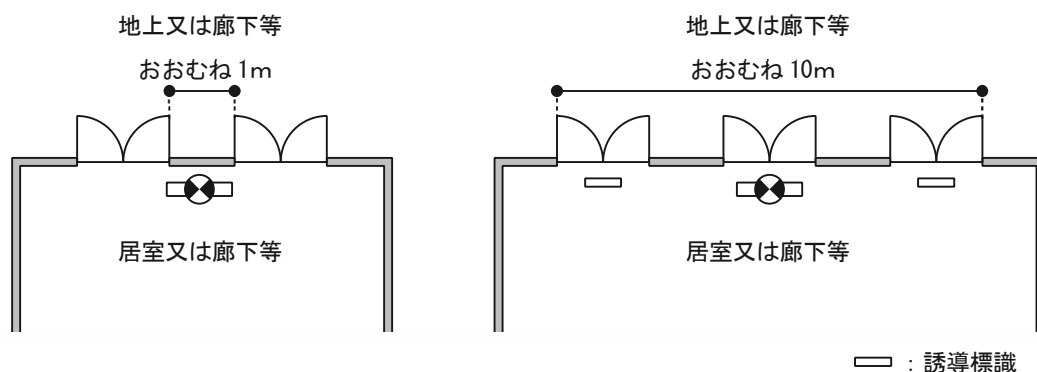


第 16-20 図

エ 政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分

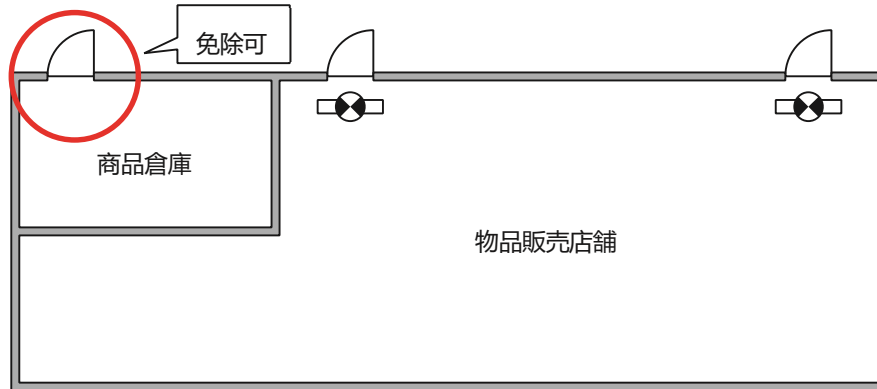
オ 政令別表第 1 (1)項に掲げる防火対象物のうち、屋外観覧場で部分的に客席が設けられ、客席放送、避難誘導員等により避難誘導体制が確立されている場合における観覧席からの出入口部分
ただし、夜間に使用する場合を除く。

カ 避難口が接近して 2 以上ある場合で、その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により容易に識別することができる他の避難口（おおむね 10m 以内にあるものに限る。第 16-21 図参照）この場合、他の避難口には蓄光式誘導標識を設置すること。



第 16-21 図

キ 居室の各部分から避難施設の位置が明らかに見とおすことができ、かつ、容易に判別できる部分（防火対象物の関係者及び関係者に雇用されているもの以外の者の出入りがないものに限る。）
（第 16-22 図参照）

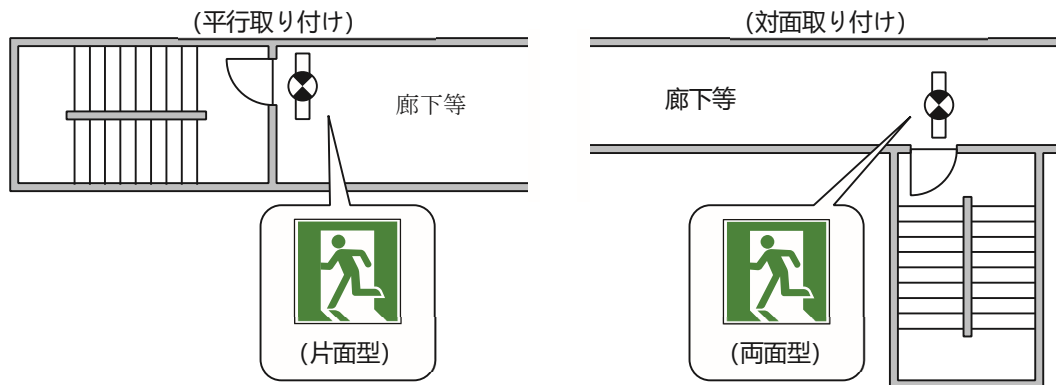


第16-22図

ク 常時無人(無人状態を含む。)となる防火対象物又はその部分。

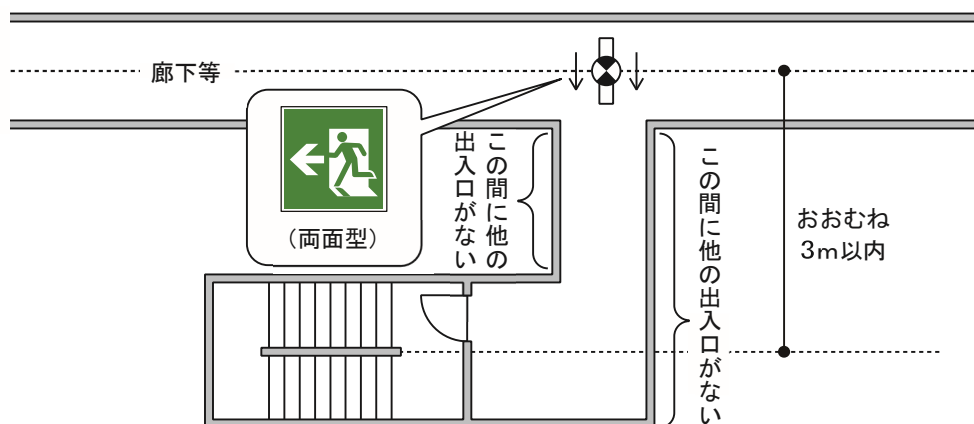
(3) 設置要領

ア 表示面は多数の目にふれ易い位置に設置すること。(第16-23図参照)



第16-23図

イ 廊下等から屈折して避難口に至る場合(おおむね3m以内、かつ、他の出入口がない場合に限る。)にあっては、矢印付のものを設置すること。▲(第16-24図参照)



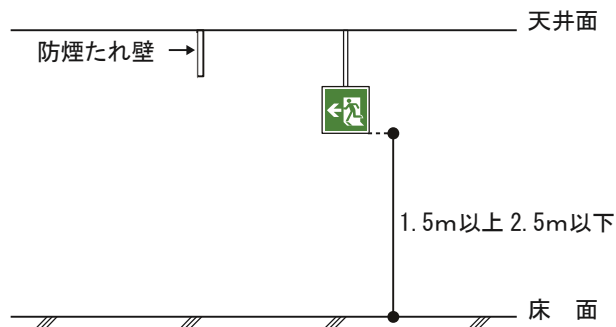
第16-24図

ウ 避難口誘導灯は、避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。▲

(7) ランプの交換等による維持管理や気付きやすさ等を考慮して、避難口上部又はその直近で、床面から誘導灯下面までの高さが 1.5m 以上 2.5m 以下となるように設置すること。▲

ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあつては、この限りでない。

(4) 直近に防煙たれ壁等がある場合は、視認性を確保するため当該たれ壁等より下方に設けること。▲（第 16-25 図参照）



第 16-25 図

エ 省令第 28 条の 3 第 4 項第 3 号に掲げる部分で、誘導灯の区分が A 級、BH 級（避難口誘導灯にあつては表示面の明るさが 20 以上のもの、通路誘導灯にあつては表示面の明るさが 25 以上のものをいう。以下同じ。）を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者のみが避難の際に使用する場所にあつては、BL 級（BH 級以外の B 級の誘導灯をいう。以下同じ。）とすることができる。

オ 避難口誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。

カ 誘導灯の視認障害を発生させるディスコ等の特殊照明回路には、信号装置と連動した開閉器を設け、火災発生時には当該特殊照明を停止すること。▲

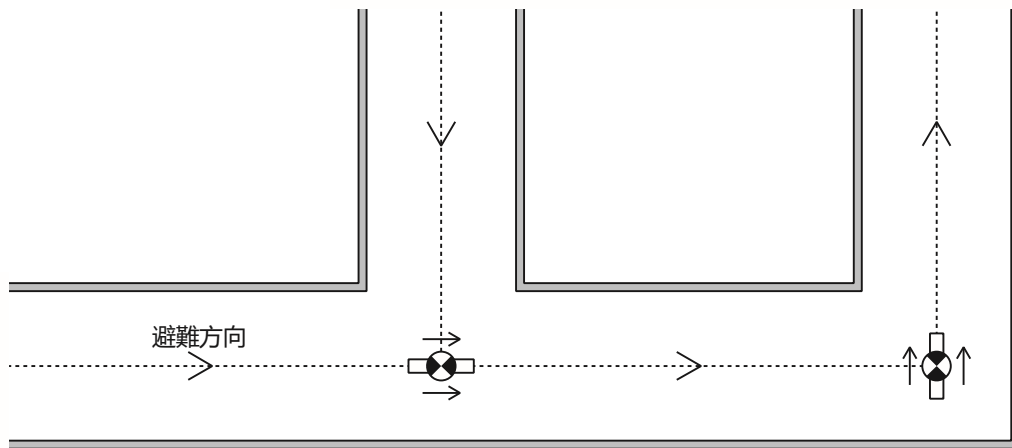
キ 地震動等に耐えられるよう壁又は天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下この項において同じ。）に堅固に固定すること。

5 通路誘導灯

省令第 28 条の 3 第 3 項第 2 号並びに第 4 項第 1 号から第 3 号の 2 まで、第 5 号、第 7 号及び第 8 号の規定によるほか、次によること。

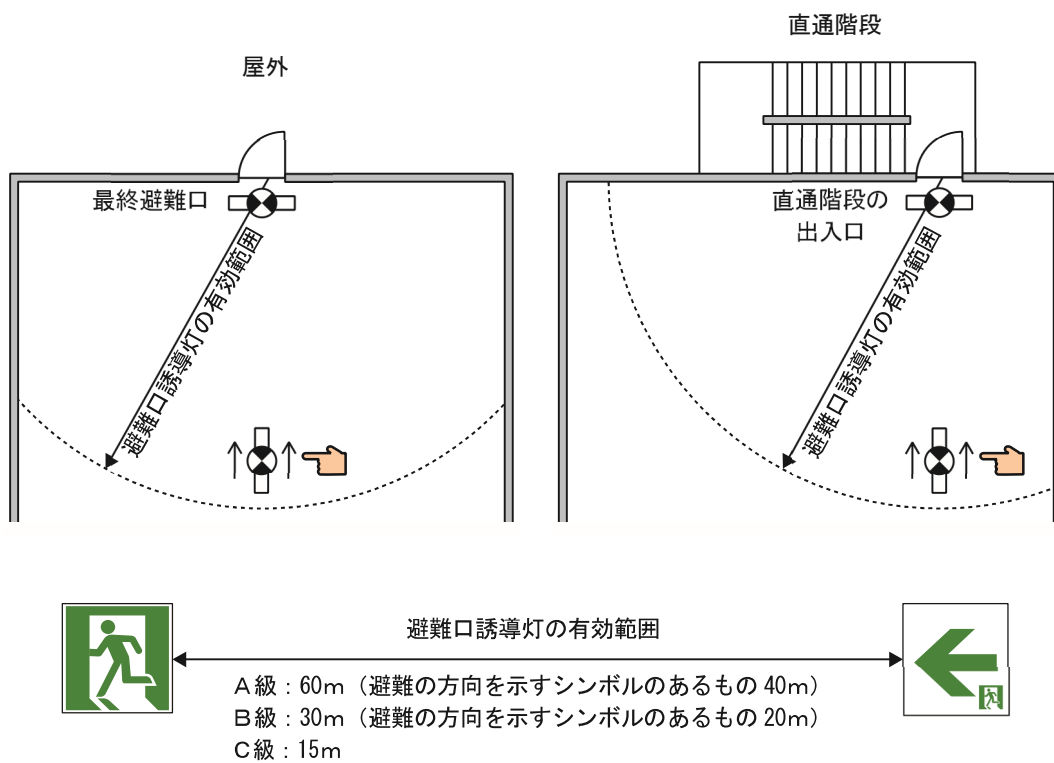
(1) 通路誘導灯は、次の位置に掲げる場所に設置すること。

ア 廊下等の曲がり角（省令第 28 条の 3 第 3 項第 2 号イ関係。第 16-26 図参照）



第 16-26 図

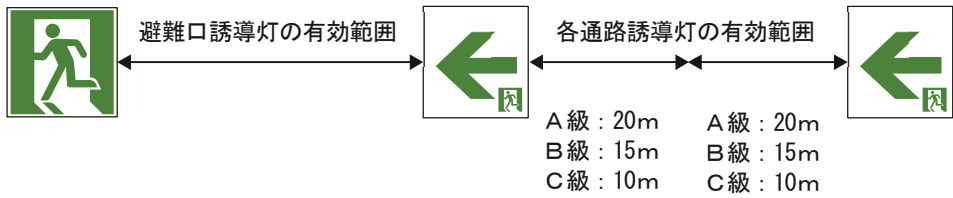
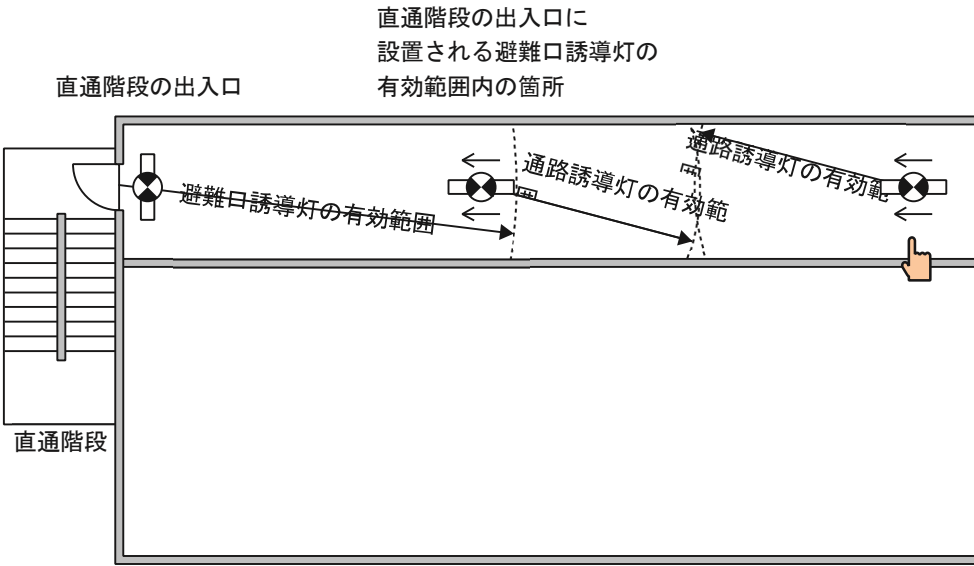
イ 最終避難口及び直通階段の出入口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所（省令第 28 条の 3 第 3 項第 2 号ロ関係。第 16-27 図参照）



第 16-27 図

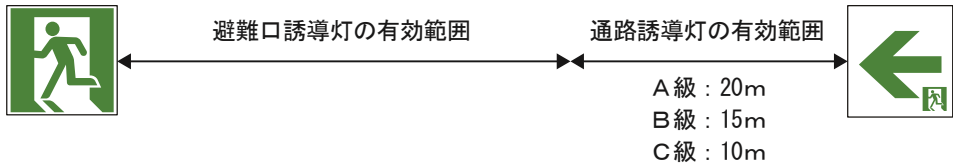
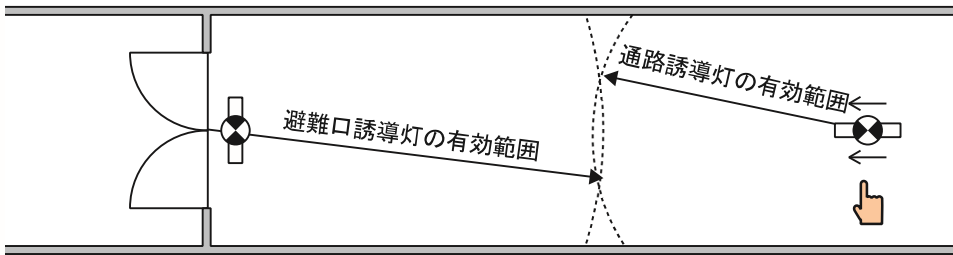
ウ 廊下等の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所（省令第 28 条の 3 第 3 項第 2 号ハ。第 16-28 図参照）

(廊下等の各部分への通路誘導灯の配置)



(避難口への廊下等の各部分への通路誘導灯の配置)

廊下等に通ずる出入口
又は
廊下等に設ける防火戸



第 16-28 図

(2) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。

- ア 窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている避難階の廊下等
- イ 常時外気に開放されており、煙等の滞留するおそれがなく、避難上支障のない廊下等
- ウ 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する廊下等
- エ 客席誘導灯を設けた居室内
- オ 避難口誘導灯の設置を要しない居室内
- カ 防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等

(3) 設置要領

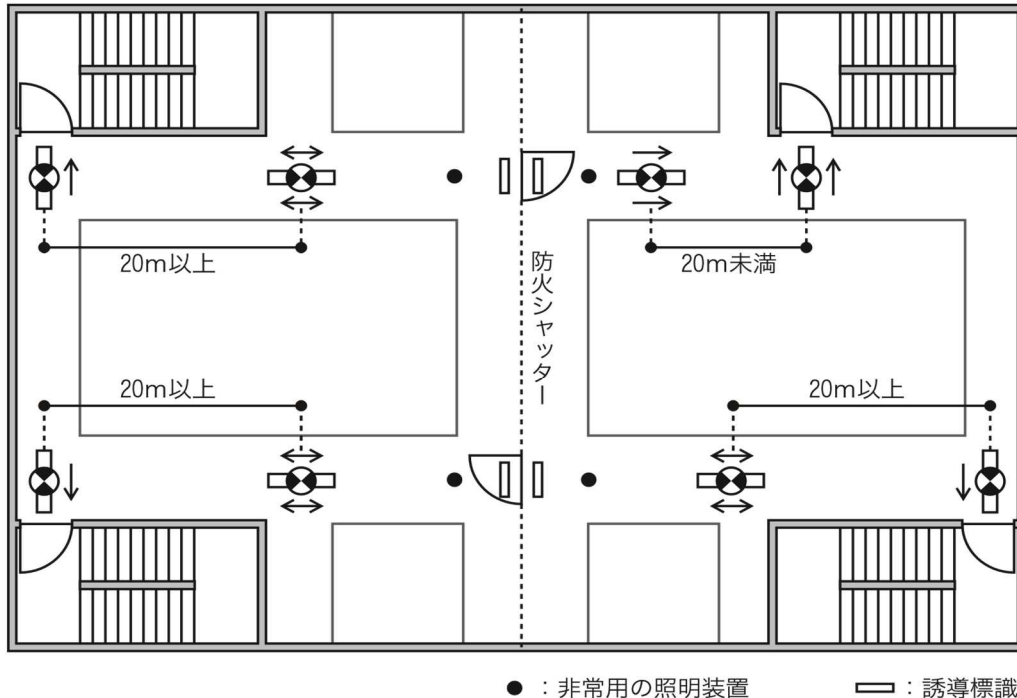
ア 省令第28条の3第4項第3号に掲げる部分で、誘導灯の区分がA級又はBH級を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者のみが避難の際に使用する場所にあつては、BL級とすることができる。

イ 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は5mm以下とすること。●

ウ 廊下等の直線部分に同じ区分の通路誘導灯を2以上設置する場合は、おおむね等間隔となるように設置すること。▲

エ 避難施設への出入口が2箇所以上ある場所で、当該出入口から20m以上となる部分に設置するものの表示は、原則として二方向避難を明示し、その他のものは、一方向指示すること。▲（第16-29図参照）

オ 居室内に防火戸（防火シャッターを含む。）がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること。▲

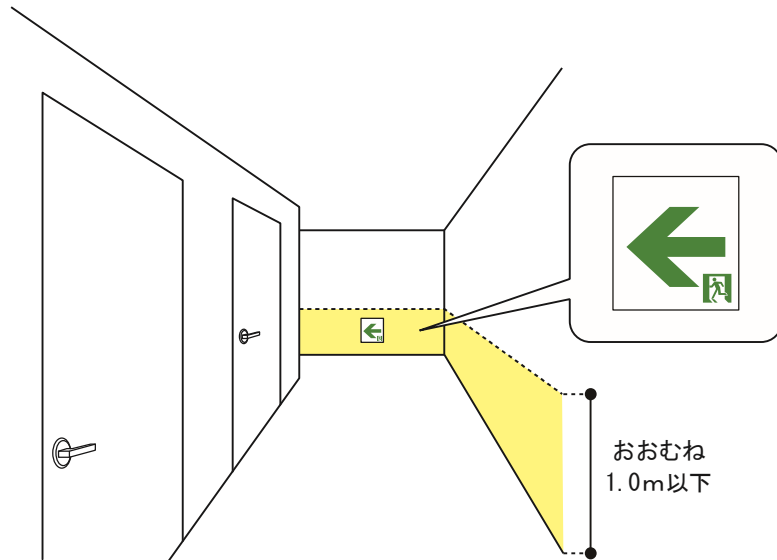


第16-29図

カ ランプの交換等による維持管理や視線を考慮して、床面から誘導灯下面までの高さが、2.5m以下となるように設置すること。▲

ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、この限りでない。

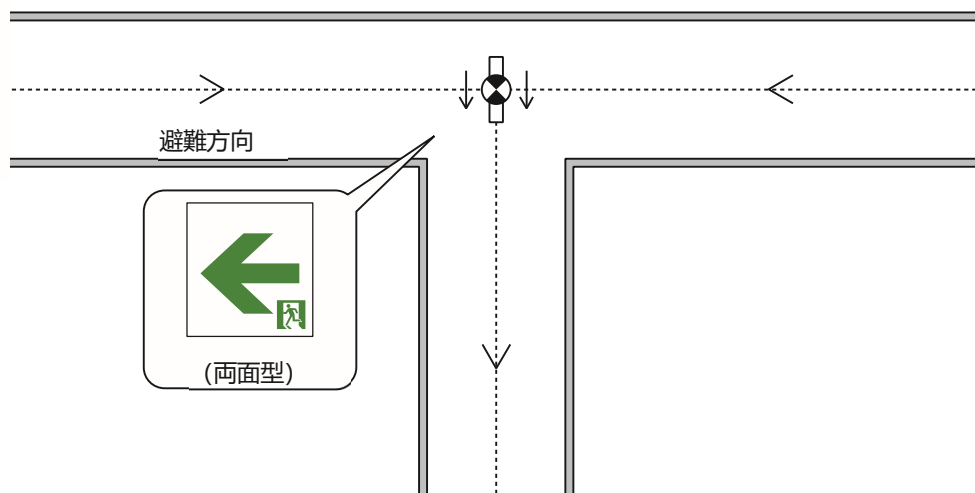
キ 省令第 28 条の 3 第 4 項第 3 号の 2 に規定する「床面又はその直近の避難上有効な箇所」とは、床面又は床面からの高さがおおむね 1 m 以下の避難上有効な箇所をいうものであること。(第 16-30 図参照)



第 16-30 図

ク 直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙たれ壁より下方の箇所に設けること。▲

ケ 表示面は、多数の目にふれやすい位置に設置すること。(第 16-31 図参照)



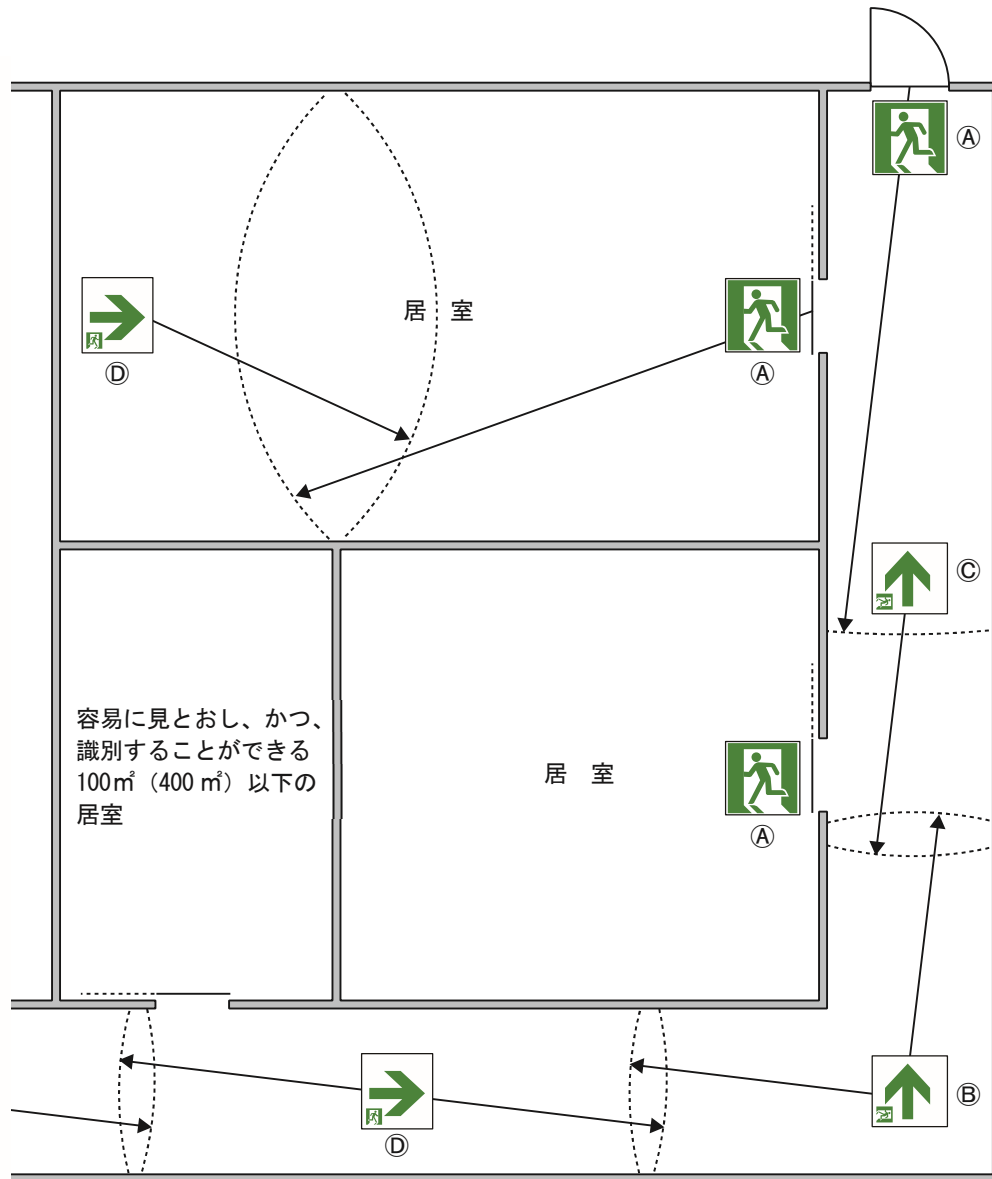
第 16-31 図

コ 地震動等に耐えられるよう壁、床又は天井等に堅固に固定すること。

サ 扉若しくはロッカー等の移動するもの又は扉の開閉により見えにくくなる個所には設置しないこと。●

6 避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置する場合の手順

避難口誘導灯及び通路誘導灯を省令第28条の3第3項の規定に従って設置する場合の手順については、第16-32図の例によること。



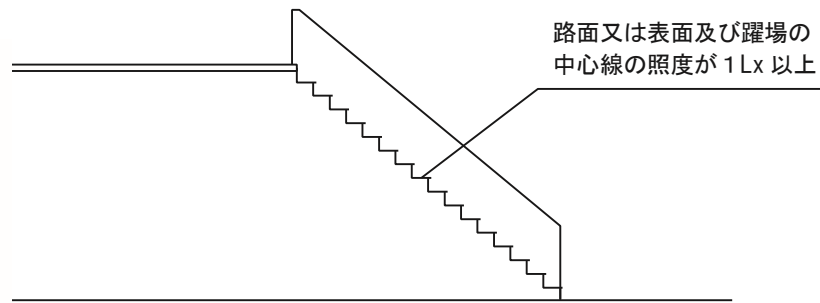
- ① 省令第28条の3第3項第1号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける。(A)
- ② 曲り角に通路誘導灯を設ける。(B)
- ③ 主要な避難口（最終避難口及び直通階段の出入口）に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける。(C)
- ④ 廊下等又は居室の各部分について、(A)～(C)の誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける。(D)
- ⑤ 防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造、日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。

第16-32図

7 階段通路誘導灯

政令第 26 条第 2 項第 2 号及び省令第 28 条の 3 第 4 項第 4 号の規定によるほか、次によること（非常用の照明装置が設けられている部分を除く。）。

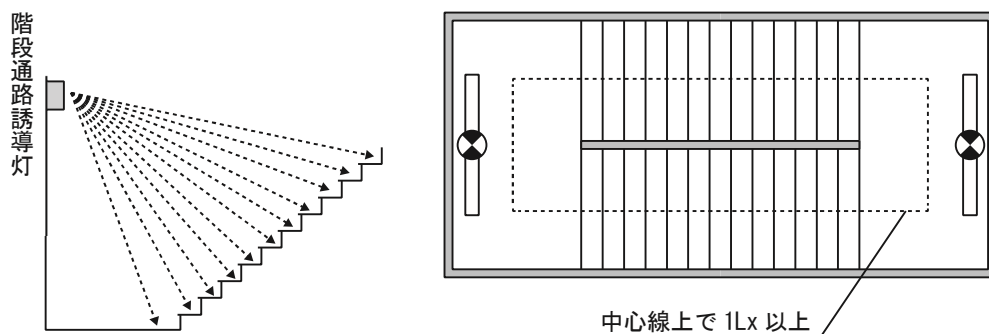
- (1) 設置箇所階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、階段通路誘導灯の設置を要しない。
 - ア 屋外階段又は外光により避難上有効な照度が得られる常時外気に開放された階段
 - イ 政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する階段
 - ウ 階段付近に設けられた避難口誘導灯により、省令第 28 条の 3 第 4 項第 4 号に規定する照度が確保できる当該階段部分（第 16-33 図参照）



第 16-33 図

(3) 設置要領

- ア 省令第 28 条の 3 第 4 項第 4 号に規定する「路面又は表面及び躍場の中心線の照度が 1 Lx（ルクス）以上」とは、第 16-34 図の例によること。



第 16-34 図

- イ 地震動等に耐えられるよう壁、床又は天井等に堅固に固定すること。

8 客席誘導灯

政令第26条第2項第3号及び省令第28条の規定によるほか、次によること。

(1) 設置箇所

客席誘導灯は、政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物並びに同表16項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、客席誘導灯の設置を要しない。

ア 外光により避難上有効な照度が得られる屋外観覧場等の客席部分

イ 避難口誘導灯により避難上有効な照度が得られる客席部分

ウ 移動式の客席部分で、非常用の照明装置により避難上有効な照度が得られる部分

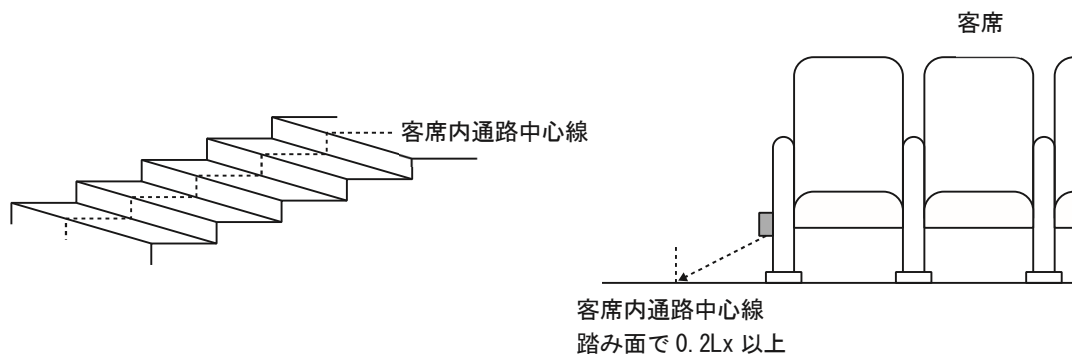
(3) 消灯

自動火災報知設備の火災信号等により、点灯するものにあつては、12に準じて消灯することができる。

(4) 設置要領

ア 省令第28条に規定する「客席内の通路の床面における水平面」とは、客席内通路の中心線における踏み面の照度を計ることをいう。(第16-35図参照)

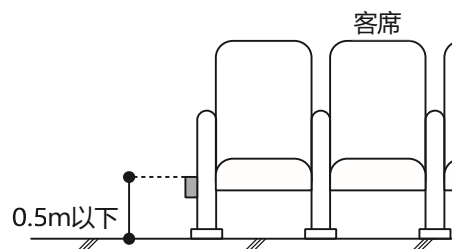
(客席内通路が階段状になっている部分)



第16-35図

イ 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあつては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。

ウ 原則として、床面から0.5m以下の高さに設けること。▲(第16-36図参照)



第16-36図

エ 客席誘導灯(電源配線も含む。)は、避難上障害とならないように設置すること。

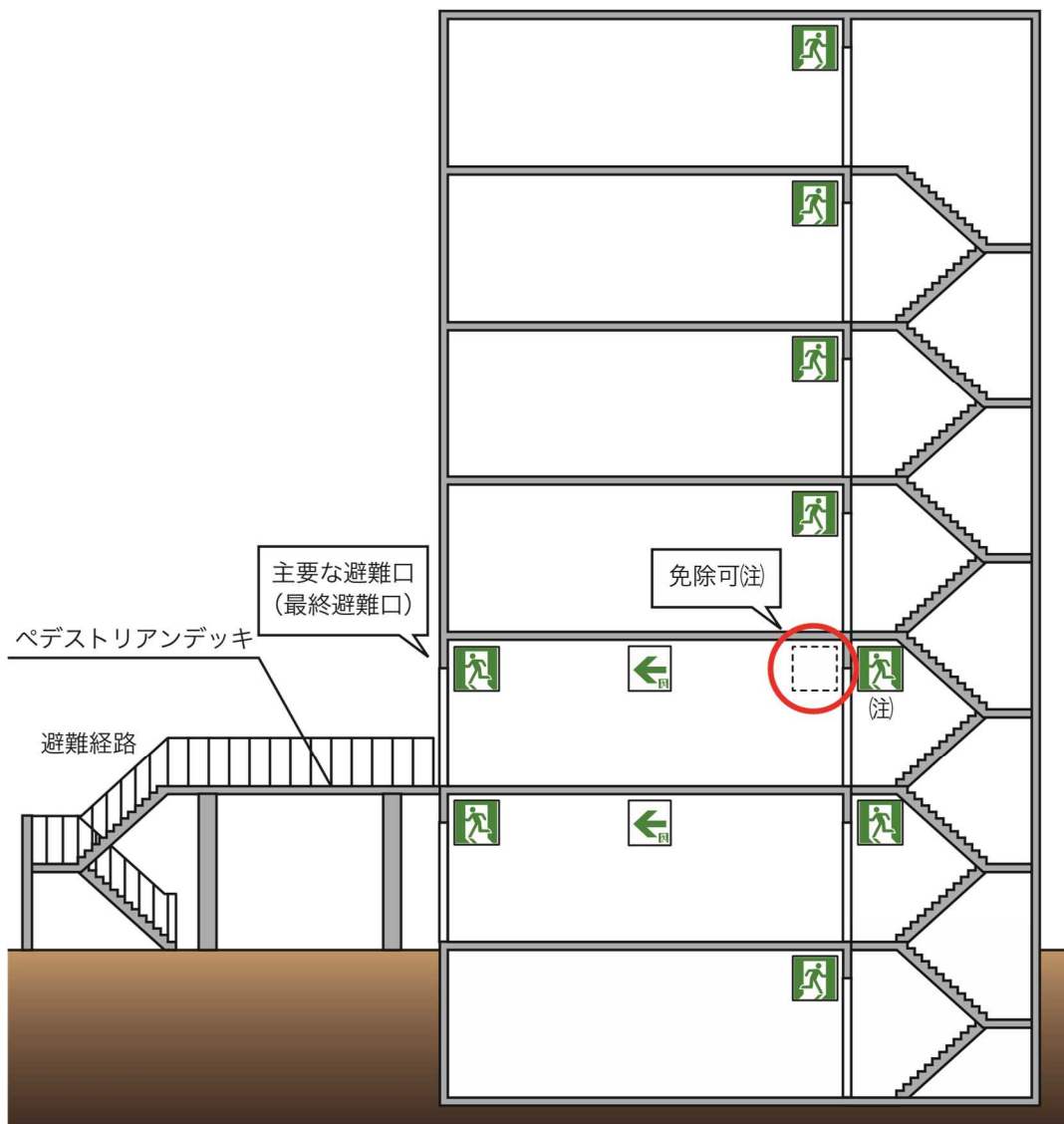
9 ペDESTリアンデッキと接続する防火対象物の取扱い

ペDESTリアンデッキ（高架になっている歩行者用の通路をいう。以下同じ。）が避難上有効な構造及び避難経路を有している場合、ペDESTリアンデッキと接続する防火対象物の当該階に、次により誘導灯を設置することができるものとする。（第 16-37 図参照）

この場合、建基令第 5 章の避難施設等の規定と齟齬が生じないように配慮すること。

- (1) 屋内からペDESTリアンデッキへ通ずる出入口は、最終避難口として取扱うこと。
- (2) 直通階段の出入口が主要な避難口として認められるペDESTリアンデッキへ通ずる出入口と近接して設けられ、かつ、直通階段に避難口誘導灯が設置されている場合、直通階段の出入口に設置する避難口誘導灯は、設置を要しない。

ただし、直通階段に設けられた最終避難口から直接地上に出られる場合又は屋外階段の場合は、適用しないこと。



(注) 直通階段に設けられた最終避難口から直接地上に出られる場合又は屋外階段の場合は、適用しないこと。

第 16-37 図

10 特殊場所に対する基準の特例

冷凍庫又は冷蔵庫（以下この項において「冷凍庫等」という。）の用に供される部分に設置する誘導灯については、次の基準により当該誘導灯の設置を緩和することができるものであること。

- (1) 次のいずれかに適合する場合は、冷凍庫等の出入口に設ける避難口誘導灯を設置しないことができる。

ア 冷蔵庫等内における各部分から最も近い出入口までの歩行距離が30m以下である場合

イ 出入口であることを明示することができる表示及び緑色の灯火が設けられ、かつ、冷凍庫等内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に付置又は付属する照明により十分な照度が保持できる場合

ウ 通路部分の曲折点が1以下で、当該曲折点から出入口であることを明示する表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できる場合

- (2) 冷凍庫等内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。

11 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、省令第28条の3第4項第9号から第11号までの規定によるほか、次のこと。

- (1) 非常電源等

非常電源（別置型のものに限る。）及び非常電源回路の配線は、第23 非常電源によること。

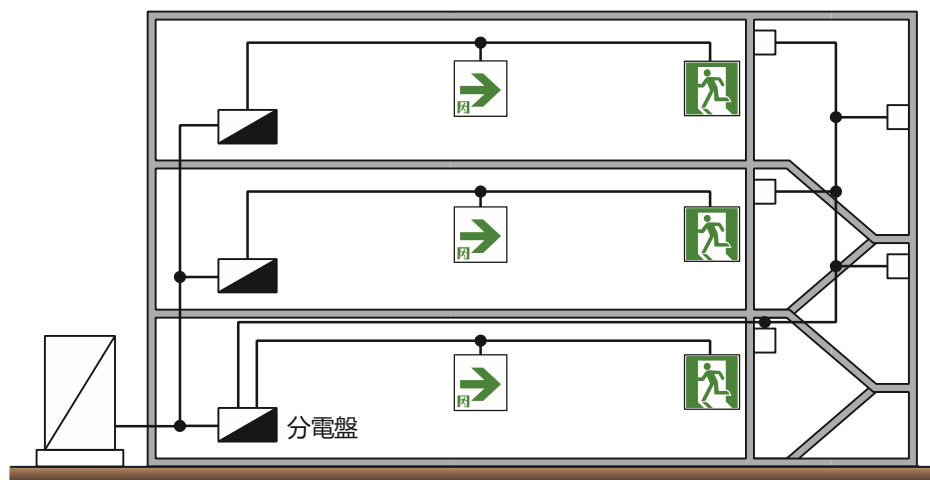
- (2) 常用電源回路の配線

ア 常用電源からの配線は、配電盤又は分電盤から専用回路とすること。

イ 専用回路の開閉器の見やすい箇所に、誘導灯の電源である旨の地を白色で文字を赤色の表示を付しておくこと。●

ウ 一の専用回路は、2以上の階（小規模な防火対象物を除く。）にわたらないこと。▲（第16-38図参照）

ただし、階段通路誘導灯にあっては、この限りでない。



第16-38図

- (3) 非常電源は、原則として蓄電池設備によるものとする。●

ただし、非常電源の容量を 60 分間以上とする場合、20 分間を超える時間における作動に係る容量にあっては蓄電池設備のほか自家発電設備によることができること。この場合において、常用電源が停電したときの電力供給の順番（蓄電池設備→自家発電設備又は自家発電設備→蓄電池設備）については任意であるが、電源の切り換えが円滑に行われるように措置する必要があること。

- (4) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

- (5) 非常電源の容量 60 分間とする防火対象物

ア 次のいずれかに該当するものであること。（誘導灯告示第 4 関係）

- (7) 政令別表第 1 (1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすこと。

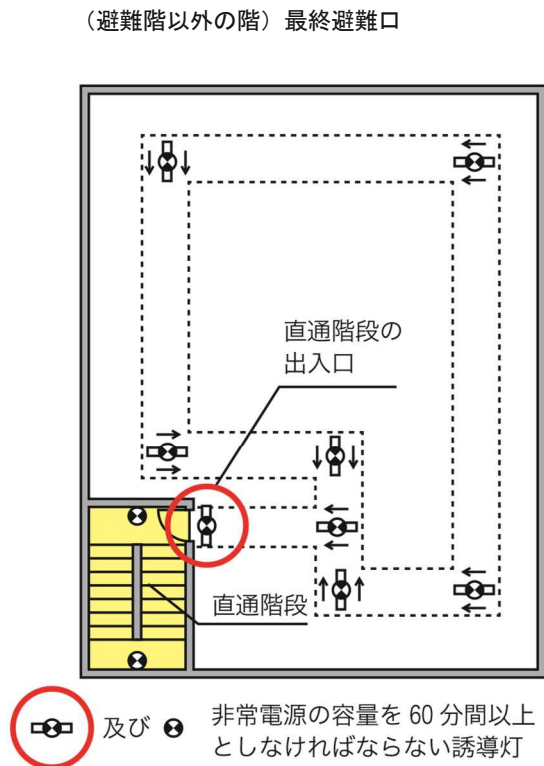
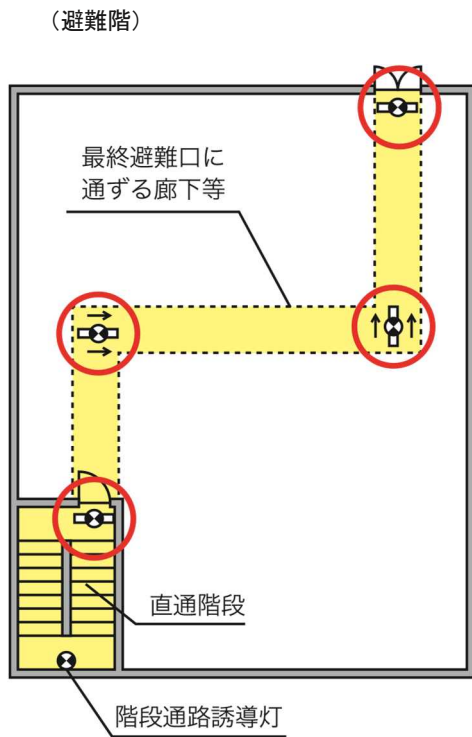
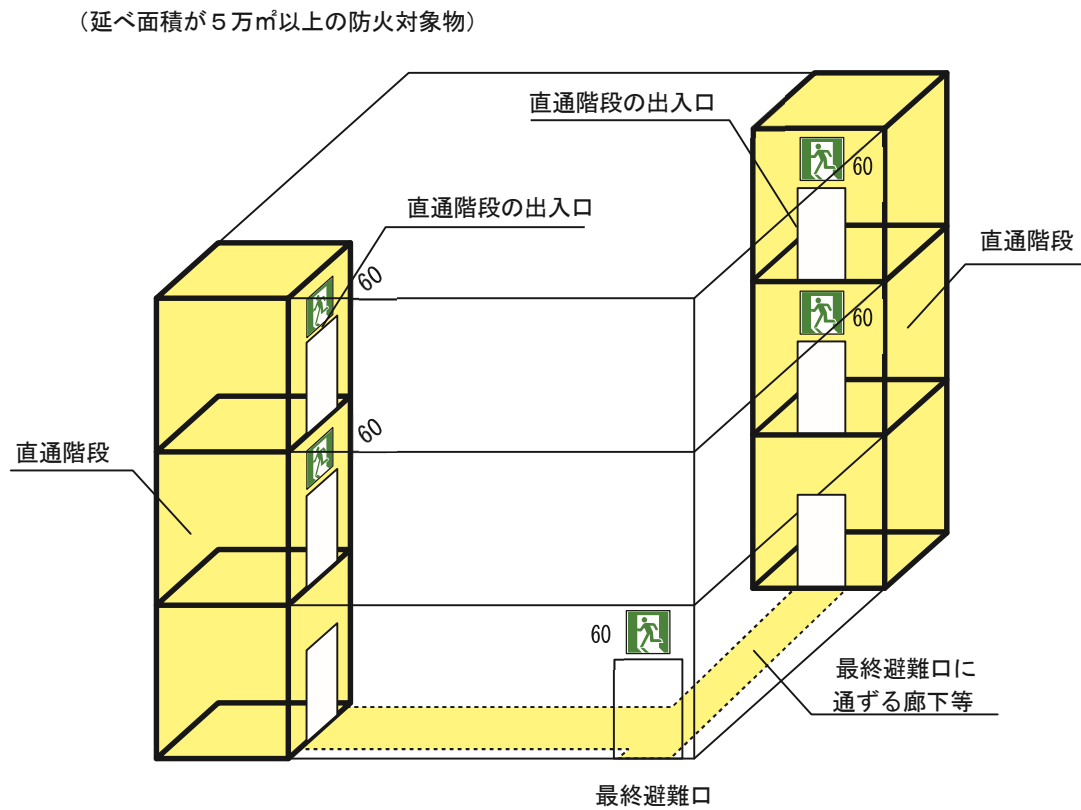
- a 延べ面積 5 万 m²以上
- b 地階を除く階数が 15 以上であり、かつ、延べ面積 3 万 m²以上

- (4) 政令別表第 1 16 の 2 項に掲げる防火対象物で、延べ面積 1,000 m²以上であること。

- (7) 政令別表第 1 (10)項又は(16)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物にあっては、同表第 1 (10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、乗降場が地階（直接外気に開放されているものを除く。）にあり、かつ、消防長が避難上必要と認めて指定するもの。

イ 非常電源の容量を 60 分間以上としなければならない部分は、次によること。（第 16－39 図参照）

- (7) 最終避難口
- (4) 直通階段の出入口
- (7) 避難階で最終避難口に通ずる廊下等
- (2) 乗降場（地階にあるものに限る。）及びこれに通ずる階段、傾斜路及び通路
- (4) 直通階段



(7) 「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要があること。

(4) 消灯対象となるのは、外光により避難施設を識別できる間に限られること。

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所

省令第28条の3第4項第2号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合は、通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な第16-3表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

第16-3表

用 途	使用状態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

エ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

省令第28条の3第4項第2号ハに規定する「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合は、次によること。

(7) 「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難経路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれないこと。

(4) 当該規定においては、政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

(5) 誘導灯の点灯及び消灯方法

ア 消灯方法

(7) 消灯の方法は、次によること。

a 手動スイッチによる消灯

防火対象物の関係者が信号装置の手動スイッチの操作により、消灯する方法

b 施錠連動による消灯

防火対象物の最終退出扉に施錠状態を検出する施錠スイッチを設け、これと連動し消灯する方法

c 照明連動による消灯

有人の場合、必ず点灯される照明器具と連動し、照明を消灯した場合、これをリレー等で検出し、自動的に消灯する方法

d 外光連動による消灯

外光で充分明るさが確保できる場所の誘導灯を光電式自動点滅器と連動し、一時消灯する方法

(i) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。

ただし、省令第 28 条の 3 第 4 項第 2 号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。

(ii) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。

(i) 省令第 28 条の 3 第 4 項第 2 号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、次に掲げる事項について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

a 誘導灯が消灯されること

b 火災の際には誘導灯が点灯すること

c 避難経路

イ 点灯方法

(i) 省令第 28 条の 3 第 4 項第 2 号に規定する「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。

(ii) 省令第 28 条の 3 第 4 項第 2 号に規定する「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が前(4)の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、第 16-4 表のとおりであること。

第 16-4 表

消 灯 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
防火対象物が無人である場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○施錠連動装置 ○赤外線センサー 等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器 等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 等	

備考 1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

2 自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

(6) 信号装置

自動火災報知設備の作動と連動させる場合は、信号装置（自動火災報知設備から発せられた火災信号等の中継し、誘導灯に伝達する装置をいう。以下同じ。）を用いること。

ア 信号装置は、原則として自動火災報知設備の受信機と同一の室に設けること。▲

ただし、劇場、映画館等の利用形態により特に暗さが必要である場所について、当該場所に専用で設ける場合は、この限りでない。

イ 信号装置の設置個所直近に、次の事項を表示すること。▲

- (7) 誘導灯信号装置である旨
- (4) 消灯条件
- (9) 連動開閉器等の種別
- (2) 操作責任者又は管理者

(7) 連動開閉器

信号装置からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器（以下この項において「連動開閉器」という。）は、次によること。

ア 連動開閉器

- (7) 構造は、JIS 等の規定に適合するものを使用すること。
- (4) 誘導灯の専用電源回路を分岐した分電盤等に収納すること。
- (9) 接点容量は、負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有するものであること。
- (2) 連動開閉器の二次側回路は、消灯信号時において開回路となるものであること。

イ 光電式自動点滅器（自然光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。）

- (7) 構造は、JIS C8369（光電式自動点滅器）に適合する分離式のものをを用いること。
- (4) 光電式自動点滅器の設置位置は、直射日光を避け、外光のみによって作動する位置（窓際等一般照明の影響を受けない場所）に設けること。

ウ 施錠連動装置（出入口扉の施錠と連動して電気信号を出力するものをいう。）

- (7) 施錠時に回路が開（ON）となる接点を有するものを使用すること。
- (4) 複数の施錠連動装置を用いる場合は、それぞれ直列に接続すること。

エ 照明器具連動装置（照明器具の点灯と連動して電気信号を出力するものをいう。）

- (7) 照明器具連動装置は、誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分が使用される場合、必ず点灯される照明器具の点灯と連動するものであること。
- (4) 照明器具点灯時に信号回路が開（OFF）となる回路構成となっているものであること。
- (9) 複数の照明器具連動装置を用いる場合は、それぞれの点滅器を直列に接続すること。

(8) 配線

配線は、前11を準用するほか、次によること。

ア 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。

イ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。▲

ただし、省令第28条の3第4項第2号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができること。

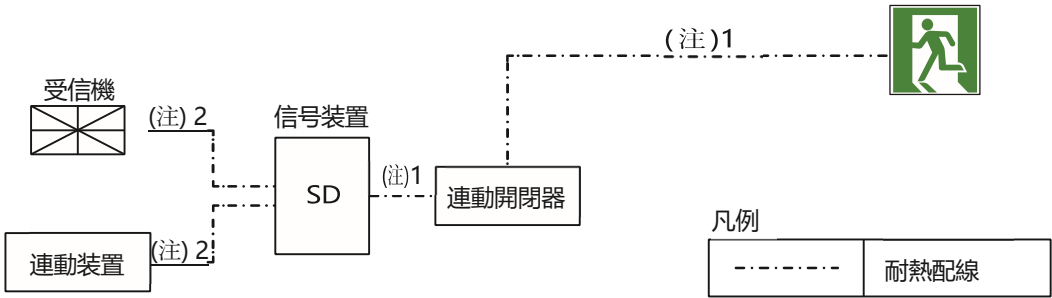
ウ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。▲

エ 次に掲げる操作回路及び信号回路（信号装置から誘導灯との回路をいう。以下同じ。）の配線は、耐熱配線とすること。▲（第16～41図参照）

- (7) 自動火災報知設備の受信機又は連動装置から信号装置までの配線

ただし、防災センター等内に設置されている機器間相互の配線は、この限りでない。

- (i) 信号装置から誘導灯までの配線
ただし、信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合は、この限りでない。



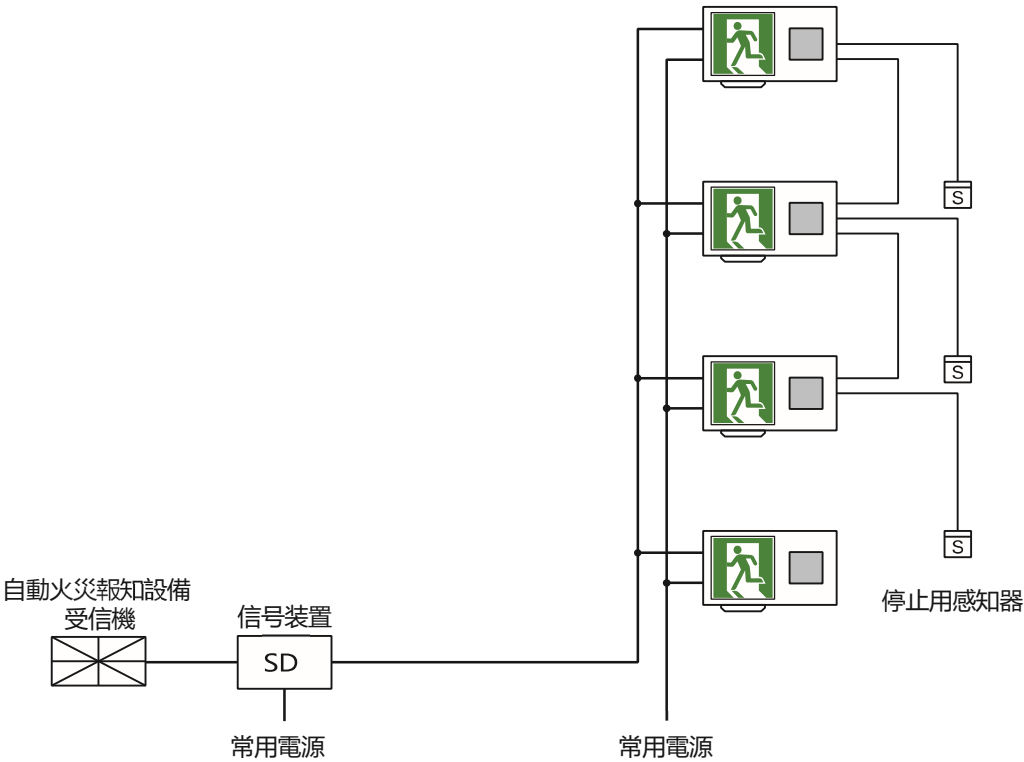
- (注) 1 信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合は、一般配線でもよい。
2 防災センター等内に設置されている機器間相互の配線は、一般配線でもよい。

第 16-41 図

13 点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯

点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯は、省令第 28 条の 3 第 4 項第 6 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 主な構成 (第 16-42 図参照)



第 16-42 図

(2) 用語の定義

ア 「点滅形誘導灯」とは、自動火災報知設備から発せられた火災信号を受信したとき、常用電源又は非常電源によりキセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置を誘導灯器具に内蔵するもの又は外付けするもの（誘導灯の近くに外付け形点滅装置を設置するものを含む。）をいう。

イ 「誘導音装置付誘導灯」とは、自動火災報知設備から発せられた火災信号を受信し、避難口の所在を示すための警報音及び音声を繰り返し発生する装置を誘導灯の内部に有するもの又は外部に取り付けるもの（誘導灯の近くに取り付ける誘導音装置を含む。）をいう。

ウ 「点滅形誘導音装置付誘導灯」とは、点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯をいう。

(3) 点滅形誘導灯等を設置する防火対象物又はその部分

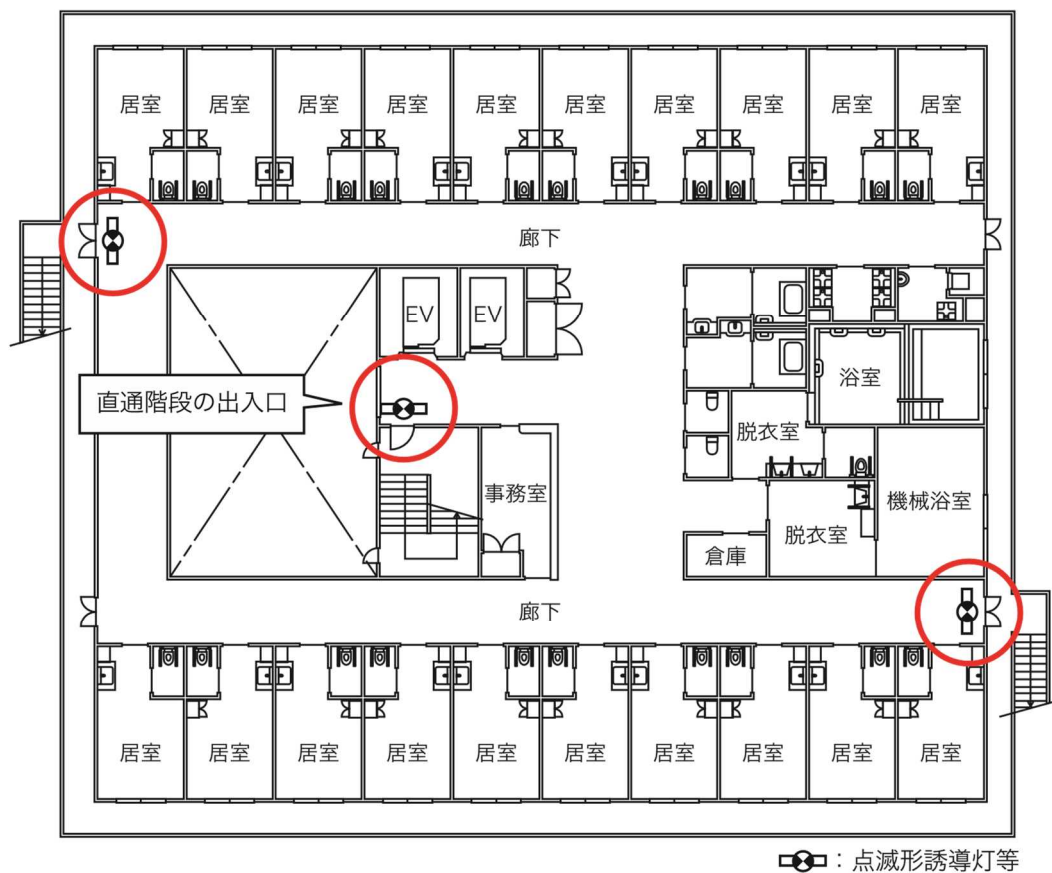
点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯（以下この項において「点滅形誘導灯等」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。▲

ア 視力又は聴力の弱い者が出入する防火対象物で、これらの避難経路となる部分

イ 不特定多数の者が出入りする防火対象物で、誘導灯を容易に識別しにくい部分

(4) 設置する場所

点滅形誘導灯等は、最終避難口又は直通階段の出入口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。（省令第28条の3第4項第6号イ関係。第16-43図参照）



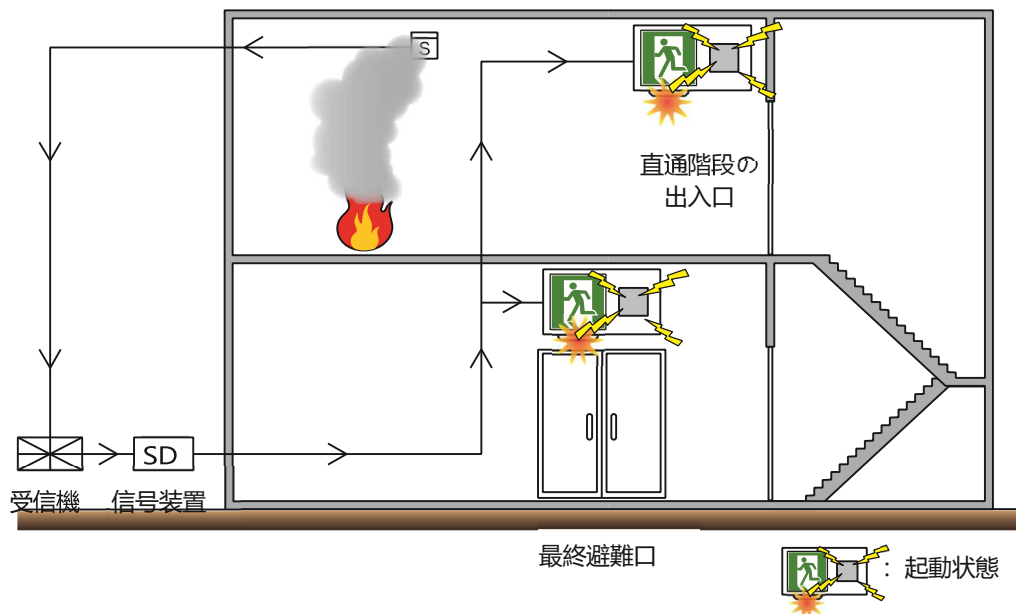
第16-43図

(5) 起動方法

ア 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。（第 16－44 図参照）

イ 省令第 24 条第 5 号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動／全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとする。▲

ウ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と同時に開始されるものであること。▲



第 16－44 図

(6) 停止方法

ア 熱又は煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導を避けるため、直通階段の出入口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること。

ただし、次に掲げる出入口に点滅形誘導灯等を設置するものにあつては、この限りでない。

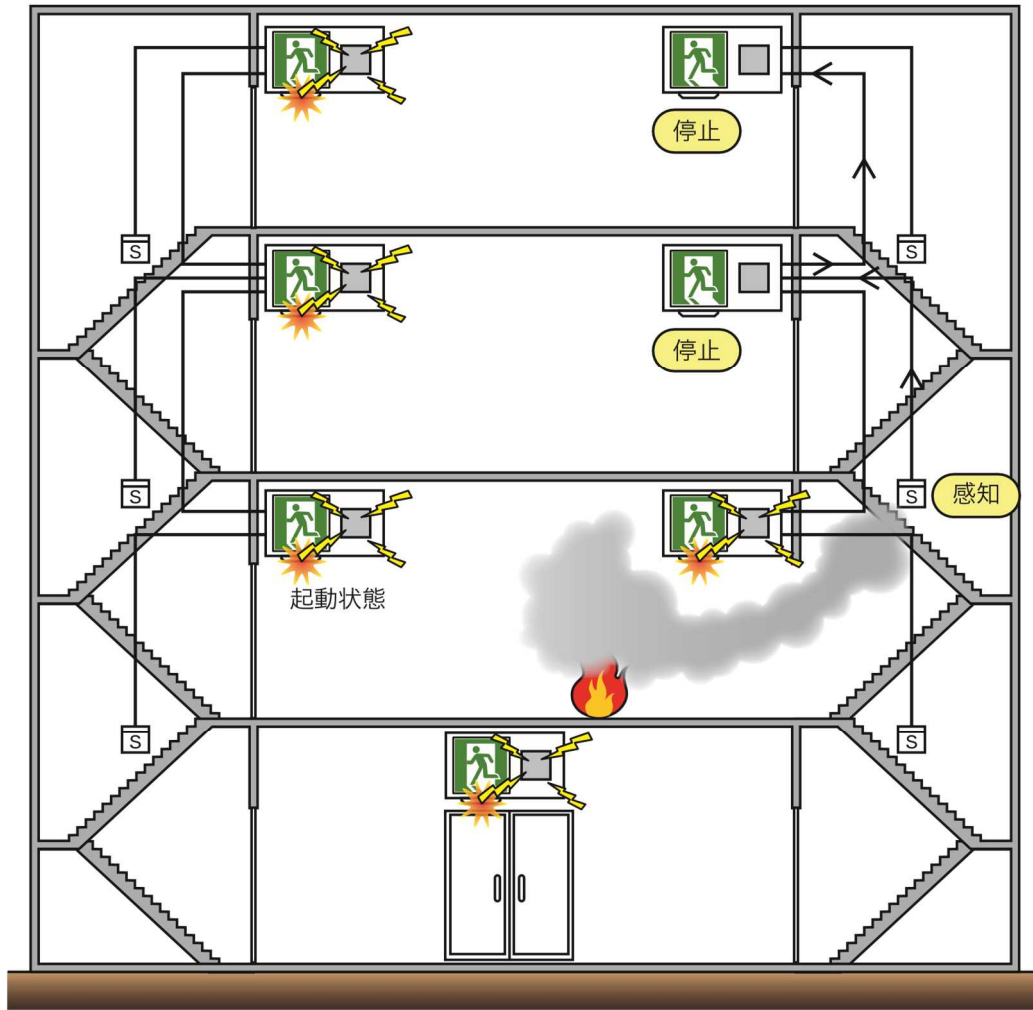
(イ) 屋外階段の出入口又は当該付室の出入口

(ロ) 消防法施行規則第 4 条の 2 の 3 並びに第 26 条第 2 項、第 5 項第 3 号ハ及び第 7 項第 3 号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件（平成 14 年消防庁告示第 7 号）に規定する屋内避難階段等の出入口又は当該付室の出入口

(ハ) 特別避難階段の出入口又は当該付室の出入口

イ 前アの場合において、当該階段室には、煙感知器を次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあつては、出火階の直上階以上、地下階の場合にあつては地階の点滅及び音声誘導を停止させるものであること。

(イ) 地上階にあつては、点滅形誘導灯等を設置した直下階に、地下階にあつては、地下 1 階に点滅及び音声誘導の停止専用の煙感知器（第 2 種蓄積型）を設けること。（第 16－45 図参照）なお、当該煙感知器には、その旨の表示を付すこと。▲



第 16-45 図

- (f) 自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあっては、前アにかかわらず当該煙感知器と連動させてもよいものであること。

なお、自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅及び音声誘導を停止させる場合は、出火階の火災信号等と、階段室に設けられた煙感知器の火災信号とを演算処理できる信号装置を設ける必要があること。

- (g) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。▲

ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベル（当該誘導灯の中心から 1 m 離れた位置で 70dB）を調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあっては、この限りでない。

(7) 信号装置

信号装置は、原則として自動火災報知設備の受信機と同一の室に設けること。▲

(8) 配線

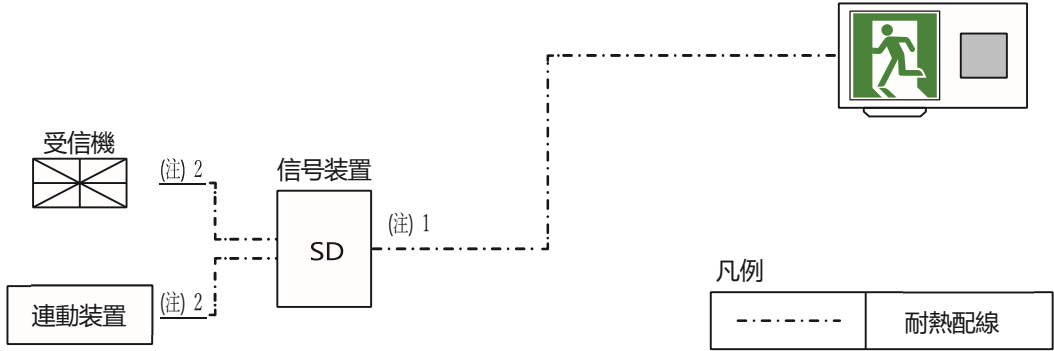
配線は、前 11 を準用するほか、次に掲げる操作回路及び信号回路の配線は、耐熱配線とすること。▲（第 16－46 図参照）

ア 自動火災報知設備の受信機又は連動装置から信号装置までの配線

ただし、防災センター等内に設置されている機器間相互の配線は、この限りでない。

イ 信号装置から誘導灯までの配線

ただし、信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合は、この限りでない。



(注) 1 信号回路等に常時電圧が印加されている方式とした場合は、一般配線でもよい。

2 防災センター等内に設置されている機器間相互の配線は、一般配線でもよい。

第 16－46 図

1 4 総合操作盤

省令第 28 条の 3 第 4 項第 12 号に規定する総合操作盤は、第 24 総合操作盤によること。

第 16 の 2 誘導標識

1 用語の定義

この項において用いる用語の定義は、次による。

ア 「中輝度蓄光式誘導標識」とは、JIS Z8716 の常用光源蛍光ランプD65 により照度 200Lx（ルクス）の外光を 20 分間照射し、その後 20 分経過した後における表示面（イにおいて「照射後表示面」という。）が $24\text{mcd}/\text{m}^2$ （ミリカンデラ毎平方メートル）以上 $100\text{mcd}/\text{m}^2$ 未満の平均輝度を有する蓄光式誘導標識をいう。

イ 「高輝度蓄光式誘導標識」とは、照射後表示面が $100\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上の平均輝度を有する蓄光式誘導標識をいう。

2 機器

誘導標識は、誘導灯告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

3 中輝度蓄光式誘導標識

中輝度蓄光式誘導標識の設置は、省令第 28 条の 3 第 5 項の規定によるほか、次によること。

(1) 設置位置等

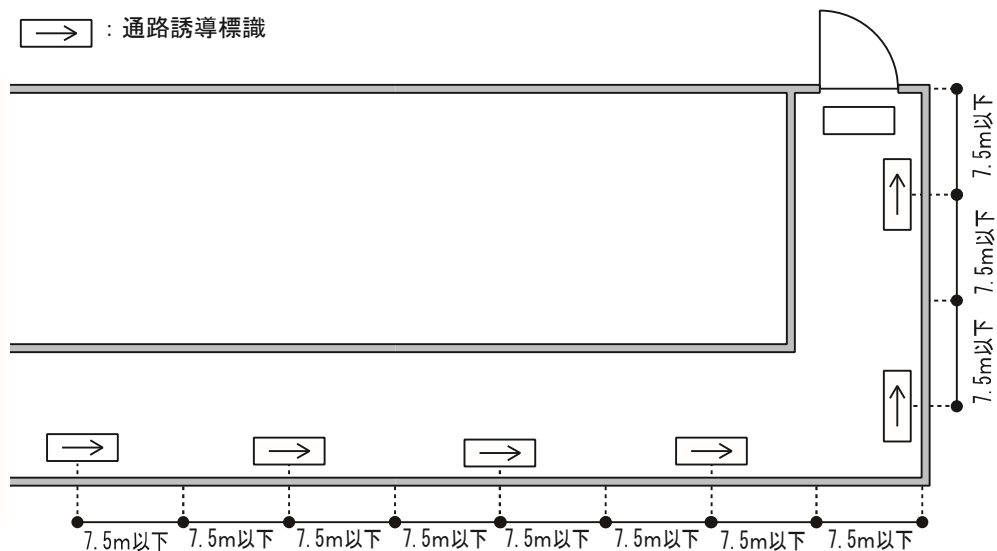
ア 避難口に設ける中輝度蓄光式誘導標識は、省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に掲げる避難口の上部等に設けること。

イ 廊下又は通路に設ける中輝度蓄光式誘導標識は、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が 7.5m 以下となる箇所及び曲がり角の床又は壁に設けること。

（第 16 の 2 - 1 図参照）

□ : 避難口誘導標識

→ : 通路誘導標識



第 16 の 2 - 1 図

ウ 階段又は傾斜路に設ける中輝度蓄光式誘導標識は、特に避難の方向を指示する必要がある箇所に、設けることとする。

エ 自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）による補足が必要であること。

(2) 設置要領

- ア 容易にはがれないよう接着剤、両面テープ等で固定すること。▲
- イ 設置環境及び設置場所（床面に設置するもの又は壁面に設置するもの。）を踏まえ、必要に応じて、耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有するものを使用すること。▲

4 高輝度蓄光式誘導標識

高輝度蓄光式誘導標識は、省令第 28 条の 2 第 1 項第 3 号、第 2 項第 2 号、第 3 項第 3 号、省令第 28 条の 3 第 4 項第 3 号の 2 及び第 10 号並びに誘導灯告示によるほか、次によること。

(1) 共通事項

ア 高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度等

- (7) 誘導灯告示第 3 第 1 号(3)及び第 3 の 2 第 4 号に規定する「性能を保持するために必要な照度」としては、停電等により通常の照明が消灯してから 20 分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、おおむね 100mcd/m²以上（省令第 28 条の 2 第 1 項第 3 号、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 3 号の規定において高輝度蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね 15m 以上となる場合にあっては 20 分間経過した後の表示面がおおむね 300mcd/m²以上、省令第 28 条の 3 第 4 項第 10 号の規定において通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては 60 分間経過した後の表示面がおおむね 75mcd/m²以上）の平均輝度となる照度を目安とすること。（第 16 の 2－1 表参照）

第 16 の 2－1 表

防火対象物の区分		照明が消灯してから 20 分間経過した後の輝度（単位：mcd/m ² ）
省令第 28 条の 2 第 1 項第 3 号、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 3 号	小規模な路面店等	おおむね 100mcd/m ² 以上（避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね 15m 以上となる場合にあっては、おおむね 300mcd/m ² 以上）
省令第 28 条の 3 第 4 項第 3 号の 2	個室型遊興店舗	おおむね 100mcd/m ² 以上
省令第 28 条の 3 第 4 項第 10 号	大規模・高層の防火対象物等	おおむね 100mcd/m ² 以上（照明が消灯してから 60 分間経過した後の表示面がおおむね 75mcd/m ² 以上）

- (i) 前(7)の照度は、①高輝度蓄光式誘導標識の性能、②照明に用いられている光源の特性（特に、蓄光材料の励起に必要な紫外線等の強度）に応じて異なるものであることから、別記「蓄光式誘導標識の試験データ」の例により試験データを確認する等して、これらの組合せが適切なものとなるようにする必要があること。（第 16 の 2－2 図参照）

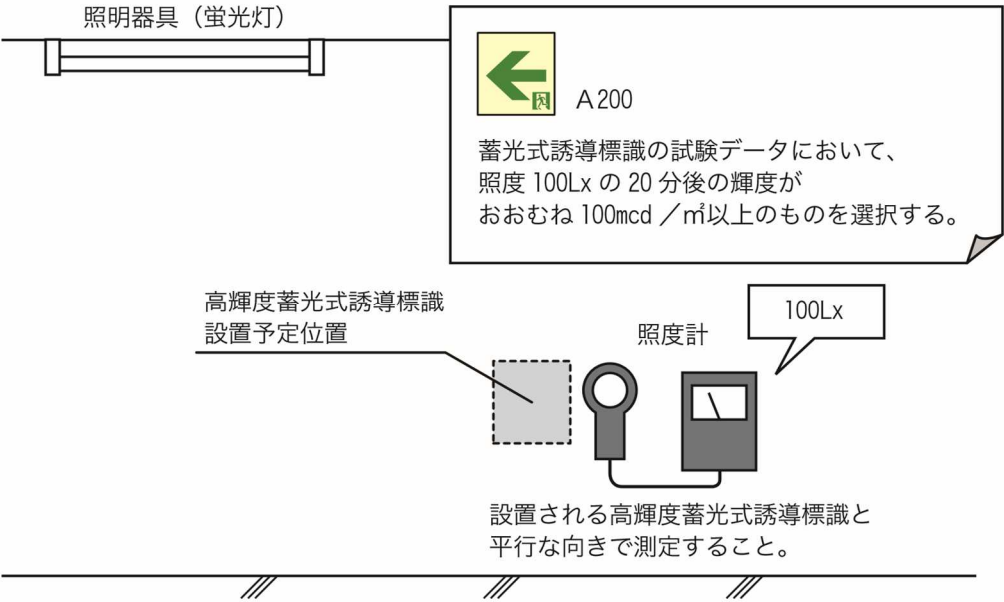
これに当たり、主な光源の種別に応じた留意点等は、次のとおりであること。

- a 一般的な蛍光灯による照明下において、高輝度蓄光式誘導標識が設けられており、当該箇所における照度が 200Lx 以上である場合には、停電等により通常の照明が消灯してから 20 分間経過した後における高輝度蓄光式誘導標識の表示面が 100mcd/m²以上の平均輝度とな

るものとみなして差し支えない。

- b 開発普及が進んでいる新たな光源は、従来の蛍光灯と特性が大きく異なる場合がある（例えば、現在流通しているLED照明器具は、可視光領域での照度が同レベルであっても紫外線強度は蛍光灯より小さいものが一般的である等）ことから、特に留意すること。

（壁面に設置した場合の例）



蓄光式誘導標識の試験データ		
○蓄光式誘導標識の型式等：A 2 0 0		
○光源となる照明器具の種類： <u>蛍光灯</u> ・白熱電球・LED・その他（ ）		
○照明器具の型式等：○○○○○○○		
○測定機器の型式等		
・測定機器：○○○○○○○		
・紫外線強度計：○○○○○○○		
・輝度計：○○○○○		
照度 (lx)	紫外線強度 (μW/cm ²)	20分後の輝度 (mcd/m ²)
50	4.0	67
 100	8.0	130
200	15.8	186

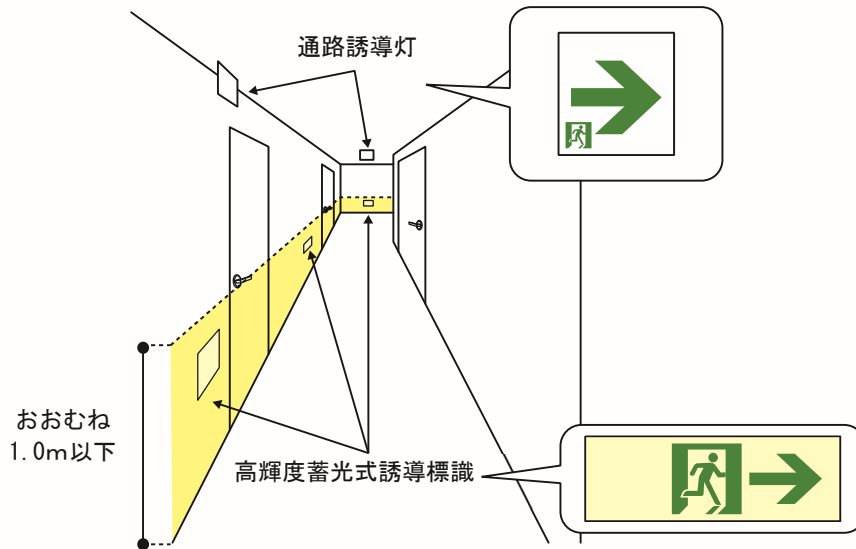
第16の2－2図

- (h) 無人の防火対象物又はその部分についてまで、照明器具の点灯を求めるものではないこと。
- (i) 高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度を確保することができない場合にあっては、誘導灯又は光を発する帯状の標示等により誘導表示を行うことが必要であること。

イ 床面又はその直近に設ける高輝度蓄光式誘導標識

- (7) 誘導灯告示第 3 の 2 第 2 号に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、床面又は床面からの高さがおおむね 1 m 以下の避難上有効な箇所をいうものであること。(第 16 の 2 - 3 図参照)

(通路誘導灯に補完して床面又はその直近に高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合の例)



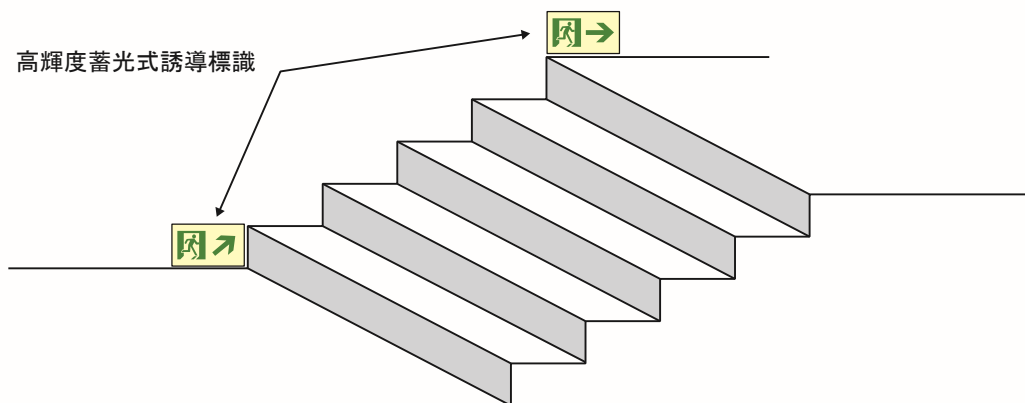
第 16 の 2 - 3 図

- (4) 階段、傾斜路、段差等のある場所においては、転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に、高輝度蓄光式誘導標識を設けること。▲

この場合において、高輝度蓄光式誘導標識上の「避難の方向を示すシンボル」(誘導灯告示別図第 2) の向きを、避難時の上り・下りの方向に合わせたものとすることも考えられること。(第 16 の 2 - 4 図参照)

なお、避難する際の錯覚(踏み面がきわめて暗い環境のため、階段なのか踊り場なのかを判断できない)による転倒、転落等を防ぐため、蓄光式誘導標識の設置高さは、統一すること。

(階段、傾斜路、段差等のある場所に高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合の例)



第 16 の 2 - 4 図

- (g) 誘導標識の材料は、誘導灯告示第5第3号(1)に「堅ろうで耐久性のあるもの」とされているが、蓄光材料には水等の影響により著しく性能が低下するものもあることから、床面、巾木等に設ける高輝度蓄光式誘導標識で、通行、清掃、雨風等による摩耗、浸水等の影響が懸念されるものにあつては、耐摩耗性や耐水性を有するものを設置すること。●
- (h) 省令第28条の3第4項第3号の2及び第10号の規定においては、通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設けることが定められているものであり、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできないこと。(第16の2-5図参照)



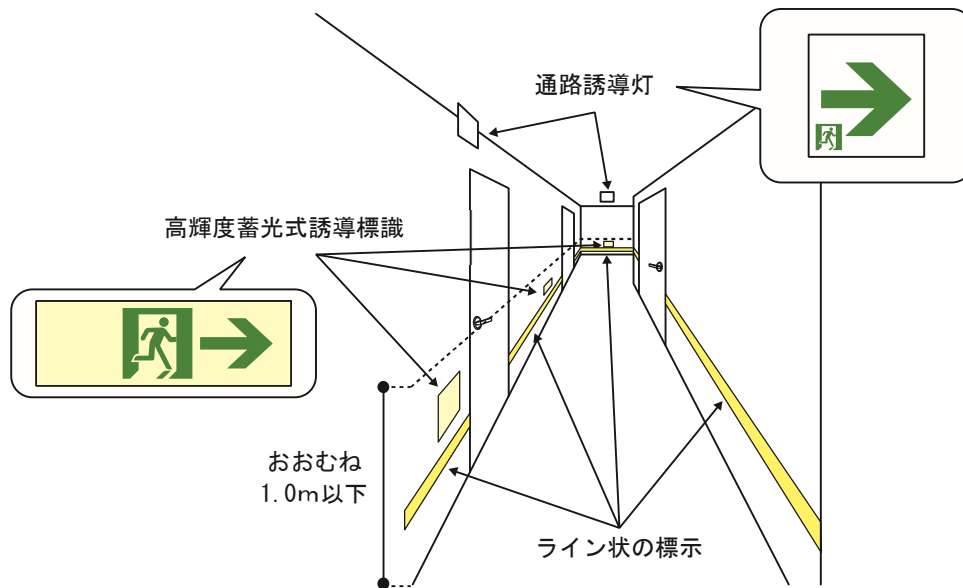
第16の2-5図

ウ 光を発する帯状の標示等を用いた同等以上の避難安全性を有する誘導表示

(7) 誘導灯告示第 3 の 2 ただし書に規定する「光を発する帯状の標示」としては、次に掲げるものとする。

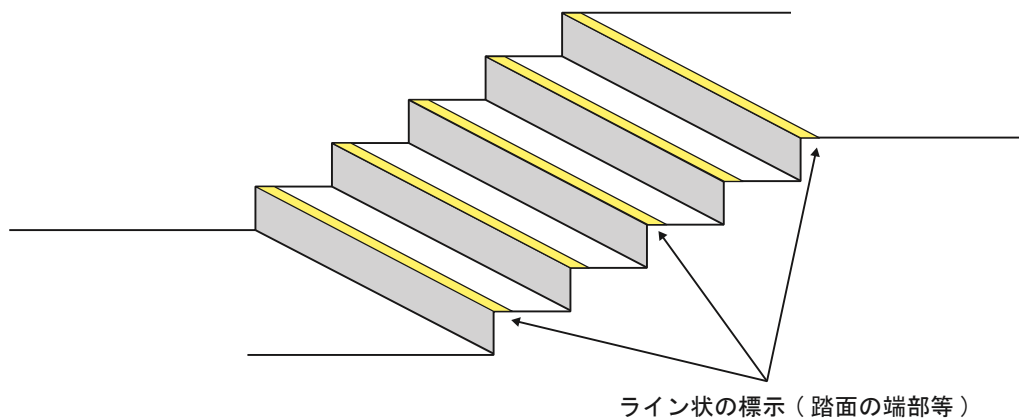
- a 通路の床面又は壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの（第 16 の 2－6 図参照）
- b 階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行うもの（第 16 の 2－7 図参照）

（通路の床面又は壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行う場合の例）



第 16 の 2－6 図

（階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行う場合の例）



第 16 の 2－7 図

- (4) 前(7)に掲げる光を発する帯状の標示等は、停電等により通常の照明が消灯してから 20 分間（省令第 28 条の 3 第 4 項第 10 号の規定において通路誘導灯を補完するものとして設ける場合にあっては 60 分間）経過した後における当該表面の平均輝度が、おおむね次式により求めた値を目安として確保されるようにすること。

$$L' \geq L \frac{100}{d'}$$

L' : 当該標示の表面における平均輝度 (mcd/m²)

L : 2 (mcd/m²)

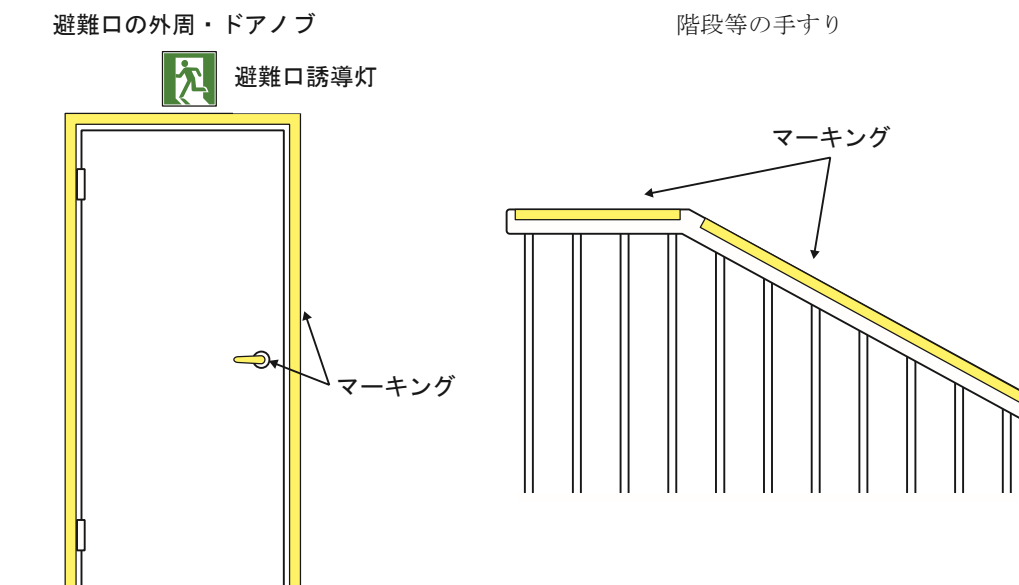
d' : 当該標示の幅 (mm)

また、当該標示を用いる場合にあっても、所期の性能が確保されるよう前ア(イ)、イ(7)及び(7)の例等により適切に設置及び維持するとともに、曲り角等の必要な箇所において高輝度蓄光式誘導標識等により避難の方向を明示することが必要であること。(第16の2-6図参照)

(7) 誘導灯告示第3の2ただし書に規定する「その他の方法」としては、高輝度蓄光式誘導標識又は前(7)の「帯状の標示」を補完するものは、次に掲げるものとする。

- a 避難口の外周、ドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示(第16の2-8図参照)
- b 階段のシンボルを用いた階段始点用の標示(第16の2-9図参照)

(避難口の外周、ドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示の例)



第16の2-8図

(階段のシンボルを用いた階段始点用の標示の参考例)

上り階段であることを示すシンボル



下り階段であることを示すシンボル

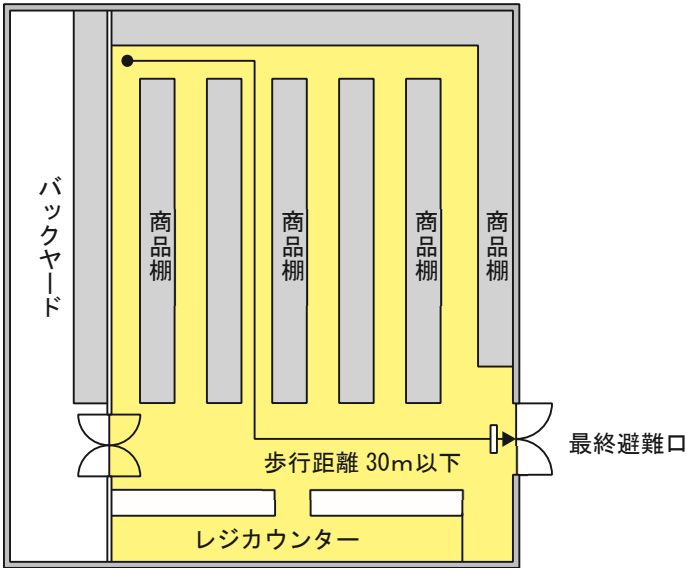


第16の2-9図

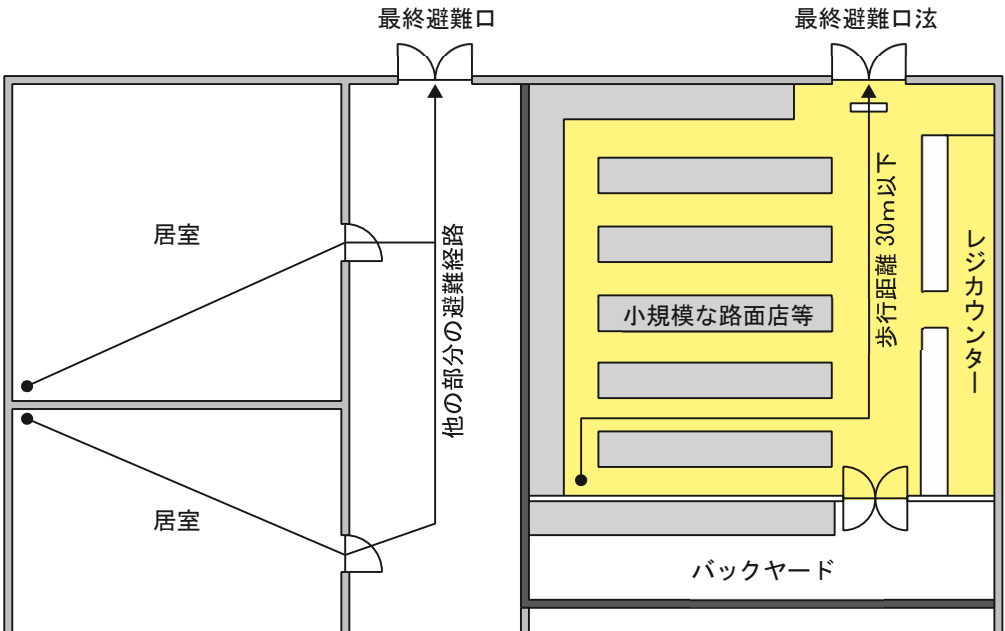
(イ) 前(7)から(7)までの標示については、蓄光材料を用いるもののほか、光源を用いるもの(前(イ)に掲げる時間に相当する容量の非常電源を有するものに限る。)も含まれるものであること。

- (2) 小規模な路面店等（避難が容易な居室における避難口誘導灯を要しない関係）
- 省令第 28 条の 2 第 1 項第 3 号ハに規定する避難口誘導灯の設置を要しない居室（以下この項において「小規模な路面店等」という。）に設置する高輝度蓄光式誘導標識は、次によること。
- ア 小規模な路面店等における高輝度蓄光式誘導標識の設置例（第 16 の 2－10 図参照）

（単独建屋の場合）



（防火対象物の一部に当該居室が存する場合）



□：高輝度蓄光式誘導標識

（注）他の部分の避難経路は独立していること。
（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）

第 16 の 2－10 図

イ 小規模な路面店等の要件

省令第28条の2第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次の(7)から(9)までに該当するもの（省令第28条の2第1項第3号関係）

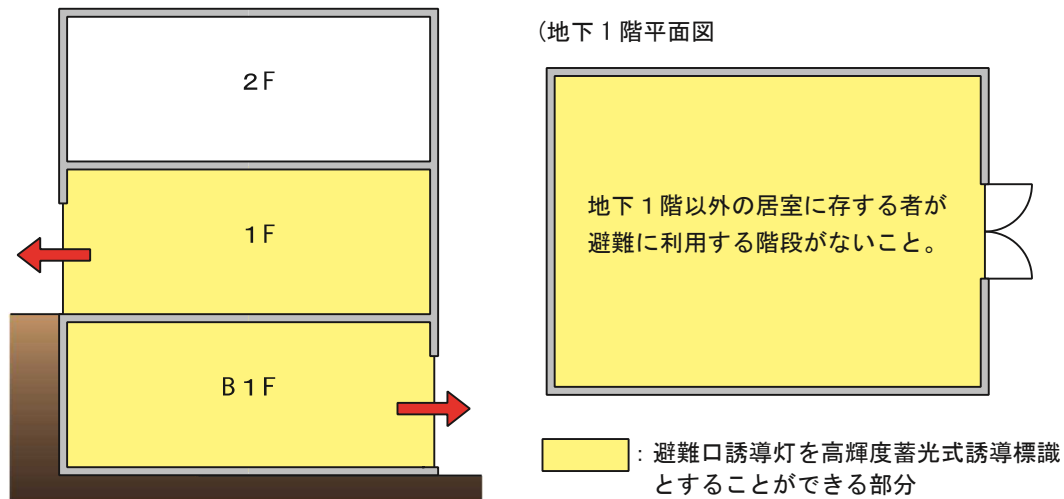
なお、ここでいう「居室」とは、地階及び無窓階に存する居室（例えば、傾斜地において階全体としては地階扱いとなるが、当該居室は直接地上に面しているもの等）も、当該規定の要件に適合すれば設置することを要しない居室の対象となるものであること。（第16の2-11図参照）

(7) 最終避難口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）を有すること。

なお、ここでいう「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものをいうものであること（例えば、一階層のコンビニエンスストアにおける売場部分の出入口等）。

(8) 室内の各部分から、最終避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該最終避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

(9) 高輝度蓄光式誘導標識が設けられていること。



第16の2-11図

ウ 高輝度蓄光式誘導標識は、次により設けられていること。（誘導灯告示第3関係）

(7) 最終避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。

(8) 性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

(9) 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

(10) 前イ(8)の最終避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15m以上となる場合において、避難上有効な視認性を確保するため、次式により求めた値を目安として、高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを確保すること。

$$D \leq 150 \times h$$

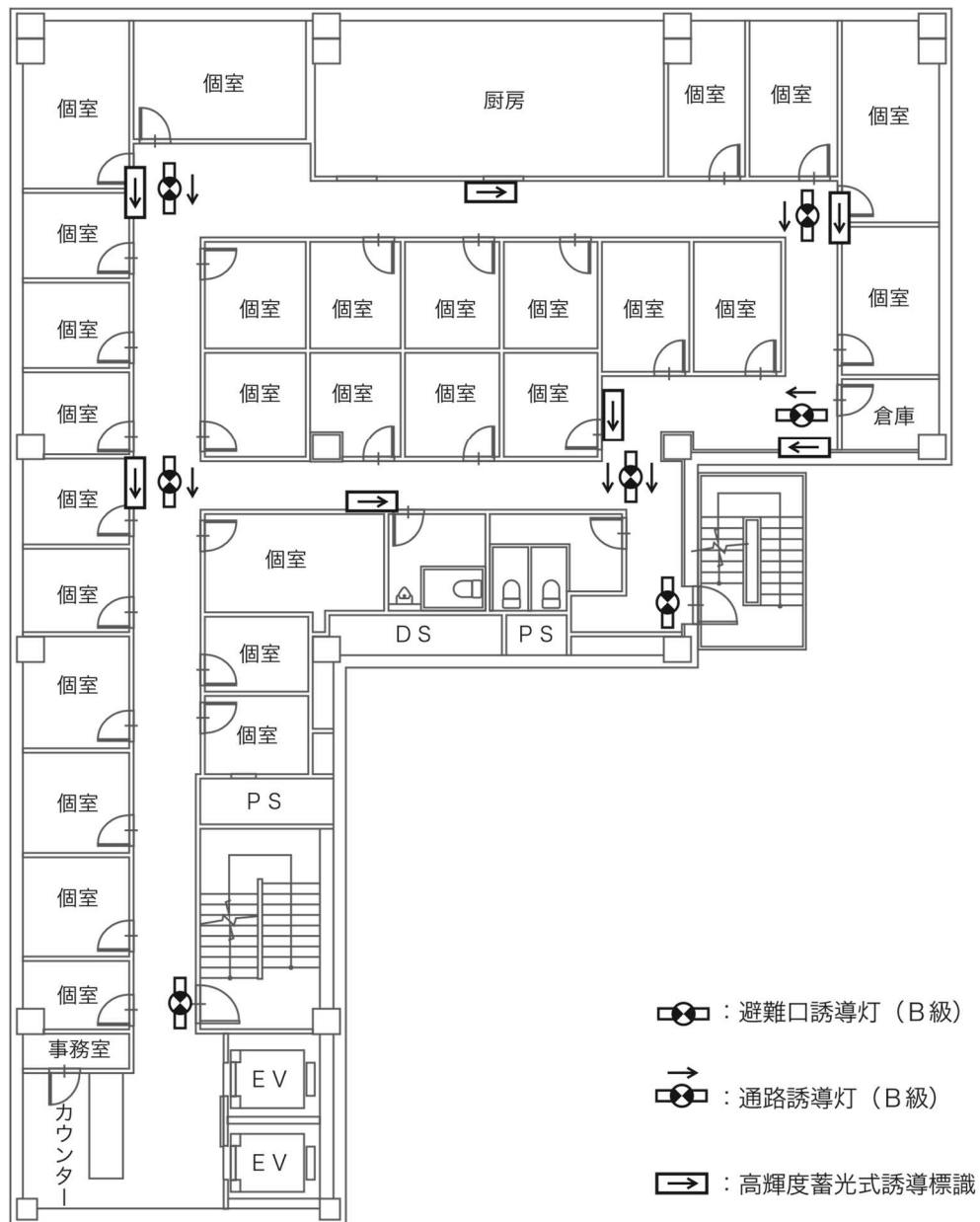
D：避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離（m）

h：高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法（m）

(3) 個室型遊興店舗（通路上の煙の滞留を想定した床面等への誘導表示関係）

省令第 28 条の 3 第 4 項第 3 号の 2 ただし書きに規定する通路誘導灯を補完するために設けられる高輝度蓄光式誘導標識は、次によること。

ア 政令別表第 1 (2) 項ニ、(16) 項イ、(16 の 2) 項及び(16 の 3) 項に掲げる防火対象物(同表(16) 項イ、(16 の 2) 項及び(16 の 3) 項に掲げる防火対象物にあっては、同表(2) 項ニに掲げる防火対象物の用途に供する部分に限る。)(以下この項において「個室型遊興店舗」という。)における高輝度蓄光式誘導標識の設置例（第 16 の 2 -12 図参照）



第16の2-12図

イ 省令第 28 条の 3 第 4 項第 3 号の 2 ただし書きの規定においては、通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設けることが定められているものであり、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできないこと。

ウ 高輝度蓄光式誘導標識は、次により設けられていること。(誘導灯告示第3の2関係)

ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあっては、この限りでない。

(7) 床面又はその直近の箇所に設けること。

なお、ここでいう「その直近」とは、床面からの高さがおおむね1 m以下の避難上有効な箇所をいうものであること。(第16の2-13図参照)

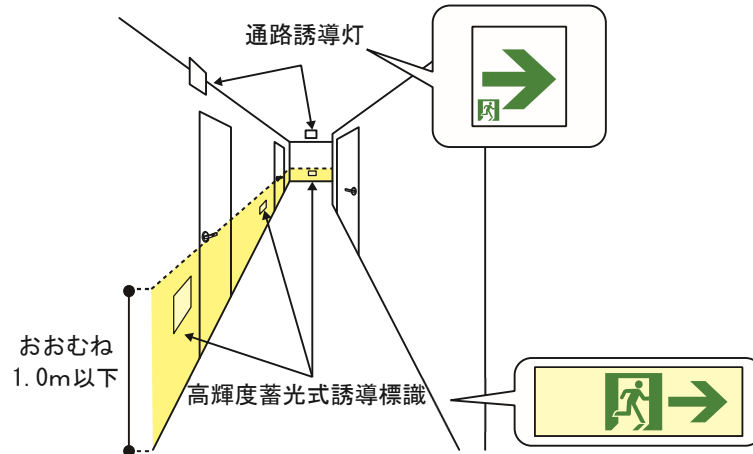
(4) 廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び曲がり角に設けること。

(9) 性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

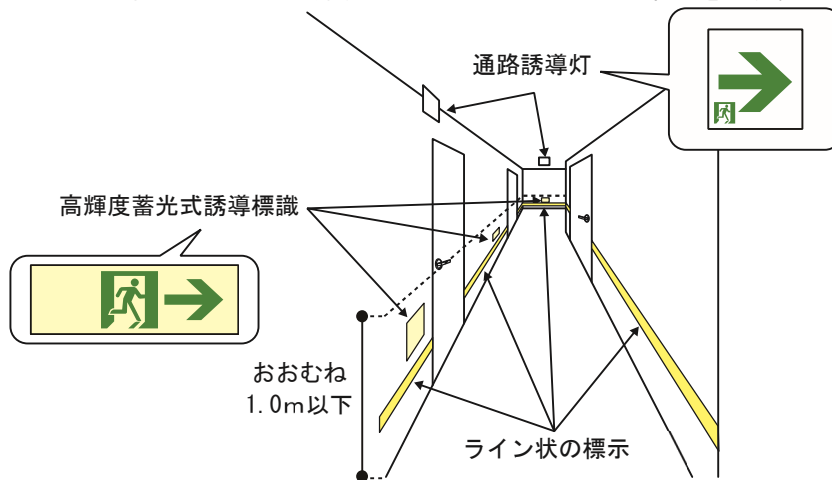
なお、個室型遊興店舗においては、避難経路の見とおしが悪く、照明も暗い等の状況が想定されることから、高輝度蓄光式誘導標識等の種別及び設置位置に留意すること。

(2) 高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、高輝度蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は高輝度蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

(通路誘導灯に補完して床面又はその直近に高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合の例)



(通路の床面又は壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行う場合の例)



第16の2-13図

(4) 大規模・高層の防火対象物等（停電時の長時間避難に対応した誘導表示関係）

省令第 28 条の 3 第 4 項第 10 号に規定する通路誘導灯を補完するために設けられる高輝度蓄光式誘導標識は、次によること。

ア 大規模・高層の防火対象物等の要件

誘導灯の非常電源の容量を 60 分間とする防火対象物（以下この項において「大規模・高層の防火対象物等」という。）は、次のいずれかに該当するものであること。（誘導灯告示第 4 関係）

(7) 政令別表第 1 (1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすこと。

a 延べ面積 5 万㎡以上

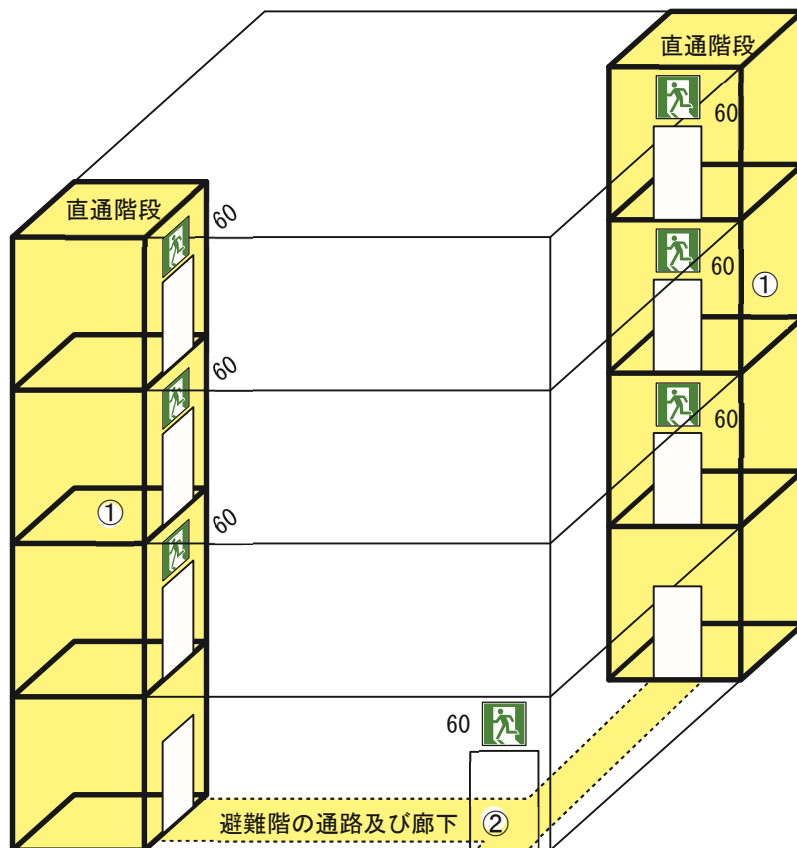
b 地階を除く階数が 15 以上であり、かつ、延べ面積 3 万㎡以上

(1) 政令別表第 1 16 の 2 項に掲げる防火対象物で、延べ面積 1,000 ㎡以上であること。

(2) 政令別表第 1 (10)項又は(16)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物にあつては、同表第 1 (10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、乗降場が地階（直接外気に開放されているものを除く。）にあり、かつ、消防長が避難上必要があると認めて指定するもの

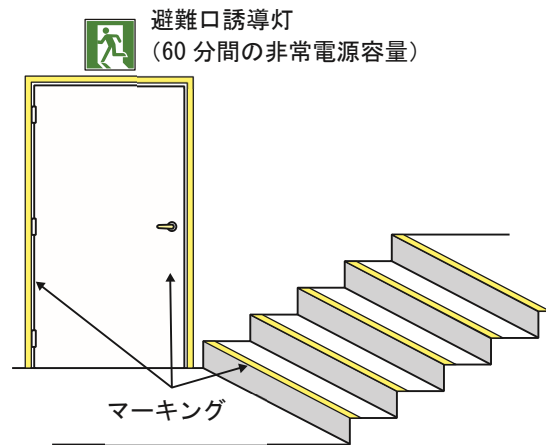
イ 大規模・高層の防火対象物等における高輝度蓄光式誘導標識の設置例（第 16 の 2 -14 図参照）

（延べ面積が 5 万㎡以上の防火対象物）



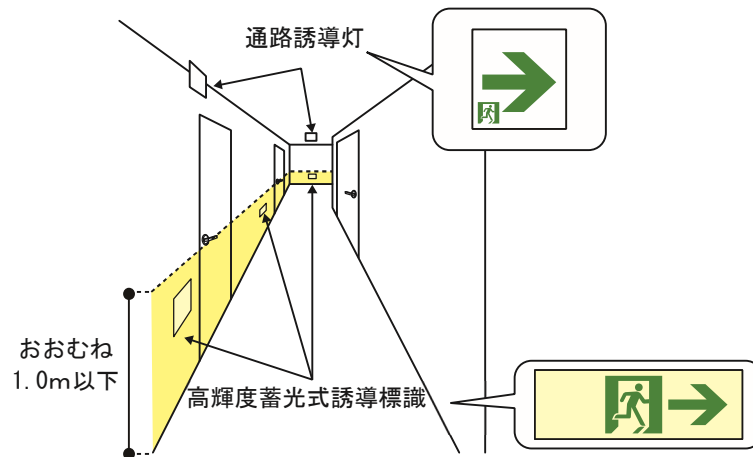
： 60 分間の非常電源の容量を確保する部分

① 直通階段の階段室

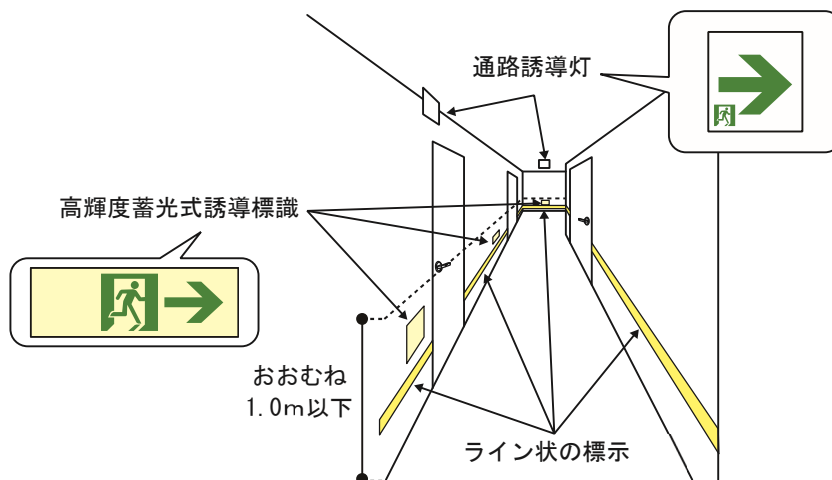


② 避難階の通路及び廊下部分

(通路誘導灯に補完して床面又はその直近に高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合の例)



(通路の床面又は壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行う場合の例)



第16の2-14図

- ウ 省令第 28 条の 3 第 4 項第 10 号の規定においては、通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設けることが定められているものであり、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできないこと。
- エ 高輝度蓄光式誘導標識は、次により設けられていること。(誘導灯告示第 3 の 2 関係)
- ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあっては、この限りでない。
- (ア) 床面又はその直近の箇所に設けること。
 なお、ここでの「その直近」とは、床面からの高さがおおむね 1 m 以下の避難上有効な箇所をいうものであること。
 - (イ) 廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が 7.5m 以下となる箇所及び曲がり角に設けること。
 - (ロ) 性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。
 - (ハ) 高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、高輝度蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は高輝度蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。
 - (ニ) 階段（特に、避難時に下り方向で用いられるもの）においては、転倒、転落等を防止するため、踏面端部の位置等を示すように、光を発する帯状の標示等を設けることが適当であること。▲

別記

蓄光式誘導標識の試験データ

○蓄光式誘導標識の型式等：

○光源となる照明器具の種類：蛍光灯・白熱電球・LED・その他（ ）

○照明器具の型式等：

○測定機器の型式等

・測定機器：

・紫外線強度計：

・輝度計：

照度（lx）	紫外線強度（μ W／cm ² ）	20分後の輝度（mcd/m ² ）
15		
25		
50		
100		
200		
300		
400		
500		
600		
700		
800		
900		
1000		

- ※1 「照度」、「紫外線強度」及び「輝度」は、照度計（JIS C1690 1-1の適合品等）、紫外線強度計（おおむね波長360nm～480nmの範囲を測定できるもの）、輝度計（色彩輝度計等）を用いて測定した結果を記載。
- ※2 「20分後の輝度」欄には、蓄光式誘導標識を照明器具により20分間照射し、その後20分間経過した後における測定値を記載（規則第28条の3第4項第10号の規定において誘導灯を補完するものとして蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては、「60分後の輝度」として、照明器具により20分間照射し、その後60分間経過した後における測定値を記載）。
- ※3 当該試験データを設置届に添付する等して、試験結果報告書に記載の「設置場所の照度」と突合して、蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度が確保されていることを確認。
- ※4 蓄光式誘導標識を複数設ける防火対象物にあっては、
- 当該防火対象物に設ける蓄光式誘導標識の型式等ごとに当該試験データを添付するとともに、
 - 試験結果報告書の「設置場所の照度」についても、各設置箇所によって照度が異なる場合には、当該照度の範囲（例：○○lx～△△lx）を記載。また、必要に応じ、個別の設置箇所における照度を別紙にて添付。
- ※5 経年等に伴い、「照度」、「輝度」等が所期の条件に適しないことが、点検等の際に明らかとなった場合には、個別の状況に応じ、照明器具の交換・変更、蓄光式誘導標識の交換・変更等を適宜実施。

